

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月

桐朋学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	40
基準 4. 教員・職員	59
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 演奏活動と地域・社会連携	89
V. 特記事項	94
VI. 法令等の遵守状況一覧	95
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集（データ編）一覧	110
エビデンス集（資料編）一覧	110

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人桐朋学園（以下「本法人」という。）は、「男子部門」「女子部門」「音楽部門」の3つの学校群から構成されている学校法人である。桐朋学園音楽部門（以下「音楽部門」という。）は、昭和27(1952)年に本法人の桐朋女子高等学校に男女共学の音楽科が設置された時から、本法人の一部門としてその歴史を刻むことになった。

現在、音楽部門は東京都調布市に桐朋学園大学音楽学部と大学院音楽研究科（修士課程・博士後期課程）、子供のための音楽教室（全国に28教室を展開・年少～高校）本部、桐朋女子高等学校音楽科（男女共学）を、また、富山県富山市に桐朋学園大学院大学（修士課程）、桐朋オーケストラ・アカデミーをそれぞれ設置し、幼児から社会人までを対象とした音楽の専門教育を実践し、国内外の音楽界で活躍する逸材を輩出している。

桐朋学園大学（以下「本学」という。）は、昭和36(1961)年に音楽学部演奏学科及び作曲理論学科の1学部2学科を設置する単科大学として開学した。その礎になったのは、昭和23(1948)年に市ヶ谷の東京家政学院内に創設された「子供のための音楽教室」である。この音楽教室は、チェリストであり指揮者の斎藤秀雄、ピアニストの井口基成、声楽家の伊藤武雄、作曲家の柴田南雄、音楽評論家の吉田秀和らが、戦後のより良き未来を子供の音楽教育に託して開いたもので、その教育は創始者たちの予想を超えた成果を生み出した。音楽教室で学んだ生徒たちが高校進学を迎えるにあたり、一貫した教育システムとしての高等学校課程の設置が検討され、昭和27(1952)年に桐朋女子高等学校に音楽科が開設される運びとなる。そして、さらに上の教育へ繋げるために、昭和30(1955)年に桐朋学園短期大学を開学、そしてその後、昭和36(1961)年の大学開学へとつながる。

本学は、建学の精神として以下の3点を掲げている。

桐朋学園大学・建学の精神

- ・自由で豊かな感性を持つ個性ある音楽家の育成
 - ・音楽教育による社会貢献
 - ・世界における音楽文化の創造
-

建学の精神には、「子供のための音楽教室」の設立にあたり起草された「私たちの立場」と題する開設趣意書に記されている教育理念も反映されている。開設趣意書には、音楽における技術的な早期教育の重要性を説くだけでなく、「音楽では、文学などにくらべて技術的な要素が、非常に重要な役割をもつと同時に、知的な面の勉強も、あくまで耳の感覚を通して得られた、具体的な、身についたものでなくてはなりません」として、実践と教養の両立・融合こそが、優れた音楽教育に求められるものと強調しており、それは現在のカリキュラム編成にも反映されている。

また、この建学の精神として掲げる3点は、これまで本学が実践してきた教育に対する確固たる信念を表現している。すなわち、それぞれの個性を見出し伸ばすことに教育の本質があること、音楽の専門教育を深化させるためには幅広い学びが重要であること、本学の在学生・卒業生が音楽界は言うまでもなく多方面でその才能を開花させるとともに、その研究教育の歴史が世界における音楽教育分野をリードする存在にもなることを明文化し

たものであり、本学の在学生・卒業生の活躍は、まさに、この建学の精神の発露といえる。また、本法人全体の建学の精神として掲げている、「一人ひとりの人格を尊重し、自主性を養い、個性を伸長するというヒューマニズムに立つ、『人間教育』という方針も反映されている。

2. 使命・目的

本学の使命・目的及び教育の目的については、桐朋学園大学学則第1条に「本学は教育基本法に精神に従い、広く知識を授けるとともに音楽の専門教育を与え、人格の完成を図り、有為な音楽家を育成することを目的とする。」と定めている。

また、大学院については、桐朋学園大学大学院学則第2条に「修士課程は、広い視野に立って、音楽についての精深な学識と技術を授け、専攻分野における創造、表現、研究能力又は音楽に関する高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。」「博士後期課程は、音楽専攻分野について、教育者、研究者として自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

その使命・目的を達成するために、音楽教室から大学院までの必要とされる教育機関や附属のコース等を設置し、教育研究活動及び社会貢献活動を実践してきた。

3. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色は、その時々々の社会からの要望に沿うべく、常に音楽教育界をリードする総合的な音楽教育を実践してきたこと、また、それぞれの学生の自由な感性と個性に応じた教育を実践してきたことにある。

本学では、年齢にとらわれず、一人ひとりの成長過程に合わせてそれぞれの感性と能力を自由に引き出し、発展させる教育課程が構築されてきた。それは、画一的な教材を年齢に合わせて教え込むことではなく、1対1でのきめ細かい指導や細かい能力別のクラス分けによる指導によってこそ実現できるもので、同時に演奏家、作曲家、研究者として実績を持つ教員がその指導にあたることで、絶対的な成果を生み出してきた。

また、本学では高校・大学・大学院の連続性も視野に入れたカリキュラムを編成している。専攻実技を核として、ソルフェージュ、音楽理論、音楽史及びアンサンブルなどの専門科目、語学や一般教養も相互の連携も重視して組み立てられていることが特徴となっている。これらの相互関連の総体を大学教育の場と捉えている。

この独自のカリキュラムを学校教育の枠組みを超え、時代や社会の要請に合わせて実践していく場として、大学附属機関やコースの充実を図ってきた。「子供のための音楽教室」は、現在全国28か所に設置され、幼少期からの高度な音楽教育を実践し約2,000人の児童・生徒が学んでいる。本学の科目等履修生に区分される附属コースとしては、各種のディプロマ・コースを設置してきた歴史がある。現在は、中学卒業以上を対象とし欧米の音楽院をモデルにした高度な実技英才教育を実施する「ソリスト・ディプロマ・コース」、高校卒業以上を対象とした実技を中心にして幅広い年齢層の学生が在籍している「カレッジ・ディプロマ・コース」が設置されている。その他にも、本学の講義系科目を受講できる「科目等履修生」制度、大学院を設置していない専攻に関して学部卒業後の実技を中心

桐朋学園大学

に受講する「研究生」制度、創始者の一人・斎藤秀雄が生み出し、多くの活躍する指揮者を輩出してきた独自のカリキュラムで指揮法を学ぶコースとして、社会人の受講生も多い「オープン・カレッジ「指揮コース」」の設置など、建学の精神に則りながら、開かれた音楽教育の実践の場をつくり、音楽教育研究の質の向上と多様な人材育成に取り組んできた。

正規の課程と附属機関・コースの関係

正規の課程	学齢	大学附属機関・コース
桐朋学園大学大学院 音楽研究科 博士後期課程（3年） ピアノ・弦楽器・声楽・作曲・音楽学 修士課程（2年） ピアノ・弦楽器・声楽・作曲・音楽学	社会人 大学卒業	ソリスト・ティプロマ・コース☆ カレッジ・ティプロマ・コース★ オープンカレッジ「指揮コース」★ 科目等履修生★ 研究生◇ <出願資格> ☆ 中学卒以上 ★ 高校卒以上 ◇ 大学(音楽関係)卒以上 【子供のための音楽教室 - 全国 28 教室】 札幌・仙台・新潟・富山・仙川 目黒・小金井・お茶の水・八王子 水戸・宇都宮・太田・高崎・大宮 市川・西千葉・鎌倉・横浜・相模原 長野・松本・諏訪・富士・名古屋 京都・大阪・茨木・高松
桐朋学園大学 音楽学部 音楽学科 ピアノ・弦楽器・管楽器・打楽器・ハープ・古楽器・声楽・指揮・作曲・音楽学	大学	
桐朋女子高等学校 音楽科(男女共学) ピアノ・弦楽器・管楽器・打楽器・ハープ・声楽・作曲	高等学校 中学校 小学校 幼児	

本学では、演奏活動と大学の学びを両立させている学生や、国内外の音楽コンクールに積極的に挑戦する学生など、在学中から実社会との結びつきを持っている学生も少なくない。音楽家としても第一線で活躍する本学教員とも、ある時は自立した一音楽家として共演等をするという経験を積む機会があり、常に音楽界とのつながりを視野に入れた教育が展開されている。そして、本学ではキャリア支援分野が弱いことが課題とされてきたものの、本学の各機関で学んだ卒業生を追ってみると、音楽分野ではもちろん、それ以外のきわめて多方面で独自の才能を開花させ、活躍の場を広げている者も多い。それは意図せずとも本学の全学的な教育環境の中で培われたものとも言える。

これらの本学の個性・特色は、上記以外にも学内の様々なシステムや取り組みにも反映され、また実績として現れており、それらについては各基準項目において述べることとする。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本法人及び音楽部門の沿革等は以下のとおりである。

(1) 学校法人桐朋学園の沿革

年	事 項
昭和 15(1940)年	山下亀三郎氏（当時 山下汽船株式会社社長）の寄付金を基に、財団法人山水育英会が設立される。
昭和 16(1941)年	山水育英会を母体として、第一山水中学校を国立市に、山水高等女学校を調布市仙川に開設。
昭和 22(1947)年	山水育英会解散、東京教育大学（当時は東京文科大学・東京高等師範学校）に経営を移管、同大学に深い関係をもつ財団法人桐朋学園に改編される。桐朋第一中学校、桐朋第二中学校発足
昭和 23(1948)年	新学制により桐朋中学校・桐朋高等学校（国立市）と桐朋女子中学校・桐朋女子高等学校（仙川）に改編
昭和 26(1951)年	学校法人桐朋学園設立認可
昭和 27(1952)年	桐朋女子高等学校に音楽科（男女共学）併設

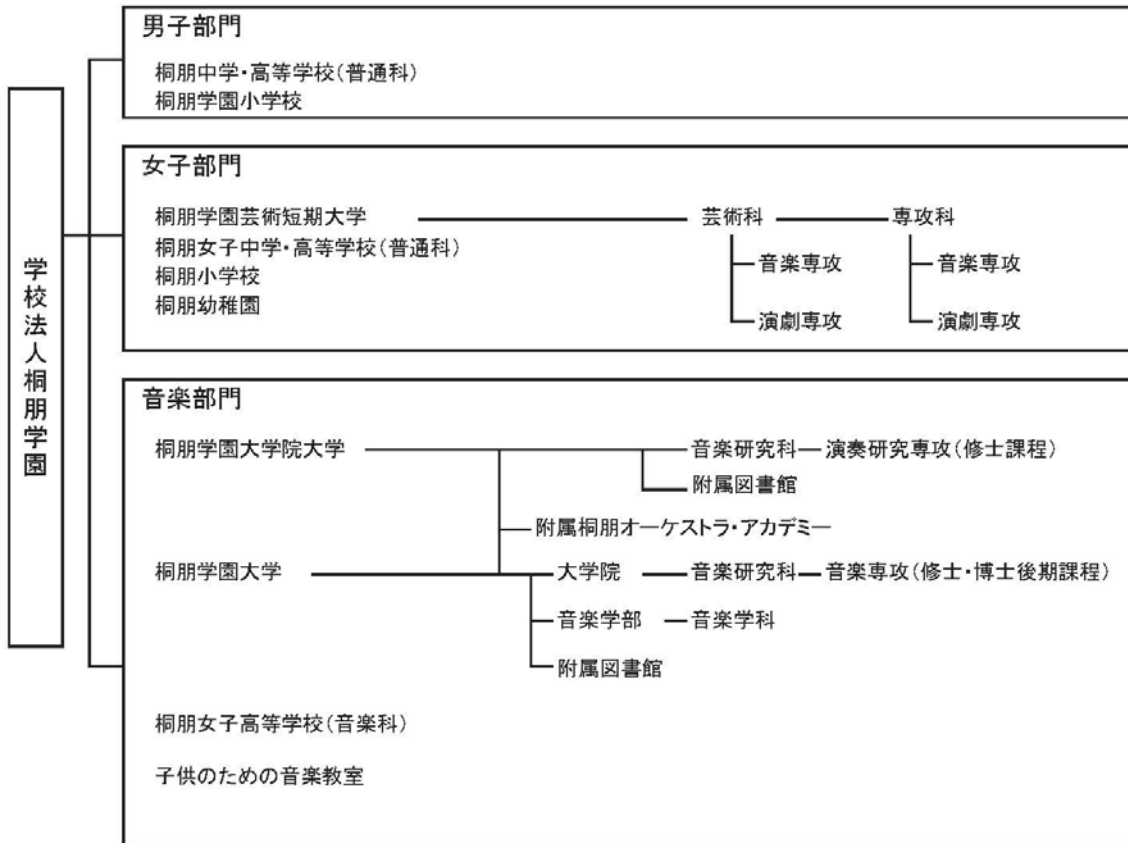
(2) 桐朋学園音楽部門の沿革

年	事 項
昭和 23(1948)年	市ヶ谷の東京家政学院内に「子供のための音楽教室」を開設
昭和 27(1952)年	学校法人桐朋学園・桐朋女子高等学校に音楽科（男女共学）を併設
昭和 30(1955)年	桐朋学園短期大学音楽科開設〔学長 井口基成〕
昭和 36(1961)年	桐朋学園大学音楽学部開設〔学長 井口基成〕 演奏学科（ピアノ専攻、弦管打楽器専攻、声楽専攻） 作曲理論学科（作曲・指揮専攻、音楽学専攻）
昭和 45(1970)年	桐朋学園弦楽合奏団、初のヨーロッパ演奏旅行（13カ国 31都市・66日間）を実施、ヨーロッパにおける桐朋の評価を決定づけるものとなる。
昭和 48(1973)年	桐朋学園大学音楽学部に「ディプロマ・コース」を開設
昭和 49(1974)年	桐朋学園弦楽合奏団、ニューヨークの国連記念式典で演奏（10月）
昭和 53(1978)年	桐朋学園大学音楽学部演奏学科に古楽器専攻を開設
平成 2(1990)年	公開講座として「音楽療法講座」を開講（平成 13(2001)年度まで開講）
平成 3(1991)年	桐朋学園オーケストラ、ニューヨーク・カーネギーホール 100周年記念演奏会に出演（3月）
平成 3(1991)年	桐朋学園大学音楽学部に「ペダゴジカル・ディプロマ・コース」を開設（平成 12(2000)年度まで開講）
平成 4(1992)年	桐朋学園大学音楽学部に「アンサンブル・ディプロマ・コース」を開設（平成 14(2002)年度まで開講）
平成 7(1995)年	富山市に桐朋オーケストラ・アカデミーを開設

桐朋学園大学

年	事 項
平成 8(1996)年	桐朋学園大学音楽学部「カレッジ・ディプロマ・コース」を開設 (現在に至る)
平成 11(1999)年	富山市に桐朋学園大学院大学(音楽研究科修士課程)を開学 〔学長 江藤俊哉〕
平成 14(2002)年	桐朋学園音楽部門 50 周年を迎える
平成 17(2005)年	仙川キャンパス近くにレッスン棟「アネックス」が完成
平成 18(2006)年	桐朋学園大学音楽学部の演奏学科と作曲理論学科の 2 学科を、 音楽学科の 1 学科に改組(入学定員 150 人)
平成 26(2014)年	調布キャンパス(調布市調布ヶ丘)の運用を開始
平成 28(2016)年	オーケストラ教育の深化・充実を目的に桐朋学園大学音楽学部の入学定員 を変更(150 人→180 人)
平成 29(2017)年	仙川キャンパス(調布市若葉町)の新校舎完成、運用を開始
平成 29(2017)年	桐朋学園大学大学院(音楽研究科修士課程・博士後期課程)を開設
令和 2(2020)年	桐朋学園大学大学院に作曲と音楽学のコース・領域を開設、修士課程の入 学定員を変更(30 人→45 人)
令和 3(2021)年	仙川キャンパス内に「桐朋学園宗次ホール」が完成し、運用を開始

◆ 学校法人桐朋学園が設置する学校・学部・学科等



2. 本学の現況：令和5（2023）年5月1日現在

- ・ **大学名** 桐朋学園大学
- ・ **所在地** 〒182-8510 東京都調布市若葉町1丁目41番地1号（仙川キャンパス）
〒182-0021 東京都調布市調布ヶ丘1丁目10番地1号（調布キャンパス）

*仙川キャンパスは主に実技レッスンや音楽学部の講義や演習、調布キャンパスは大学院の講義や演習及び一部の音楽学部の講義等で利用されている。

・ 学部、研究科構成

音楽学部 音楽学科（入学定員 180 人、収容定員 720 人）

ピアノ専攻、弦楽器専攻、管楽器専攻、打楽器専攻、ハープ専攻、古楽器専攻
声楽専攻、作曲専攻、指揮専攻、音楽学専攻

大学院音楽研究科 修士課程（入学定員 45 人、収容定員 90 人）

ピアノコース、弦楽器コース、声楽コース、作曲コース、音楽学コース

大学院音楽研究科 博士後期課程（入学定員 3 人、収容定員 9 人）

ピアノ研究領域、弦楽器研究領域、声楽研究領域、作曲研究領域、音楽学研究領域

・ 学生数、教員数、職員数

- (1) 学生数 （*印：標準的な修業年限を超えて在籍している学生を含む）

【学部】

	1年	2年	3年	4年*	合計
音楽学部 音楽学科	138	142	161	175	616

【大学院 修士課程】

	1年	2年*	合計
音楽研究科 音楽専攻	45	70	115

【大学院 博士後期課程】

	1年	2年	3年*	合計
音楽研究科 音楽専攻	5	4	4	13

【科目等履修生】

	計
研究生	42
ソリスト・ディプロマ・コース	18
カレッジ・ディプロマ・コース	65
科目等履修生（一般）	14

(2) 教員数

【大学】

学長	教授	准教授	専任講師	計	非常勤講師
1	26	13	2	42	293

【大学院】

教授	准教授	専任講師	計	非常勤講師
16	11	1	28	80

(3) 職員数

正職員	嘱託	パート	合計
20	9	34	63

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

●本学では、学校法人桐朋学園寄附行為第 3 条及び教育基本法や関連法令の定めに従い、本学学則及び大学院学則において使命・目的及び教育の目的（以下「教育目的」という。）について以下のように規定するとともに、ウェブサイト等にも掲載して、周知を図っている。 【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

桐朋学園大学学則第 1 条

本学は教育基本法の精神に従い、広く知識を授けるとともに音楽の専門教育を与え、人格の完成を図り、有為な音楽家を育成することを目的とする。

桐朋学園大学大学院学則第 2 条

修士課程は、広い視野に立って、音楽についての精深な学識と技術を授け、専攻分野における創造、表現、研究能力又は音楽に関する高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士後期課程は、音楽専攻分野について、教育者、研究者として自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

●教育目的をより具体化させるため、令和 3(2021)年度に学部の 3 ポリシー等の見直しを行った際に、新たに以下を教育の理念として掲げ、本学が育てたい学生像を明確に示した。

【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】

教育の理念

建学の精神、及び教育の目的に則り、以下のような学生を育てます。

- ・深く専門を究めると同時に幅広い教養を身につけた、自由で豊かな感性を持つ個性ある学生
- ・現代社会において音楽文化が直面するさまざまな課題に対処し、解決する能力を

身につけ、社会に貢献できる学生

- ・演奏や創作、作品理解などについての卓越した能力を基礎に、専門の枠を超えて新しい音楽文化を創造できる学生

●大学院においては、養成しようとする人材を以下のように定め、養成する学生像を明確に示している。

養成しようとする人材

<修士課程>

確かな実践能力や豊かな知識を持って活躍できる演奏家

<博士後期課程>

- ・極めて高度な知識と教養及び卓越した技能を備え、音楽に関する学術的な研究を自立的に行うことができ、将来、主に高等教育機関において教育者、研究者として活躍できる人材
- ・豊かな学識に裏打ちされた実践能力によって、世界の音楽界で中枢的指導力を発揮できる人材

1-1-② 簡潔な文章化

前項に示したように、本学の教育目的は、本学園寄附行為第3条に基づき「桐朋学園大学学則」及び「桐朋学園大学大学院学則」に定めている。また教育目的を具体化させた教育の理念も掲げており、明確かつ簡潔に文章化されている。そしてこれらは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーにも反映されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

●本学の個性・特色は、その時々々の社会からの要望に沿うべく、常に音楽教育界をリードする総合的な音楽教育を実践してきたこと、また、それぞれの学生の自由な感性と個性に応じた教育を実践してきたことにある。

●「2024 学校案内」において、教育目的を反映させたカリキュラムの核となる専門科目について、「鍛える」（ソルフェージュ、音楽理論）、「究める」（専攻実技等）、「超える」（オーケストラ、室内楽・二重奏ソナタ）という表現で紹介している。これらの科目の重要性は、本学が創設期から掲げているもので、「子供のための音楽教室」開設趣意書にその重要性の記載がある。本学では、実技、ソルフェージュ、音楽理論やアンサンブル教育の水準については他の音楽大学の追随を許さぬところを目指し、実践してきた。また、それらの専門教育を幅広く補完するものとして、他専攻との関わりや一般教養や語学などとの関連性を視野に入れたカリキュラムが組み立てられており、それが学生一人ひとりの感性と個性に応じた教育を実践できる理由ともなっている。 【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】

1-1-④ 変化への対応

●これまでも社会や時代の要請に応え、本学の教育目的を実現していくために、<II-.1.>

に音楽部門沿革として記載したとおり、各種ディプロマ・コースの設置や音楽学部の学科改組などの取組みを行ってきた。

●近年の大きな取組みとしては、平成 29(2017)年 4 月に大学院音楽研究科の修士課程と博士後期課程を同時開設したことがある。ゼミ形式の総合演習、論文や修了レポートの執筆を通してより深い視点で学ぶ大学院生が、TA(Teaching Assistant)として学部や高校の授業補助に加わる機会なども生まれ、学内においてはこれまで以上にそれぞれの学生が能動的・主体的に学ぶ姿勢が見られるようになった。また、大学院の設置にあたって教職課程認定も受け、中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状(教科：音楽)が取得できるようになったことにより、学校教育の場において高い専門性を持った管理職として活躍できる人材を育成できる体制も整った。

●大学院については、当初より順調に運営ができていたことや進学希望者がいたことから、令和 2(2020)年度から修士課程・博士後期課程の両課程に作曲、音楽学のコースを新設するとともに、修士課程の入学定員を 30 人から 45 人に増やしている。

●音楽学部の入学試験制度に関しては、令和元(2019)年度から飛び入学試験を実施するとともに、大学 3 年修了時に大学を卒業できる早期卒業の制度も整えた。優れた才能を持った学生を早い段階で受け入れ、育てることは本学が創設期から実施してきたことであり、既存のカリキュラムに無理なく組み込み、運用することができている。【資料 1-1-9】

●令和 2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症への対応として、実技系の大学でありながら、オンラインによる指導を講義のみならず実技指導にも積極的に取り入れてきた。また、入試に関してもオンライン入試を取り入れるなど、社会の緊急事態に柔軟に対応している。

<エビデンス集(資料編)・基礎資料>

【資料 1-1-1】学校法人桐朋学園寄附行為第 3 条(資料 F-1)

【資料 1-1-2】桐朋学園大学学則第 1 条(資料 F-3)

【資料 1-1-3】桐朋学園大学大学院学則第 2 条(資料 F-3)

【資料 1-1-4】建学の精神、教育の目的、教育の理念：本学ウェブサイトより

【資料 1-1-5】令和 3(2021)年 10 月 12 日教授会の<資料 5>3 ポリシー改定について

【資料 1-1-6】令和 3(2021)年 11 月 9 日教授会議事録及び同教授会資料 No.2

【資料 1-1-7】桐朋の教育理念：学校案内より(資料 F-2)

【資料 1-1-8】私たちの立場：「子供のための音楽教室」開設趣意書

【資料 1-1-9】「飛び入学」に関する自己点検・評価：2022 年度自己点検・評価報告書より

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

子供のための音楽教室から大学院までの一貫した教育体制の基盤が整ったのと同じ時期にコロナ禍に直面し、対面での教育や活動に制限が生じる事態となり、本学でも当初は混乱が生じた。しかしながら、教職員が一丸となって本学の教育目的を達成すべく、積極的にオンラインでのレッスンや授業、入学試験の実施などにも取り組んだ結果、それぞれの状況に応じて新たな教授法も生み出された。令和 5(2023)年春以降は、入場者を制限していた演奏会や学内における各種のコロナ対応ルールを、以前の状況に戻すとともに、新た

な教授法なども視野に入れた教育体制や教育方法の見直しについて、継続して取り組みたい。また、社会情勢や地域社会の要請などにも柔軟に対応しながら、本学の教育目的を実現していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

●本学の教育目的は、「学校法人桐朋学園寄附行為」に則り策定された、「桐朋学園大学学則」「桐朋学園大学大学院学則」に明記されている。「学校法人桐朋学園寄附行為」の制定及び変更は理事会の議決をもって行われる。また「桐朋学園大学学則」及び「桐朋学園大学大学院学則」の制定及び変更は、学長が招集する教授会及び研究科委員会に諮り、理事会の承認をもって行われている。以上から、役員、教職員の理解と支持を得ていると言える。

●理事会及び評議員会において中期計画に関する審議をする際には、資料に建学の精神を明示し、それらに基づいたものであるかを必ず確認している。補正予算案や授業料改定等の審議及び評議に際しても、教育目的との具体的な関連やその有効性に照らして検討がなされている。教授会及び研究科委員会においても、各種案件の検討に際しては同様の手法が採られている。役員、教職員の理解と支持は十分に得られている。 【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

●教育目的の学内における周知は、前述の各種会議体における審議・検討の際に、常に確認がなされている。また、学外への周知方法としては、本学ウェブサイトに掲載して周知しているほか、オープンキャンパスや夏期講習などの受験生を対象とした行事のガイダンスなどでも必ず紹介するようにしている。また、在学生に対しては「履修案内」の冒頭に掲載するとともに、年度当初のオリエンテーションでもカリキュラムを説明する際に必ずふれるようにしている。 【再掲：資料 1-1-4】 【資料 1-2-2】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

●令和 2(2020)年に改正された私立学校法及び本法人の寄附行為第 32 条に則り、法人全体で中期計画の策定を始めた。中期計画の原案は、法人全体として掲げている基本方針の 5

項目を基に建学の精神や教育目的を反映させることを意識して、仙川キャンパス運営協議会<基準 4-1-①参照>で検討し、教授会、研究科委員会、仙川キャンパス会議<基準 5-1-①参照>で審議し、決定した案を理事会や評議員会の審議に付している。令和 3(2021)年度以降、大学、大学院では以下の 3 項目の基に具体的な取組や方策を掲げて、中期計画を策定している。

- I. 教育の改革と質の保証
- II. 学生確保
- III. 連携・協力

中期計画を元に、各年度の当初予算作成時に当該年度の事業計画を掲げ、年度末には中期計画の進捗状況が理事会や評議員会において審議されている。 【資料 1-2-3】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

●三つのポリシーについては、それらの関連性と、教育の目的や建学の精神との関連性を重視して、教授会及び研究科委員会において検討がなされ、策定されている。平成 29(2017)年度の大学院開設に向けての準備においては、教育目的や三つのポリシーに関しての集中的な審議がなされ、修士課程と博士後期課程を同時開設することにより、教育目的を達成していくことを目指した。また、令和 3(2021)年度には音楽学部のディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの改訂なども行われている。カリキュラム検討の際にも常に三つポリシーとの関連が審議されている。 【資料 1-2-4】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

●本学は教育目的を達成するために、音楽学部音楽学科に 10 専攻（ピアノ、弦楽器、管楽器、打楽器、ハープ、古楽器、声楽、作曲、指揮、音楽学）、大学院音楽研究科（修士課程）に 1 専攻（音楽専攻）5 コース（ピアノ、弦楽器、声楽、作曲、音楽学）、大学院音楽研究科（博士後期課程）に 1 専攻（音楽専攻）5 研究領域（ピアノ、弦楽器、声楽、作曲、音楽学）を設置して、その体制を整えている。

●それぞれの専攻等や学部と大学院の間での教育研究を円滑に行うために、教授会及び研究科委員会の下部組織として、13 の部会・運営委員会が設置されている。<表 1-2-1>

部会・運営委員会は、設置専攻との関連や教育課程上で重視する分野で構成されており、専攻分野以外では一般教育、ソルフェージュ、オーケストラ、室内楽、教育科目といった部会・運営委員会がある。専攻分野の教育を充実させるとともに、相互の連携を深めるために有効な研究組織が形成されており、学部－修士課程－博士後期課程に設置されている専攻やコースとの整合性も保たれている。

●附属教育研究機関として「桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室」を全国各地に 28 教室、また本学と桐朋学園大学院大学の両附属教育研究機関として富山市に「桐朋オーケストラ・アカデミー」を有しているが、それらも教育目的を達成するために必要不可欠な機関として機能している。

〈表 1-2-1〉 教育研究組織と設置専攻等の関係



〈エビデンス集（資料編）・基礎資料〉

- 【資料 1-2-1】 学校法人桐朋学園中期計画案（2023 年度～2027 年度）
- 【資料 1-2-2】 教育の目的、教育の理念：履修案内より（資料 F-12-1）
- 【資料 1-2-3】 学校法人桐朋学園 音楽部門 中期計画 実績評価（案）（2022 年度～2026 年度）
- 【資料 1-2-4】 建学の精神や教育の目的、教育の理念と三つのポリシーへの反映状況

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

1-2-③で述べたとおり、法人全体で令和 2(2020)年度より毎年 5 年先までの中期計画を策定している。現状では、年度ごとに進捗状況等の点検・評価を年度末に実施し、必要に応じてその後の計画を微調整することを可能としているが、より綿密な計画を立て、着実に実行していくために、この手法については 5 年間が経過した時点で調整することとなっている。三つのポリシーや教育研究組織についても、社会情勢の変化や教育研究上の成果なども鑑みながら、常に点検しながら改善していく体制を作る。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的は、本学学則及び大学院学則に定めるとともに、それらをより具体的に表現した「教育の理念」も掲げ、育てる学生像を明確に示している。建学の精神や教育の理念を反映させた、三つのポリシーを制定しており、その見直しについても継続的に実施している。使命・目的は大学全体及び社会に広く公開しており、教育課程と教育研究組織についても整合性がとれている。

以上のことから「基準 1 使命・目的等」の要件を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

●アドミッション・ポリシーについては、建学の精神に掲げている 3 点、及び教育の目的や教育の理念を軸として以下のとおり策定し、大学案内、入試要項、本学ウェブサイトに掲載し学内外への周知を図っている。 【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

音楽学部 アドミッション・ポリシー

- ・音楽表現に対する能力や意欲を有し、自己の目標を持っている者
- ・音楽文化に関する知識と技量を習得し、社会の発展に貢献する意思のある者
- ・音楽文化の領域を学ぶために必要な理解力・構想力を持っている者

入学選抜試験で課す課題より、アドミッション・ポリシーで明記した次の能力を測る。

(表現・意欲・関心・創造的思考の分野)

- ・音楽表現に対する能力や意欲を持っている者
- ・自分なりの音楽表現を究める努力をしている者
- ・自己の目標を持ち、専攻分野の修得に強い意志を持っている者
- ・音楽表現を通して、社会の発展に貢献する意思のある者

(知識・技能の分野)

- ・音楽分野に関する基礎的な知識と技能を習得している者

(理解・判断の分野)

- ・音楽文化の領域を学ぶために必要な理解力・構想力を持っている者

修士課程 アドミッション・ポリシー

高度に専門的かつ広汎な視野に立ち、音楽についての学識と技術をもった音楽の実践や教育を行う人材の養成を目的としている。この教育理念に基づき、音楽に関する見識、技術を有し、なおかつ幅広い視野から知的な関心や柔軟な感性を育むことのできる人材を求めている。

博士後期課程 アドミッション・ポリシー

専門領域、また広く音楽芸術全般に関する専門的な知識や技能を修得しており、さらに自らの研究課題に基づいて高度な研究を実施するための資質や意欲が

あり、実践、教育等において広く国際的な視野に立って音楽芸術を深く考究する資質や意欲がある人材を求めている。

●本学で重視している演奏能力や音楽的知識については、アドミッション・ポリシーのみではその意図を十分に表すことが難しい。そこで、入学試験で課される実技試験課題や専門科目の試験内容などを確認してもらうことが重要となってくる。その対応として、音楽学部に関する過去数年分の実技試験課題（入試要項に掲載されている）や、専門科目として課しているソルフェージュや楽典などの過去問題を、可能な限り本学ウェブサイト上で公開することとしており、誰もがその詳細を確認できるようになっている。教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、受験生にも適切に伝わっており、入学後に行っている調査において「進学理由」を尋ねた項目について、「教わりたい教員がいた」「教育研究内容・レベル」「自分の志望する専門分野があった」等、教育内容に魅力を感じて入学してくる学生が多いと言える。 【資料 2-1-4】 【資料 2-1-5】

●音楽学部の入学試験においては、例年夏と冬に入学試験に即した模擬試験とその結果を参考にして実施する「夏期講習」及び「冬期講習」も重要な役割を果たしている。講習では入学試験で課される実技試験や、ソルフェージュや楽典などの専門科目の模擬試験を実施し、その結果をもとに実技レッスンや習熟度別の授業を行っている。そして、試験の成績は受講者全体の中での位置などが専攻や受験学年か否かななどの属性によって、評価表として配付され、それに基づいたきめ細かなガイダンスも実施されている。この講習を通して、本学の教育目的や入学後の学びなど受験生に有益な情報を提供することができおり、本学のアドミッション・ポリシーへの理解を深める機会にもなっている。

●博士後期課程の入学試験においては、専門領域や研究課題について指導体制との不一致が生じないように、出願前に必ず事前相談を実施することとしている。 【資料 2-1-6】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

●入学試験の実施にあたっては、入学試験本部を設置し、学部長・研究科長が本部長、教務部長が副本部長となり、実施体制を整えている。学部・大学院とも、演奏実技試験の課題は、それぞれの専攻の実技部会が検討し、決定している。演奏実技試験の課題は、入試区分ごとに作成される入試要項に掲載されており、事前に入試要項配付開始日を広報することにより、入学志願者へ同じタイミングで周知できるようにしている。その他の入試問題は、出題科目を担当している部会・運営委員会の主任や教務委員が中心となって検討、作成している。例えば、学部の専門科目として課される「新曲視唱・聴音」はソルフェージュ部会、修士課程の「音楽史試験」は音楽学部会、博士後期課程の「外国語試験」に関しては論文執筆のために研究を進める能力を確認する試験であるため音楽学部会が担当するなど、出題意図等もふまえての問題作成が行われており、可能な範囲で、過去の入試問題も本学のウェブサイトで公開し、入試問題の出題意図が的確に受験生にも伝わるような工夫をしている。 【資料 2-1-7】

●令和 3(2021)年度の入学試験からは、新型コロナ対応として音楽学部の一般選抜、編入学において、従来からの対面式の入学試験に加えてオンライン形式での入学試験も実施している。オンライン入試では、本学の入試において最も重要となる専攻実技試験について、

指定された期間内に提出された専攻実技試験課題の動画により審査を行っている。オンライン入試の導入と同時期に、WEB 出願もできるようにし、演奏動画の提出方法や Zoom を活用した口頭試問の方法など綿密な準備を行い、その後の入学試験方法として定着している。受験生には出願後に配付する受験心得にて、オンラインで受験するにあたっての留意点等を細かく指示し、スムーズに受験できるよう配慮している。 【資料 2-1-8】

A. 音楽学部

●令和 5(2023)年度の音楽学部入学試験は、アドミッション・ポリシーに則り、以下の 6 つの方式<一般選抜、学校推薦型選抜（一般）、学校推薦型選抜（指定校）、総合型選抜（特待生）、総合型選抜（飛び入学試験）、編入学（3 年次編入）>で実施し、演奏実技試験を重視しながら、多様な学生を確保できるような選抜を行った。音楽学部には 10 専攻が設置されているが、楽器等により幼少期から専門的な学びを開始している学生が多い専攻もあれば、高校入学後のクラブ活動で始めた楽器等で受験するケースが多い専攻もある。そのため、専攻により入学時に求める能力が変わってくるため、入試形態により募集専攻や人数を適切に定めて運用している。

<表 2-1-1> 令和 5(2023)年度入学試験 音楽学部の選抜方法

入試名	定員	募集専攻
一般選抜（対面入試）	70 名	全専攻
〃（オンライン入試）	20 名	ピアノ、弦楽器、管楽器、打楽器、ハープ、古楽器、声楽、作曲、音楽学
学校推薦型選抜（一般）	15 名	弦楽器（コントラバスのみ）、管楽器、打楽器、ハープ、古楽器、声楽、作曲、音楽学
学校推薦型選抜（指定校）第一種	10 名	ピアノ、弦楽器、管楽器、打楽器、ハープ、声楽、作曲
学校推薦型選抜（指定校）第二種	60 名	全専攻 （桐朋女子高等学校音楽科からの推薦）
総合型選抜（特待生）	5 名	ピアノ、弦楽器
総合型選抜（飛び入学試験）	若干名	ピアノ、弦楽器
一般選抜（編入学・対面入試）*	若干名	全専攻
一般選抜（編入学・オンライン入試）*	若干名	指揮専攻以外

*印は 3 年次入学

アドミッション・ポリシーと、それぞれの選抜試験で課している入試課題等との関係については、【資料 2-1-9】に示した。

B. 大学院音楽研究科

●令和 5(2023)年度の大学院修士課程入学試験は、アドミッション・ポリシーに則り、9 月特別入試、11 月入試を実技試験・口述試験・音楽史試験・外国語試験により実施した。9 月特別入試は、例年 11 月の入試日程時期が、海外でのコンクール等と日程が重複するた

め、11月以外の受験機会を希望する声が寄せられるために実施している。

修士課程では、入学後の研究分野をより深めることを目的として、出願時にピアノコースでは「ソロ」「歌曲伴奏」「コレペティツィオン」のいずれかを、声楽コースは「オペラ」「歌曲」のどちらを中心に学ぶかを選択することとしている。出願コースにより、実技試験課題は細かく定められており、そこにもアドミッション・ポリシーが反映されている。また、出願時には研究計画書を提出させ、入学後の研究目的が明確になっているかを確認している。 【資料 2-1-10】

●令和 5(2023)年度の大学院博士後期課程入学試験は、アドミッション・ポリシーに則り、研究領域により下表のとおり試験科目により実施した。実技試験課題では、例えばピアノでは「ピアノ独奏曲により、60分程度のリサイタルプログラムを用意すること」と高い演奏能力を求めながら、学術的研究でのこれまでの成果や今後の研究計画を小論文や口述試験で確認している。

〈表 2-1-2〉 博士後期課程の入学試験科目

試験科目／研究領域	ピアノ	弦楽器	声楽	作曲	音楽学
実技試験	○	○	○	—	—
提出作品に関する口述試験	—	—	—	○	—
外国語試験	○	○	○	○	○
研究計画に関する小論文	○	○	○	○	○
口述試験	○	○	○	○	○

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

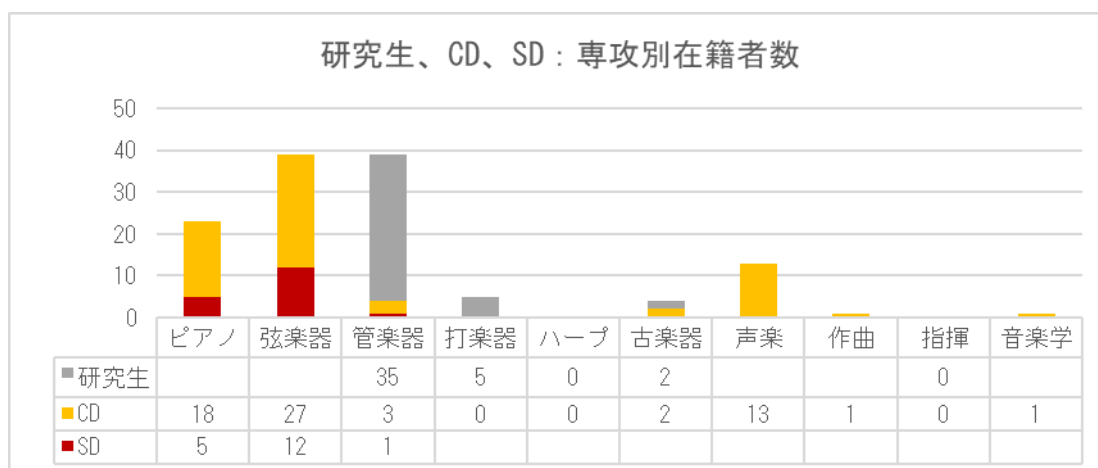
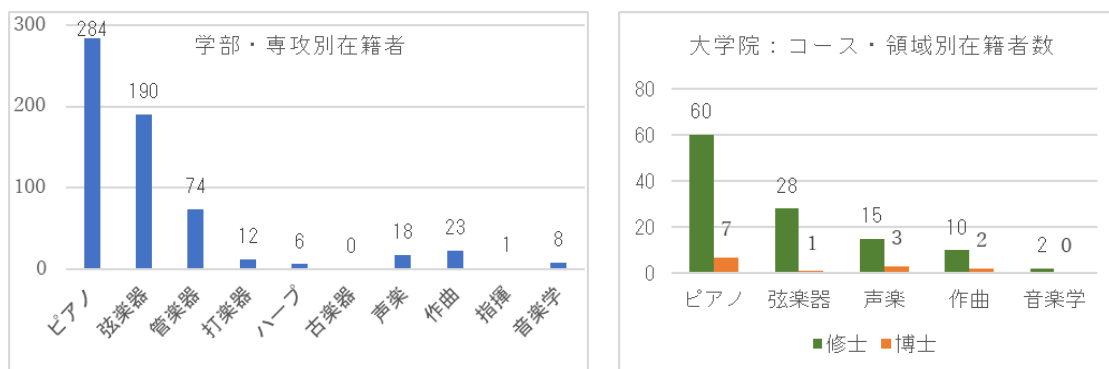
●音楽学部の過去 5 年の入学定員充足率は〈表 2-1-3〉のとおりで、令和 3(2021)年度までは入学定員の 90%前後で推移していたが、令和 4(2022)年度以降 80%前後に減少している。令和 5(2023)年度入学者の 39%は桐朋女子高等学校音楽科からの進学者であるが、その割合が減少していることや入学定員の約半数を占めていたピアノ専攻生の志願者減少が影響している。なお、本学では専攻別の募集人数は定めていないが、在籍者数は〈図 2-1-1〉のとおり、ピアノ、弦楽器専攻生が多く、管楽器、声楽等の専攻生が少ない状況は以前から見られた傾向である。

〈表 2-1-3〉 過去 5 年の入学定員充足率 * 修士課程の秋入学者数は下記に含めていない

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
音楽学部	入学定員	180	180	180	180	180
	入学者数	159	167	160	145	138
	充足率	88%	93%	89%	81%	77%
修士課程	入学定員	30	45	45	45	45
	入学者数	48	63	53	64	45
	充足率	160%	140%	118%	142%	100%
博士後期課程	入学定員	3	3	3	3	3
	入学者数	5	1	4	4	5
	充足率	167%	33%	133%	133%	167%

●大学院の過去5年の入学定員充足率は<表 2-1-3>のとおりで、令和2(2020)年度から作曲、音楽学のコース及び領域を設置すると同時に、修士課程の入学定員を45人に増やした。大学院においては、順調に学生を確保できている。

<図 2-1-1> 専攻別在籍者 (令和5(2023)年5月現在)



*空欄は、募集がない専攻

*「CD」はカレッジ・ディプロマ・コース、「SD」はソリスト・ディプロマ・コースを示す

<表 2-1-4> 令和4(2022)年度 副専攻修了者

副専攻	修了者人数	専攻
ピアノ	1	声楽(1)
弦楽器 (ヴァイオリン)	1	声楽(1)
弦楽器 (ヴァイオリン)	5	弦楽器 (ヴァイオリン) (5)
古楽器 (チェンバロ)	1	ピアノ
作曲 (創作芸術)	1	ピアノ
作曲 (編作芸術)	5	ピアノ(4)、弦楽器 (ヴァイオリン) (1)

●音楽学部においては、入学時に選択した専攻の他に、副専攻として主専攻と同等のレベルで専攻実技を学ぶことができる「副専攻制度」があり、令和5(2023)年度は36人がその制度を活用して学んでいる。また、令和4(2022)年度の卒業生のうち<表 2-1-4>のとおり14人が所定の副専攻のカリキュラムを修了し、卒業時に「副専攻修了証」を授与されている。 【資料 2-1-11】

●平成 30(2018)年度の募集から、音楽学部作曲専攻に主に編曲などを学ぶ「編作芸術」コースを新設した。令和 5(2023)年度の作曲専攻の在籍者数を見ると、「編作芸術」コースの学生が 10 人、従来からの「創作芸術」コースの学生が 14 人となっており、この分野における社会からの要望や学生の志向に沿った学びを展開することができている。また、副専攻として令和 5(2023)年度に作曲・編作芸術を履修している学生も 8 人と増えてきている。

●令和 5(2023)年度の募集から、音楽学部の管楽器専攻に「ピッコロ」と「バス・クラリネット」を追加した。国内の音楽大学では、ピッコロはフルート専攻の学生が、バス・クラリネットはクラリネット専攻の学生が、専攻で学ぶ特殊管楽器の 1 つとして扱われていることが多いが、海外の音楽大学では、独立した専攻として扱われているケースがある。今回、このような対応を行ったのは、専攻実技の指導を担当する教員の中に、その分野で海外での教育を受けている教員がおり、その教育効果が期待できるため、教育内容の拡充を目的としての対応である。令和 5(2023)年度は、編入学試験で 1 人がピッコロで入学したほか、副専攻として 1 人がピッコロを履修している。

●音楽学部の附属コースとして「ソリスト・ディプロマ・コース」と「カレッジ・ディプロマ・コース」を設置している。カレッジ・ディプロマ・コースは実技を中心とした教育を受ける場として、さまざまな学生を受け入れることを前提として設置されており、18 歳～70 歳までの幅広い年齢の学生が在籍している。また、ソリスト・ディプロマ・コースは、ソリストとしての将来性を有すると認められた者を対象として、実技の重点的教育を行うことを目的としており、中学校卒業以上の者が入学できる。その他、大学院を設置していない専攻（管楽器、打楽器、ハープ、古楽器、指揮）の学生が引き続き研究を深めるためのコースとして、「研究生」の制度がある。また、本学で開設されている授業科目の単位取得を目的として履修を希望する者を「科目等履修生」として受け入れている。なお、ソリスト・ディプロマ・コース、カレッジ・ディプロマ・コース及び研究生は、在籍区分としては科目等履修生に分類される。 【資料 2-1-12】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-1-1】 入試情報（アドミッション・ポリシーの掲載ページ）：学校案内より（資料 F-2）

【資料 2-1-2】 入試要項（アドミッション・ポリシーの掲載ページ）（資料 F-4）

【資料 2-1-3】 アドミッション・ポリシー（3 つのポリシー）：本学ウェブサイトより

【資料 2-1-4】 過去の入試問題：本学ウェブサイトより

【資料 2-1-5】 進学理由：学生アンケートの結果より

【資料 2-1-6】 出願前の事前相談：博士後期課程学生募集要項より（資料 F-4-10）

【資料 2-1-7】 入学試験本部体制についての関連資料

【資料 2-1-8】 桐朋学園大学音楽学部 一般選抜 受験心得 2023（抜粋）

【資料 2-1-9】 アドミッション・ポリシーと入学試験課題の関係

【資料 2-1-10】 研究計画書：修士課程学生募集要項書類より（資料 F-4-8）

【資料 2-1-11】 副専攻制度：履修案内より（資料 F-12-1）

【資料 2-1-12】 研究生、ディプロマ・コース、科目等履修生：本学ウェブサイトより

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部の入学定員充足率が令和 4(2022)年度以降、低下している。その要因の 1 つに、桐朋女子高等学校音楽科からの進学者の減少もあるが、大学からの入学者をどのように確保するかは喫緊の課題となっている。広報・募集対策委員会が中心となり、入試広報戦略の立案に着手したほか、学生アンケートにおける進学理由の分析などから、対応策の検討も行ってきた。令和 3(2021)年度からは、これまではあまり実施していなかった全国各地の楽器店での体験レッスンや学校説明会なども開催しており、これらはしばらく継続していく予定である。

平成 29(2017)年度に開設した大学院については、修士課程は順調に入学者を確保できている。音楽学部に設置されている専攻の中に、大学院が設置されていない専攻があるが、科目等履修生的一种として設置しているカレッジ・ディプロマ・コースや研究生の制度により卒業後のニーズを満たしている部分もあるものの、大学院を設置している専攻においても、卒業後の進学先として、ソリスト・ディプロマ・コースや、カレッジ・ディプロマ・コースを選ぶ学生もいることから、引き続き学生からの要望等も勘案しながら、適切な教育展開ができる体制を構築していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

●本学の学修支援体制は、学務に関わる事項を審議検討する機関として設置されている、教務委員会、学生委員会（正式名称は「学生・生徒委員会」。この評価書では「学生委員会」と記載する。）及び図書館運営会議を中心として、教員と関係する職員との協働体制を構築し、運営されている。 【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】 【資料 2-2-3】

●学修に関する学生からの意見や相談等は、事務局教学グループ教務チーム、学生支援チーム又は学生相談室を窓口として受け入れている。その内容は、教務部長等に伝えられ、必要に応じて個別の面談等の対応を行うなど、職員と教員の連携を密接に図っている。また、本学における教育課程の中心となっている「専攻実技」は、全て個人レッスン形式で履修しているため、担当教員が週 1 回のレッスンを通して、学生の様子を比較的把握しやすい状況にある。学生の様子に変化があった時などは、実技担当の教員から事務局教務チームや学生相談室などに連絡が入ることも多く、わずかな変化などにも比較的対応がしやすい。

●学部生に対する個別の学修支援として、希望者を対象にオリエンテーション期間に行われる「履修相談」がある。本学の履修方法は、入学前の学習進度（桐朋女子高等学校音楽

科からの進学者：A コース、それ以外からの進学者：B コース) による区分があることや、科目選択の自由度が高く、学生個々の希望に応じた履修が可能となっている反面、勘違いなどで必修科目を的確に履修できていないケースが時々発生してしまう。相談窓口を設置し、一人ひとりの履修状況を確認しながらアドバイスができる体制により、学生はより適切に自身の学びを構築できるようになっている。

また、通年開講の講義に関しては、途中での評価が行われないことから、授業担当教員から、前期末に出席状況や学修状況を報告してもらっている。その結果を集計し、必要に応じて教務部長による個々の学生への面談を行っている。その面談の際には、教務チームや学生相談室の職員も同席して、適切なアドバイスができるように連携を図っている。

●図書館では、音楽学で修士号を取得した専門的知識を有する職員たちが常時レファレンス・サービスにあたり、自館のみならず国内・国外の図書館への資料アクセス等についても助言を行い、論文執筆に取り組む学生の学修支援に努めている。また、授業に出張するタイプのガイダンスとして、例年「音楽文献学」の1コマを使い、調査研究や論文執筆に必要なオンライン・データベースや図書館所蔵資料の使い方についてガイダンスする機会を設けているほか、自由に参加できるタイプのガイダンスとして、検索スキルを5段階に分けた「OPAC ドレミガイダンス」、主に大学院生を対象とした「研究準備講座」、「論文作法講座」を実施している。 【資料 2-2-4】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

A. TA(Teaching Assistant)等の活用

本学では、令和元(2019)年度から大学院生による TA の運用を開始した。初年度は学部・大学院の授業のみであったが、令和 2(2020)年度からは音楽部門の桐朋女子高等学校音楽科の授業補助も行っている。内容としては、授業における演奏補助の役割を担ってもらっている。 【資料 2-2-5】

その他、学生の学修支援制度として大学院生以外の演奏者を雇用する嘱託演奏員の制度を長年運用してきており、合奏、アンサンブル授業の演奏補助、実技試験や入学試験におけるピアノ伴奏等を担当している。 【資料 2-2-6】

〈表 2-2-1〉 TA の人数と演奏補助等を行っている授業

年度	採用者数	授業科目名
令和元年度	15 人	大学院：声楽特殊研究 大学：女声合唱、ディクシオン（独）、作曲法演習 D1 指揮応用、副科実技（指揮）、弦合奏、オペラクラス
令和 2 年度	13 人	大学院：声楽特殊研究、歌曲伴奏研究 大学：女声合唱、ディクシオン（独）、作曲法演習 D1 指揮応用、弦合奏、オペラクラス、副科実技（指揮） 高校：女声合唱、男声合唱、室内楽
令和 3 年度	16 人	大学院：声楽特殊研究、歌曲伴奏研究 大学：女声合唱、弦合奏、ディクシオン（独）、作曲法演習 D1 指揮応用、オペラクラス 高校：室内楽、女声合唱、男声合唱

年度	採用者数	授業科目名
令和4年度	14人	大学院：歌曲伴奏研究 大学：女声合唱、ディクシオン（独）、作曲法演習 D1 指揮応用 高校：室内楽、女声合唱、男声合唱
令和5年度	11人	大学院：歌曲伴奏研究 大学：女声合唱、男声合唱、ディクシオン（独）、 作曲法演習 D1 指揮応用、副科実技（指揮） 高校：室内楽

B. オフィスアワー

実技レッスンを除く授業科目については、シラバスに各授業の担当者がいつ対応できるかを明記しており、学生が教員とコンタクトが取りやすいようにしている。実技レッスンは1対1で行われており、普段から学生と教員の間で個別に頻繁にコンタクトが取られている。また、コロナ禍により令和3(2021)年度から本格運用を開始した、Google Classroomを活用している教員は、授業に関する質問、学生からの個別の問い合わせに対して、随時対応できる状態を保持している。授業に関する諸連絡、配布資料及び参考資料の掲出など、授業の時間外学習を補う方法として Google Classroom を活用し、オフィスアワーとして運用している。 【資料 2-2-7】

C. 特別な支援を必要とする学生への対応

平成29(2017)年3月に「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」を定め、修学上の社会的障壁を取り除くための支援を行っている。 【資料 2-2-8】

なるべく早い段階で対策を講じるために、入学試験時に特別な配慮が必要な場合は志願票に記入してもらっているほか、入学前には学校生活全般における特別な支援の必要性の有無を確認している。それらをもとに、希望者には学生相談室がアクセシビリティ支援の説明を行い、相談や申請手続きに対応する。入学後の支援は、生活面については学生部長と学生支援チームの職員が、授業面については教務部長と教務チームの職員が担当し、学生相談室は本人および家族の相談、学内支援のコーディネーション、関係者のコンサルテーションを担当する。

配慮の形態は、大きく分けて以下の2つに分けられる。

a. アクセシビリティ支援

授業及び専攻実技において、本人に修学意欲があるものの、障害や疾患のために持続的な障壁があり、特別な配慮を要する学生への合理的配慮を行っている。配慮を希望する学生は、障害者手帳または医師による診断書等の根拠書類を添えて、本人が申出を行う。入学時のほか、在学中に配慮が必要な状況が発生した時に、いつでも申請することができる。

【資料 2-2-9】

申請の相談と手続きは学生相談室が対応し、学生委員会での申請書類確認を経て、正式に配慮が決定される。アクセシビリティ支援にかかる個人情報の取扱等について、対象学生と学長の間で合意書が取り交わされる。配慮が認められた学生については、学内の会議体で周知され、学生が履修登録する全ての科目の担当教員には詳細な「配慮依頼書」（教務部長と学生部長の連名で発行）が教務チームより送付される。配慮決定以後は、関連部署（学生生徒委員会、事務局教学グループ、学生相談室、保健室）が連携して、対象学生へ

の配慮が必要な期間を通じて本人と担当教員の対応をサポートしている。

b. 教育的配慮

アクセシビリティ支援の対象ではないが、障害等による様々な理由で教育的配慮を必要とする学生への配慮も行っている。一過性の状況にも対応し、必ずしも診断書等の提出は求めないが、ケースに応じて学内外の専門家（医師・看護師・公認心理師など）が「障害を理由とする支障」と「配慮を必要とする状況」を確認している。

教育的配慮の内容は様々であるが、例として、一時的な怪我・体調不良時の個別対応、授業担当教員ら関係者に対する専門職スタッフからの説明及びコンサルテーション、連絡が苦手な学生の情報に関するサポート、保健室及び学生相談室での見守りや居場所提供、保護者支援などが行われている。教育的配慮は様々な形や期間で柔軟に提供され、情報は関係者間だけで共有されるケースもあるが、学生当人の身の安全等のために全学的な周知が必要な情報については、本人の了解を得て教授会にて専任教員に共有されている。

【資料 2-2-10】

c. 図書館での対応例

図書館では学生相談室と連携し、支援の必要な学生に対して、所蔵資料の検索、貸出資料や複写物の送付、学内に設置された専用ロッカーでの受け渡しなど、「フレンドリー・サービス」を実施している。 【資料 2-2-11】

D. 留年や休学をする学生への対応

留年や休学をする学生は、心身のいずれか、あるいはその両方において、何らかの問題を抱えている可能性があり、そのような学生には個々の事情にあった支援が必要である。本学では、学生支援チームを中心に状況の把握に努め、教務チームとも連携して学修がスムーズに進むように支援している。また、留学のために休学し、1年後に復学する学生もいるが、多くの場合が後期から翌年の前期まで休学するケースであるため、復学後の学修に支障がないか前年度と当該年度の設置科目や履修の状況には配慮するようにしている。また、半年間の留学の後、本学への復学を容易にするため、令和 5(2023)年度より必修科目においてセメスター制への移行を始めたところである。

E. 懲罰により停学となった学生への対応

懲罰により停学となった学生は、学生部長を中心に学生委員会の教員や、学生支援チームの職員が事後の指導や相談などのケアに当たっている。具体的には、停学期間中、当初は1～2週間ごとに、その後は1ヶ月ごとに学生部長が当該学生と面接をし、停学期間中の過ごし方、および学業復帰に向けての指導を行った事例がある。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 2-2-1】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教務委員会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-2-2】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス学生・生徒委員会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-2-3】 桐朋学園大学附属図書館運営会議規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-2-4】 図書館ガイダンス一覧ほか、関連の資料
- 【資料 2-2-5】 桐朋学園大学大学院ティーチング・アシスタント実施規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-2-6】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス嘱託演奏員規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-2-7】 シラバスへの「オフィスアワー」記載例：授業内容より（資料 F-12-4 より）

【資料 2-2-8】桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援について、桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針：学生便覧より（資料 F-5）

【資料 2-2-9】桐朋学園音楽部門 アクセシビリティ支援に申請される方へ

【資料 2-2-10】アクセシビリティ支援ほか配慮を必要とする学生：2022 年度第 9 回教授会資料より

【資料 2-2-11】桐朋学園大学附属図書館フレンドリー・サービス利用案内

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援については、教学（教務・学生支援）グループ及び学生相談室との連携のもとに、履修関連、学校生活全般、健康面に係る相談等を、学生が随時受けることが可能な体制を整備している。しかし、修学全般に関わる窓口の利用方法、コロナ禍においてリモートによる講義が増え、学外からの IT の操作（ポータルサイト等の活用、リモート受講関連など）等に課題を抱える学生の存在が明らかになった。学生が、自身が抱えている問題について、はじめにどの窓口へ確認や相談へ行くべきかの判断ができない、理解ができていない事例が目立っている。よって、学生相談室のパンフレットには、相談ケースごとに関連する窓口（連絡先）を示すなど、情報記載内容の改良を行った。また、オフィスアワーについて、新型コロナウイルス発生以降、教員は Google classroom を活用しているが、対面授業が減少していたこともあり、個別に質問を行う難しさがあることが学生アンケートで明らかになった。学生が知りたい情報を入手することや、個別で相談を行うための体制については、学生アンケートをもとに、さらに改善を重ねる必要がある。教職員一人ひとりが各々の立場で学生たちに適切な関りができるよう、学生支援の様々なテーマでの学内研修を定期的・継続的に実施していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

A. キャリア支援センターを中心とした支援体制

本学は、学生の社会的・職業的な自立意識を保持及び向上させ、一人ひとりの将来に対する具体的な目標や理想を認識したうえで進路選択ができるよう、平成 26(2014)年度に開設したキャリア支援センターを中心に、さまざまなキャリア支援活動を行っている。キャリア支援センターにおいては、音楽大学という特色を十分に考慮し、音楽キャリア形成支援、就職支援、進学・留学支援を目的としたプログラムを企画展開しており、学生個々のニーズに合わせた支援を実施している。また、支援の実績はあったものの、キャリア支援センターの運用責任体制が明確になっていなかったために、令和 4(2022)年度に「桐朋学

園大学キャリア支援センター規程」を制定した。センター長は、学生部長が務めており、専任教員である学生委員が務めるキャリア支援委員とキャリア支援担当のスタッフで業務を行っている。

キャリア支援センターでは、就職活動マナー講座や応募書類対策講座など就職活動に関わる講座や、さまざまなジャンルのスペシャリストを招いて開催する特別講座、アウトリーチに関する講座やその実践、昼休みの時間帯に 30 分程度で開催するランチセミナーのほか、楽譜や音楽書籍の出版、レコーディングなど音大生の関心が高い分野の会社のインターンシップとして「会社見学&仕事体験ツアー」なども実施している。

【資料 2-3-1】 【資料 2-3-2】 【資料 2-3-3】

B. 教育課程内での支援体制

教育課程内でのキャリア支援としては、以下のような内容が実施されている。

●全専攻生を対象とした 1 年次必修科目「日本語表現」（通年開講）の授業において、「キャリア支援センターとの連携授業」として後期に 2 回の講義を組み込んでいる。その内容は、卒業生がどのような道に進み、どういった仕事に就いているのかを知ることにより、自身の今後を考えたり、音楽の社会貢献の例を紹介し、周りにある課題について音楽を使って解決していく方法についてグループワークで話し合う等となっている。【資料 2-3-4】

●本学の学生は、卒業後に実技指導などを含めた音楽教育に携わることも多いことから、専攻関連科目として「ソルフェージュ教育概論」「ソルフェージュ教育各論」「ピアノ実技指導法」等の講座を開講している。例えば「ソルフェージュ教育各論」は、本学附属の音楽教室の講師にオムニバス形式で講義を担当してもらい、幼児教育から中学生までのソルフェージュ教育の現場に出た際に、実践できる内容となっている。【資料 2-3-5】

●本学の学生は、国内外で開催されるコンクールに積極的に挑戦し、成果をあげている。また、リサイタルを開催したり、ソリストとしてオーケストラと共演するなど、学外での演奏活動を行っている学生も少なくない。それらの活動について「音楽特別活動」として単位を認定する制度を整えている。令和 4(2022)年度は、日本音楽コンクール入賞等をその活動と認め、4 件の単位認定を行った。【資料 2-3-6】

●教職課程を設置しており、音楽学部においては中学校教諭一種免許状（音楽）と高等学校教諭一種免許状（音楽）、音楽研究科においては中学校教諭専修免許状（音楽）と高等学校教諭専修免許状（音楽）の免許状が取得できる。例年、学部学生の 6～7 割が教職課程を履修しており、卒業時に免許状を取得している学生が多いことも特色である。

【資料 2-3-7】

〈表 2-3-1〉 教職課程の履修者数

年度	大学 1 年	大学 2 年	大学 3 年	大学 4 年
2018 年度	123	134	134	127
2019 年度	108	124	133	120
2020 年度	116	105	116	111
2021 年度	127	119	105	115
2022 年度	99	124	103	100

C. 卒業生に対する支援

卒業後のキャリア支援を充実させるための取り組みとして、本学を卒業・修了してから5年までの卒業生には、個別相談の機会と本学キャリア支援センターが主催する講座等を受講可能な体制を整備した。 【資料 2-3-8】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-3-1】 2023 この一冊で桐朋のキャリア支援がわかる

【資料 2-3-2】 2022 年度 キャリア支援センター実施講座等

【資料 2-3-3】 桐朋学園大学キャリア支援センター規程（資料 F-9 より）

【資料 2-3-4】 「日本語表現 1」：授業内容より、2022 年度キャリア支援連携授業内容

【資料 2-3-5】 「ソルフェージュ教育各論」：授業内容より（資料 F-12-4）

【資料 2-3-6】 音楽特別活動：履修案内より（資料 F-12-1）

【資料 2-3-7】 教員養成の状況：本学ウェブサイトより

【資料 2-3-8】 卒業生へのキャリア支援センター講座等への参加案内：キャリア支援センターウェブサイトより

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

年間をとおして、音楽教室を運営するためのスキル、音楽家の確定申告の方法など、多様な視点からのキャリア支援講座が計画・実施され、着実に成果を上げていると思われる。しかしながら、在学時に就職活動を行う学生が少なく、講座やセミナーへの参加者は就職を意識して活動している学生に限定されている。また、他の一般的な大学に比べると学生自身が進路を明確にできないまま卒業を迎える傾向があり、就職率は低い。実態としての就職率の推移、および、音楽分野へ進む学生への対応、進まない学生へのケアの観点から、改善すべき点を分析し整理する必要がある。

本学キャリア支援センターは、学部生、大学院生、研究生、卒業生が利用可能である。近年は、一般企業への就職志望、学校教員志望の学生が増加傾向にあり、そのニーズは多様化している。個別相談の機会を充実するにあたって、仙川と調布の2キャンパスでの対応となるため、人的、設備ともにさらなる拡充が求められる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生が安心して学修に専念できるよう、学生委員会と事務局学生支援チームが連携し、オリエンテーション、窓口個別相談、学生会活動・課外活動の支援、学園祭へ

の協力、奨学金等の経済的支援の情報提供、アルバイトの紹介、貸室の紹介、国内外の音楽コンクールや音楽講習会の案内、学生の健康管理等のさまざまな支援を行っている。

A. 学生委員会の設置

学生委員会は、桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営要綱第9条第1項第2号により、学生の学校生活上の諸問題について審議検討し、学生部長がこれを統括する機関として位置づけられており、教授会構成員から選出された学生部長1人、学生委員3人及び事務局学生支援チームリーダー1人で構成されている。月1回の定例会議においてはこれらの構成員のほかに、オブザーバーとして保健室の看護師と学生相談室のカウンセラーが出席し、以下のような内容の審議検討を行っている。

- ・学生の厚生補導に関する事項
- ・学生会館に関する事項
- ・奨学金に関する事項
- ・学生会に関する事項
- ・保健室に関する事項
- ・学生相談室及び学生カウンセリングに関する事項 等 【資料 2-4-1】

B. 事務局教学グループ学生支援チームの担当業務

事務局の学生支援チームは、専任職員2人（うち1人は高校所属）のほか、非常勤職員4名を配置し、学籍に関する事項、奨学金に関する事項、拾得物に関する事項、アルバイト紹介に関する事項等、学生サービス窓口として日々、学生生活の安定のための支援を行っている。その主な業務分掌は、桐朋学園音楽部門事務局分掌規程に定められている。

【資料 2-4-2】【後掲：資料 4-1-10】

C. 桐朋学園音楽部門学生会館

自宅から通学することが困難な女子学生に、勉学に必要な居住条件を確保するための施設として、京王線調布駅から徒歩15分（調布キャンパスから徒歩5分）の場所に「桐朋学園音楽部門学生会館」（以下「学生会館」という。）があり、入居を希望する学生を受け入れている。学生会館には管理人が常駐しており、入居者の日々の生活をサポートしている。各住戸は、防音設備付きの洋室で、朝7時から夜11時まで自室での練習が可能となっている。セキュリティの面では、常時施錠の非接触型キーシステムによる入退館管理システムを導入、入居者の安全を確保している。 【資料 2-4-3】

D. 各種奨学金について

経済的支援として、本学独自の給付型奨学金が各種ある。各種奨学金募集情報については、学生向けにはポータルサイトに情報を掲載しているほか、本学ウェブサイトの「特待生制度・奨学金制度」ページに給付実績等も含めて掲載し、入学希望者も給付状況が把握できるようにしている。主な制度としては「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス奨学金」があり、学生委員会がその運営及び審査を行っている。例年、学部生約70～80人、大学院生10人程度に、学生の事情に応じ、おおよそ授業料の4割～1割の奨学金が給付されている。また、災害救助法の適用された災害に被災し、被害により家計が急変し修学が困難になった学生に対して授業料等の減免を行う「桐朋学園音楽部門被災学生・生徒に対する授業料減免に関する規程」を定めており、平成28(2016)年の熊本地震の際にもこの規程に基づき支援を行った。その他、本学は国の「高等教育の修学支援新制度」の対象校になって

おり、対象者はその支援を受けることができる。日本学生支援機構奨学金については学生支援チームが窓口となり、手続き等のサポートを行っているほか、民間の奨学財団等の奨学金に関する情報については、学内掲示やポータルサイトにて随時学生に情報を提供している。また、このほかに、民間篤志家からの寄付金を原資とする本学の独自奨学金制度を設け、学生の留学支援なども行っている。 【資料 2-4-4】 【資料 2-4-5】 【資料 2-4-6】

E. 学生相談室

学生相談室は、毎平日 2 か所のキャンパスのいずれかで開室している。通常は学生相談室カウンセラー（専任 1 名・公認心理師）が相談に当たるほか、内容により学生部長、学生委員（教員）、本学のメンタルヘルス・アドバイザー（精神科医）、保健室看護師、事務局教務チーム・学生支援チームのスタッフも対応する。様々な状況において相談や支援が途切れることなく安定して行われるよう、相談形態は対面とリモートを柔軟に組み合わせて対応している。ケースにより学外の専門機関の情報提供や紹介も行い、主治医や障害者就労支援機関等との連携、診察同行等のサポートも行っている。学生相談室は、前述の「アクセシビリティ支援」を含む、障害についての相談・申請窓口でもあり、配慮を必要とする学生には、本人の相談対応と関係者へのコンサルテーションを通じ、在学終了まで見守りとサポートを継続する。

学生相談室の利用については、新年度のオリエンテーション時にパンフレットを配布し、全学生に案内している。また、定期的に「学生相談室からのメッセージレター」を発行し、学内で配布している。 【資料 2-4-7】 【資料 2-4-8】

F. 保健室

学生の心身の健康管理は、学校医及び保健室看護師（専任職員 1 人、嘱託職員 1 人、非常勤 1 人）が連携して行っている。2 か所のキャンパスに設置された保健室では、日常の応急処置・健康診断・健康相談等を通して学生が心身の健康を保ち、健康への関心を高め、自己管理できるようサポートしている。また、教育実習や介護等体験などの実習を行う学生についても、事前の状況を確認して実習が適切に実施されるよう、指導をしている。

【資料 2-4-9】

G. 学生会活動へのサポート、課外活動支援

学生の課外活動支援としては、部活動や演奏を伴う活動への支援を行っている。本学は、部活やサークル活動は活発ではない。令和 4(2022)年度は部活動の登録団体は 2 件であった。学生からの申請があった場合は、専任教員が顧問に就き活動を支援している。また、演奏を伴う活動の支援としては、学生主催演奏会への支援がある。例年 10 件以上の希望があり、学生の自主的な演奏発表の場となっている。こうした演奏会の開催にあたっては、学内会場の提供、準備や実施にあたっての備品・楽器の貸し出し等の支援も行っている。

H. オリエンテーションでの学生生活全般指導

新入生への学生生活全般における指導としては、オリエンテーション時に学生生活スタートブック「学生生活は危険がいっぱい」を一括購入して配付している。このスタートブックは新学期のオリエンテーションでは、時間の関係からなかなか指導ができていなかった事項を補足する資料として、有効に活用されている。 【資料 2-4-10】

また、ソーシャル・メディアが普及し多くの学生が利用しているが、「ソーシャル・メディアガイドライン」を学生便覧に掲載して、利用にあたってはその特性をしっかりと理解し

各自で責任を持って使用するよう、注意喚起を行っている。 【資料 2-4-11】

1. 新型コロナウイルスの感染拡大に対する学生支援 <令和 2(2020)年度の実績>

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令で、学生生活にも支障が生じた令和 2(2020)年度には、以下のような各種の取り組みを行った。

*学納金の 10 万円減免：新学期の授業開講への対応で混乱する中で、いち早く学納金の 10 万円減免措置を取ることを決定し、本学ウェブサイトで公表した。 【資料 2-4-12】

*臨時奨学金の給付：桐朋学園音楽部門同窓会による臨時学生支援金や、宗次徳二氏のご寄付による給付奨学金などのサポートが行われた。 【資料 2-4-13】

*図書館の対応：学生に対して通常は対面でのみ実施している、OPAC の検索方法や音楽関連の調べもの（データベースの使い方等）についての質問に、電話・メールで回答するサービスを実施した。また、令和 2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染等が原因で来館できない学生に対しては郵送による資料貸出サービスを実施し、送付時の送料は大学の経費負担で対応した。 【資料 2-4-14】

*学生相談室の対応：アクセシビリティ支援をはじめ、要配慮の申出が年々増加している。その背景として支援についての周知が進み、障害をオープンにして支援を受けることへの抵抗が減少していることがある。加えて、コロナ禍の影響により心身のバランスを崩して修学に困難を抱える学生が増えた。相談の形態は対面での面接のほか、従来は特別な場合にのみ行っていたリモート相談（電話、オンライン、メールなど）がコロナ禍でニーズを伸ばし、対面と同等に、日常的に選択可能な相談形態として定着した。これにより、病気などで登校できない時、帰省先や国内外の遠隔地滞在時、長期休暇期間中なども途切れることなく相談が継続できるようになったほか、複数の場所を結んで家族や関係者の合同面接を行うなど、相談活動に新たな広がりや安定性がもたらされた。対面での授業が再開された後も、リモートによる相談に対応できる体制を継続している。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-4-1】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス学生・生徒委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-2】 桐朋学園音楽部門事務局分掌規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-3】 学生会館：本学ウェブサイトより

【資料 2-4-4】 特待生制度・奨学金制度：本学ウェブサイトより

【資料 2-4-5】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス奨学金規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-6】 桐朋学園音楽部門被災学生・生徒に対する授業料減免に関する規程（資料 F-9 より）

【資料 2-4-7】 桐朋学園音楽部門 学生相談室（パンフレット）

【資料 2-4-8】 学生相談室からのメッセージレター（2022.1、2022.9）

【資料 2-4-9】 桐朋学園音楽部門保健室利用案内

【資料 2-4-10】 学生生活スタートブック：学生生活は危険がいっぱい（表紙・目次等）

【資料 2-4-11】 ソーシャル・メディアガイドライン：学生便覧より（資料 F-5）

【資料 2-4-12】 年間授業料減免のお知らせ：本学ウェブサイトより

【資料 2-4-13】 コロナ対応緊急給付奨学生募集について：本学ウェブサイトより

【資料 2-4-14】 郵送による貸出サービスの開始：図書館 OPAC ウェブサイトより

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに関する取り組みは、学生委員会と学生支援チームが中心となって支援・対応している。新型コロナウイルスが発生した令和 2(2020)年以降、学生相談室の利用（遠隔での相談を含む）件数、およびアクセシビリティ支援申請の件数が、増加傾向にある。コロナ禍において学習面、生活面に数多くの制限が生じたことで、心身の不調を抱えるケースが増加していることも一因であるが、法令改正により高等教育においても、多様なニーズをもつ学生生徒の受け入れが求められるようになったことで、入学者全体のニーズが変化し、このような数値につながっていると考える。

障害学生支援に関しては、教務チームと学生支援チームが連携し、対象となる学生への学修と生活面を全力で支援する体制を整備している。しかし、専門的な視点から支援できるスタッフ（専門職員 1 名・カウンセラー 1 名）の支援対象が高校、学部生、大学院生と広い範囲にわたるため、その負担はかなり大きく、多くの学生らを同時進行的に支援するためには、早急な支援スタッフの拡充・強化が必要である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

A. 仙川キャンパス・調布キャンパスの概略

本学には、仙川キャンパス（調布市若葉町）・調布キャンパス（調布市調布ヶ丘）の 2 つのキャンパスがある。両キャンパス間の移動は、徒歩と電車利用で約 30 分を要する。また、仙川キャンパスから徒歩 10 分の場所に、レッスン棟として使用している「アネックス」がある。 【資料 2-5-1】

それぞれのキャンパス校舎内には、それぞれの専攻の教育に必要なグランドピアノ等の設備を備えた、さまざまな広さの教室が設置されている。令和 3(2021)年に仙川キャンパスにホールを備えた新校舎（H 館）が完成したことにより、同年後期から音楽学部の講義系授業の開講拠点を調布キャンパスから仙川キャンパスに移した。現在は、仙川キャンパスでは主に実技レッスンや学部の授業、調布キャンパスでは大学院の講義系授業や演習等が行われている。学生が 1 日の中で仙川ー調布の両キャンパス間を移動するケースが大幅に減り、利便性が向上した。

両キャンパスで<表 2-5-1>のと通りの校地面積、校舎面積があり、大学設置基準における必要な校地面積 7,200 m²を十分に満たしている。また校舎面積も大学設置基準における

また、仙川キャンパスには本学の他に、女子部門に属する桐朋学園芸術短期大学、桐朋女子高等学校普通科、桐朋女子中学校、桐朋小学校、桐朋幼稚園が<図 2-5-1>のとおり配置されており、桐朋学園大学附属図書館（仙川図書館）は、桐朋学園芸術短期大学校舎（2号館）の4階にある。

仙川キャンパスの本学校舎は、S館、H館の2棟から成り、教室・レッスン室66室と桐朋学園宗次ホール（座席数：234席）がある。また、平成17(2005)年度に竣工したレッスン棟「アネックス」には、レッスン室が14室ある。調布キャンパス校舎には、教室・レッスン室が34室ある。

<表 2-5-2> 教室・レッスン室数（令和5年5月1日現在）

区分	一般教室	特別教室等	一般 レッスン室	特別 レッスン室	計
仙川キャンパスS館	11	1	31	7	50室
仙川キャンパスH館	9	1	6	—	16室
アネックス	—	14	—	—	14室
調布キャンパス	9	10	15	—	34室
計	29	26	52	7	114室

仙川キャンパス内には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校もあることや、校舎内には貴重な楽器等も多くあることもあり、校門には警備員を配置し、常に入構者のチェックを行っている。

また、コロナ禍においては、感染拡大防止策として有効とされるパーティション設置や、各種の注意喚起を行い、学修環境整備を行った。 【資料 2-5-2】

B. 教室・レッスン室の開放

教室・レッスン室は、授業・レッスンに差し障りのない限り、学生の自主的な練習・勉学のために可能な範囲内で練習室として無料で開放している。授業開講期間の平日及び実技試験期間は、仙川キャンパスは5時10分（休日は8時00分）から21時45分まで、調布キャンパスは7時30分（休日は9時）から21時00分まで使用できる。これらの部屋は休日や長期休暇期間も年末年始（12月29日から1月3日）や設備点検などによる2～3日程度の学校閉鎖日を除き、ほぼ1年中使えるようにしており、多くの学生が利用している。コロナ禍においては、運用方法を変更していたが、令和5(2023)年4月以降は徐々に以前の貸出方法に戻している。限られた部屋数を有効に活用するために、曜日や時間帯、専攻などにより貸出方法を変えたり、特別な事情により自宅などで練習が著しく困難で恒常的に学校で練習を行わなければならない学生に対して、優先的に練習室を確保する「定期使用」制度を設けたりするなど、運用方法についても工夫している。

【資料 2-5-3】 【資料 2-5-4】

C. キャンパス・アメニティ

キャンパス・アメニティとしては、楽譜・書籍・五線ノート・文具等が購入できる売店が仙川キャンパスS館1階にあるほか、学生の休憩場所として両キャンパスに学生ホールがあり、自動販売機、無料給茶機、共用パソコン等が設置されている。また、学生ホール

では、Free Wi-Fi が利用できるほか、コンセント付きデスクを設置しており、パソコンの使用、携帯電話の充電等ができるようにしている。仙川キャンパス内（短大校舎地下1階）には学生食堂が設置されている。また、希望する学生には、楽器や楽譜等が収納できるの個人用ロッカーを貸出している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

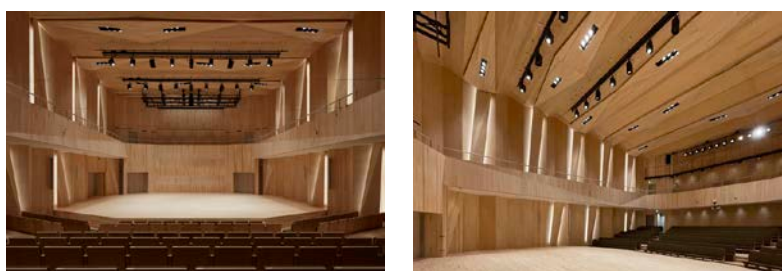
A. レッスン室・練習室、所有楽器

実習施設としては、2-5-①にも記載したとおり、レッスン室・練習室を兼ねた教室を仙川キャンパス、調布キャンパスにそれぞれ備えている。教室・レッスン室には、グランドピアノ、アップライトピアノが1～2台置かれており、本学全体では合計181台（令和5(2023)年3月末現在）のピアノを所有している。また、専攻や合奏、副科実技で使用するために必要となる、ヴィオラ、コントラバス等の弦楽器や、ピッコロ、アルト・フルート、バス・クラリネット、コントラ・ファゴットなどの管楽器の特殊管、ハープ、各種の打楽器、チェンバロやオルガンなどの古楽器なども多数所有しており、必要に応じて学生への貸出も行っている。授業で必要となるAV機器などもそれぞれの教室の使用目的に合わせて適したものが設置されている。

B. 桐朋学園宗次ホール

令和3(2021)年4月から運用を開始した桐朋学園宗次ホールは、演奏会を開催するためのホールとしてだけでなく、学内の実技試験や授業などを行う教育の場としても活用しており、現状では「教育の場」として利用されている割合の方が高い。ホールを含めた校舎全体が木造で、学生がより良い環境で自らの音楽を探求していけるよう、こだわりの詰まった校舎となっている。 【資料 2-5-5】

<画像 2-5-1> 桐朋学園宗次ホール



C. 図書館

本学は全2館の図書館を設置している。仙川キャンパス図書館は316㎡、調布キャンパスは413㎡の面積からなり、各キャンパスにおける主な利用者とそのニーズを考慮して、必要な資料を収集整理し、各種サービスを提供している。 【資料 2-5-6】

a. 蔵書及びデジタル資料について

蔵書数は令和5(2023)年3月末日時点で、楽譜108,288点、図書52,318点、録音映像74,819点を含む計258,092点である。 【資料 2-5-7】

これらの資料はほぼ全てWeb OPAC(Online Public Access Catalog)を使い学内外から検索することが可能である。また、所蔵資料の多くを国立情報学研究所の運営する総目録

録データベース NACSIS-CAT に登録することで、国内の大学図書館、公共図書館が参照できるようにし、ILL(Interlibrary Loan)を通じて広く利用に供している。とりわけ他館への貸借受付件数は、2022年度に455件(このうちNACSIS-CAT/ILL参加館に対する受付件数は228件)となり、音楽資料を有する図書館のなかでは最も多い件数となっている。

【資料 2-5-8】

デジタル資料としては、音楽を専攻する本学学生にとって必要な国内外のデータベースを厳選し、Grove Music Online、MGG (Die Musik in Geschichte und Gegenwart) Online、JSTOR、RILM Abstracts of Music Literature with Full Text、Proquest Dissertations and Theses、音楽文献目録オンライン、ジャパンナレッジ Lib、ナクソス・ミュージック・ライブラリー、ナクソス・ビデオ・ライブラリーを契約して提供している。令和 3(2021)年 4 月には、新型コロナの感染拡大によりデジタル資料へのニーズが急激に高まったことを受け、オンラインでアクセスできる電子書籍 EBSCO eBooks の購入や電子楽譜データベース Classical Scores Library の契約も新たに開始した。さらに令和 5(2023)年度には、140 社以上の出版社が提供する楽譜データベース nkoda も新規契約し、デジタル資料の拡充に努めている。

また、平成 29(2017)年 4 月に構築した学術機関リポジトリでは、紀要や研究年報に掲載された論文、博士論文を本学の学術成果物として公開している。修士論文は公開する学術成果物の対象からは除外されるものの、調査研究を進める学生からは極めてニーズが高い資料であることから、学内ネットワークからのみアクセスできるよう限定的にリポジトリで公開している。 【資料 2-5-9】 【資料 2-5-10】

b. 蔵書及びデジタル資料へのアクセス

所蔵する資料は仙川キャンパス図書館、調布キャンパス図書館、立川書庫(株式会社ヤマタネ)の3箇所に保管されており、Web OPAC を通じてどのキャンパスからでも全ての所蔵資料を取り寄せることが可能である。また離れたキャンパスの図書館資料にも迅速にアクセスすることができるよう、仙川キャンパス図書館と調布キャンパス図書館間では1日3回、立川書庫と各キャンパス図書館間では1日2回、資料輸送のためのチャーター便を運行させ、利便性の向上に努めている。

仙川キャンパス図書館では令和 3(2021)年 8 月にリフォーム工事を行い、閲覧スペースの拡張、開架楽譜、開架音楽和書の追加設置を実現した。特に学生の学びに欠かすことのできない音楽和書については、日本十進分類法(Nippon Decimal Classification)の音楽分類 760 に細目を追加した本学独自の分類表を採用し、さらによく使用される作曲家に関する和書は分類書架とは別置とするなど、配架の方法にも工夫を凝らしている。

また、大学院生が主に利用する調布キャンパス図書館は令和 4(2022)年 2 月に旧調布キャンパス 2 号館から調布キャンパス 1 号館に移転した。この際、レッスン室や講義室に隣接する部屋や、学生ホールに隣接したスペースに分散させて所蔵資料を配架したことで、これまでの独立したイメージとは異なる図書館、すなわちレッスンや講義を中心に展開するキャンパス・ライフのなかに溶け込むような図書館が実現した。最も特徴的なのは、約 47,000 点の楽譜を全て開架とした点、音楽図書を独自の分類に従った和洋混配とした点である。特にこれだけの点数に及ぶ楽譜を開架としている図書館は他に例をみない。

また、移転に際しては IC ゲートと自動貸出機を新規導入したことにより、学生が開館

時間に制限されることなく図書館を利用できる環境が実現した。職員や委託スタッフが退勤した閉館後でも図書館スペースの扉を開放することで施設閉鎖時まで図書館資料やデータベースを利用でき、必要があれば自動貸出機を使って自身で資料を借出すことが可能となった。貸出処理されていない資料が持ち出された場合には、キャンパスの出入口に設置された IC ゲートによって検知され、資産管理の観点からも問題無く運用している。

デジタル資料へのアクセスについては、令和 2(2020)年 4 月に VPN 接続を導入することで、本学学生や教員(非常勤教員を含む)が学外からも必要な時にいつでもアクセスすることができる環境が整えられた。

c. 開館状況

仙川キャンパス図書館は授業開講日に合わせて開館し、開館時間は 9 時 30 分から 18 時 00 分までとなっている。調布キャンパス図書館の開館時間は 7 時 30 分から 21 時 00 分まで(カウンター・スタッフの配置は仙川キャンパス図書館と同様の時間帯)となっており、日曜日や祝日、夏季・冬季の長期休暇中でも施設が解放されていれば所蔵資料や PC 等の設備をいつでも利用することができる。令和 4(2022)年度の開館日数は 261 日、令和 5(2023)年度の開館は仙川キャンパス図書館が 255 日、調布キャンパス図書館が 360 日である。【資料 2-5-11】

d. 利用状況

令和 4(2022)年度における年間貸出総数は 51,896 点、1 日当たりの貸出数は 208 点であった。また音楽大学に共通の特徴ではあるが、学生による図書館資料の利用率は高く、令和 4(2022)年度においては大学生が 74%、大学院生は 92%の利用率であった。

また、社会貢献を掲げる建学の精神に基づき、学外からの利用も積極的に受け入れている。令和 3(2021)年度は新型コロナ感染拡大の影響により外部利用者の受け入れを停止する大学図書館が多い中、音楽資料の利用に対する要望を数多く受け、11 月より予約制での利用を再開した。事前予約と検温、手指消毒を徹底して受け入れた結果、令和 3(2021)年度末までには 60 名による 485 点の利用があり、さらに令和 4(2022)年度には 130 名による 1,695 点の利用があった。【資料 2-5-12】

D. 情報機器・ネットワーク環境等

●パソコンの実習室については、仙川キャンパス S 館に 20 台のパソコンを備えた実習室を設置している。パソコンは一般的に良く使用する Word や Excel などの他に、音楽大学の特色を生かした教育の展開のため、パソコンに接続できる鍵盤を備えており、作曲や音楽作品分析等、音楽情報のデジタル処理の実習も可能な環境が整っている。

●両キャンパスの図書館に、貸出用のノートパソコンを備えている。仙川図書館に 5 台、調布図書館に 1 台あり、図書館の検索用パソコンとして備えられているデスクトップパソコン(仙川図書館 7 台、調布図書館 5 台)とともに、学生の自学自習に活用されている。また、両キャンパスの学生ホールにも、学生が自由に使えるパソコンが備えられている。

●学内の Wi-Fi 環境としては、学生ホールや教員室等の多くの人が集まる場所では、Free Wi-Fi でインターネット接続ができるようになっている。その他の教室やレッスン室は、常設 Wi-Fi ルーターを設置している部屋と、事務局で貸出をする Wi-Fi ルーターを使用して接続環境を確保している部屋がある。

●令和 2(2020)年 9 月から Google Classroom の運用を開始したが、その際には学生向け・

教員向けにそれぞれわかりやすい説明書を作成して対応した。また、令和 4(2022)年度から、遠隔授業に関わる各種業務をよりスムーズに進めるために、ネットワーク関係のシステムエンジニア 1 人が常駐し、学生や教員からの関連の問い合わせ等にも対応している。

【資料 2-5-13】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

A. 仙川・調布両キャンパスの施設整備

耐震基準を満たしていなかった仙川キャンパス旧校舎の建替計画が順調に進み、平成 26(2014)年 9 月に調布キャンパス校舎、平成 29(2017)年 1 月に仙川キャンパス S 館、令和 3(2021)年 4 月に仙川キャンパス H 館の利用を開始している。エレベーター、トイレ、廊下等、車椅子でも対応できるスペースと最新の機能を持った施設となり、調布キャンパス・仙川キャンパスともにバリアフリー化に対応している。また、視覚障害のある学生への対応についても、「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」に則り、点字ブロック等の設置の他にも必要とされる設備等の配慮を行っている。

B. 保安体制等の整備

施設設備の適正な管理を実施し、併せて災害からの安全性を確保することを目的とし、学生部長、防火管理責任者、事務局長、各部者担当者等から構成される「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会」が設置されている。また、日常の管理業務は事務局管理グループが担当している。キャンパス内の施設・設備を計画的に補修するとともに、突発的な事態に対処し、また、施設設備の安全を保持できるよう予算を確保している。また、学内に AED（自動体外式除細動器）を 5 台設置しており、それらは学生便覧の校舎案内図にも消火器の設置場所と共に印をつけて掲載し、周知を図っている。 【資料 2-5-14】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

A. 実技レッスンにおける対応

本学の教育の中心となる実技レッスンは、教員と 1 対 1 で行われている。適正な学生数のもとでの指導のため、楽器の特性なども考慮し、適切な広さがあるレッスン室を割り当て、施設の面からもレッスンが充実したものとなるようサポートをしている。また、ピアノや打楽器など、本学で所有している楽器を使用してレッスンを行う場合も多々あるため、日常的な楽器のメンテナンスを実施している。

B. 講義系授業における対応

授業を行うにあたってのクラス編成については、学生が希望する授業を受講できるようにしているが、実習・演習系の科目については、年度初めにクラス調整を実施して適正な人数のクラスを編成している。

授業ごとの履修者数は、年度はじめの教務委員会で人数が適切かどうかをチェックしている。実習が主な科目が多いことから、少人数制をとっており、特に履修者が多い授業においては適正な学生数を教科担当に問い合わせをしている。 【資料 2-5-15】

C. コロナ禍における対応

コロナ禍において密集・密接を避ける必要が出てきた際には、教室ごとの面積やエアコンの換気量を勘案しての教室ごとの定員を定め、それを教室ごとに掲示して定員を守るよ

うに促すとともに、対面とオンデマンドを併用しての運用も実施するなど、適切な管理を実施していく体制を整えた。 【資料 2-5-16】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 2-5-1】 アクセスマップ（資料 F-8 より）
- 【資料 2-5-2】 新型コロナ感染拡大防止策としての設備整備状況
- 【資料 2-5-3】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教室・レッスン室使用規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-5-4】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教室・レッスン室貸出規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-5-5】 桐朋学園宗次ホールの案内：2023 学校案内より
- 【資料 2-5-6】 図書館利用案内
- 【資料 2-5-7】 2022 年度蔵書数報告
- 【資料 2-5-8】 2022 年度国立情報学研究所 ILL 貸借受付件数
- 【資料 2-5-9】 桐朋学園大学・桐朋学園芸術短期大学オープンアクセス方針（資料 F-9 より）
- 【資料 2-5-10】 桐朋学園大学・桐朋学園芸術短期大学学術機関リポジトリ運営指針（資料 F-9 より）
- 【資料 2-5-11】 図書館：2022-2023 年度開館カレンダー
- 【資料 2-5-12】 図書館：2022 年度利用統計
- 【資料 2-5-13】 Classroom へようこそ 学生版 使い方ガイド
- 【資料 2-5-14】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 2-5-15】 2022 年度科目区分別受講者数
- 【資料 2-5-16】 コロナ対応教室の定員数

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年に仙川キャンパスの H 館が完成し、仙川キャンパスの校舎建替が一通り終了した。学内のネットワーク環境については、コロナ禍に直面した直後から整備をすすめてきたものの、教室によっては接続の安定性の課題が残っている。教員と学生が同時にインターネットを活用しながら授業を行う科目も増加しているため、より安定したネットワーク環境の整備する必要がある。

新校舎の建替にともない、仙川キャンパスでは高校生と学部生が同じキャンパスで学ぶ環境が再び整ったが、調布キャンパスから移動してきた学部の授業運営において、使用教室が不足する問題が生じた。そのため、令和 5(2023)年 4 月より一部の授業を再び調布へ移動させることで解決できるかの対応を行っている。また、高校生と大学生が同じキャンパス内で授業とレッスンを行っているため、授業の空き時間を利用した練習室の確保が難しいという学生の声が出ている。新型コロナウイルスの発生以降、在宅ワーク等による社会の変化にも影響し、自宅での楽器練習が困難な学生が急増している。調布キャンパスの利用を促す対応を含め、学内での練習を求める学生への安定した練習室の提供にむけて、現時点で対応可能な対策を早急にすすめていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

A. 「学修時間・学修行動・学修成果調査」の実施とその結果活用

音楽学部学生の学修行動や意見・要望を把握するために、令和元(2019)年度から毎年秋に「学修時間・学修行動・学修成果調査」を実施している。調査項目については、経年比較ができるよう固定項目を設けているほか、これまでの調査結果やその時々で調査が必要な事項を盛り込んで設問を設定するなど柔軟に対応し、学生の声を適切に拾い上げられるようにしている。令和 4(2022)年度の調査では、「実技以外の科目で、特に支援を必要としていますか」という設問に対する自由記述で、学修支援に対する要望を把握したほか、「入学時に描いた印象と異なる点は」「桐朋学園大学はどのような学校であってほしいですか」といった自由記述回答からも、その意見・要望を把握した。集計結果については、教務委員会や学生委員会で取り上げて検討し、改善に向けての取り組みを行っている。また、事務局内でも共有され、各委員会での改善方針のもとに、教学系や管理系の各グループにおいて、必要な対応がなされている。 【資料 2-6-1】

大学院生の学修行動や意見・要望を把握するための「学修時間・学修行動・学修成果調査」は、令和 4(2022)年度の 3 月中旬に初めて実施された。調査項目については、音楽学部で実施している調査項目の多くを流用している。学修環境に関する設問としては、施設の利用状況やその満足度、施設や学生サービスについての意見や要望を自由記述で尋ねた。結果については、事務局や研究科委員会で確認し、可能な対応は実施していけるように調整しているほか、すでに対応がなされているものの周知が十分ではなかった案件などがあったため、オリエンテーション時に案内を行った。 【資料 2-6-2】

B. 授業評価アンケートの実施とその結果活用

授業に関する学生の満足度を把握するため、前期末・後期末に学科科目の授業評価アンケートを実施している。学生が各自でウェブシステムにログインし、それぞれが履修している科目ごとに、「授業運営・方法について」「あなた自身について」「総合評価」及び「自由記述」を回答する形式となっている。その自由記述には、授業や授業を取り巻く環境等のさまざまな意見や要望なども書かれているため、教務部長が中心となって内容確認をし、必要な事項は会議において関係部署と共有し、改善に向けての対応を行っている。しかし

ながら、ウェブシステムでの実施としてから回収率が極めて低い状況となっているため、実施方法の見直しやアンケート項目の再検討を開始した。 【資料 2-6-3】

C. 教員、事務局窓口、保健室及び学生相談室との連携

仙川・調布の両キャンパスに設置されている事務局や図書館の窓口のほか、保健室及び学生相談室では、日常的に学生とコミュニケーションをとる機会があるため、そこで意見や要望を把握することができる。本学は1対1のレッスンが教育の中心となっていることから、レッスン時などに実技系教員が学生から直接聞くことができる意見や要望も少なくない。学生便覧に事務局の各部署が担当する業務などを案内しているものの、学生が適切な窓口にとどり着けないケースもあることから、事務職員や保健室及び学生相談室は、普段から教員とのコミュニケーションを密に取ることを心がけているほか、教務委員会や学生委員会、教授会などに出てくる事案から学生の意見・要望を適切に把握し、対応していくよう努めている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-6-1】 2022 年度（学部） 学修時間・学修行動・学修成果 調査結果まとめより

【資料 2-6-2】 2022 年度（大学院）学修時間・学修行動・学修成果 調査結果まとめより

【資料 2-6-3】 授業評価アンケート結果：2022 年度 ファカルティ・ディベロップメント報告書より

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

仙川校舎の完成にともない、令和 3(2021)年秋より、学部生の授業は、調布キャンパスから仙川キャンパスへと移動した。一部、桐朋女子高等学校音楽科の教育課程と同時開講としている専門科目があり、そのメリットはあるが、空き時間の練習室の確保が難しいという学生の声が出ている。新校舎への移転前まで、調布キャンパスでは学生のための「意見箱」を設置していたが、現在は設置されておらず、その準備を進めている。学生の声をリアルタイムで受け入れ、早急に対応するための環境整備について、今後も検討を重ねていく。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神や教育の目的に基づき、学部及び研究科ごとにアドミッション・ポリシーに沿った入学試験を実施し、入学試験で審査された能力により教授会や研究科委員会において審議が行われ、学長が可否を決定している。入学定員に沿った受入れについても、対応策を検討し、改善に向けての方策が取られている。学修支援においては、教員と職員が協働でさまざまな形で実施されており、学生アンケート結果なども生かして、よりきめ細かい対応をするための改善もなされている。キャリア支援に関しては、年間を通して、多様な視点からのキャリア支援講座が計画・実施され、着実に成果を上げている。

学生サービスに関する取り組みにおいては、コロナ禍で学生のニーズが変化する中で、新たな取り組みも行われている。学修環境の整備については、仙川キャンパスの校舎建替や桐朋学園宗次ホールの完成、調布図書館移転なども完了し、また、完全バリアフリー化も実現した。

以上のことから「基準 2 学生」の要件を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、学則及び大学院学則に規定する教育目的、それらをより具体化した教育の理念を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。また、大学院については、養成しようとする人材について、以下のとおり定めている。

【音楽学部 ディプロマ・ポリシー】

以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定されます。

I. 専門分野を究めるための表現・意欲の分野

- ・ 音楽の伝統文化を継承しながら、実践的でレベルの高い個性ある表現力を有している
- ・ 専門分野を主体的に学び続ける力を持っている

II. 専門を支える基礎力としての知識・技能の分野

- ・ 音楽家として必要な理論・知識・技能を有している
- ・ 耳と感性の訓練により、自身の音を聴き、よいものを探求して見つけ出す能力を持っている

III. 柔軟で汎用的な視点を持つための理解・判断の分野

- ・ 多様な文化的背景をもつ人びととの相互理解をはかり、他者とのコミュニケーションに高い能力を発揮することができる
- ・ 今日的な課題について多角的な視点から見つめ、適切な判断ができる

IV. 専門の枠を超えて新しい音楽文化を創造するための関心・創造的思考の分野

- ・ 個人の能力を生かして、他者とともに音楽をつくり、みずからの能力もさらに広げていくことができる
- ・ 幅広い音楽文化を学び、音楽表現の可能性を広げることができる

【大学院音楽研究科修士課程 ディプロマ・ポリシー】

音楽実践に不可欠な高度な能力を養い、自立した音楽活動を行うにあたって必要な能力を養うことを目的とする。

【大学院音楽研究科博士後期課程 ディプロマ・ポリシー】

修士課程等で修得した能力を基盤としながら、極めて高度な知識と卓越した技能を獲得し、

音楽に関する学術的研究を自立的に行う能力、および音楽教育を発展させる指導者になり得る素養を身につけ、博士後期課程の修了要件を満たした者に博士の学位を授与する。

【大学院音楽研究科 養成しようとする人材】

<修士課程>

確かな実践能力や豊かな知識を持って活躍できる演奏家

<博士後期課程>

- ・極めて高度な知識と教養及び卓越した技能を備え、音楽に関する学術的な研究を自立的に行うことができ、将来、主に高等教育機関において教育者、研究者として活躍できる人材
- ・豊かな学識に裏打ちされた実践能力によって、世界の音楽界で中枢的指導力を発揮できる人材

これらのディプロマ・ポリシー等は、建学の精神や教育の理念、学則第1条及び大学院学則第2条に規定する使命・目的及び教育の目的を踏まえて制定されており、本学のウェブサイトや履修案内に掲載している。また、学部のディプロマ・ポリシーは、その概要表現も準備しており（令和4(2022)年1月の教授会にて全文を掲載しない場合の概要表現について確認）、掲載媒体によって使い分けている。学校案内にはその概要表現版を掲載している。 【資料3-1-1】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

A. 音楽学部

a. 単位認定基準

ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定、授業科目の修了の認定については、学則に以下のように定め、適切に運営している。

【大学学則第14条】

各授業科目を履修し、第17条に定める修了の認定に合格した者には、その授業の所定の単位を与える。

【大学学則第17条】

授業科目修了の認定は、試験又はそれに代えうる方法による。試験は期末の適当な日時にその履修した科目について、筆記、論文、口述、実技等によって行う。

また、「桐朋学園大学成績評価に関する基準」第1項第2号において、出席回数が授業回数の2/3に満たない場合その他修学態度が不良であることが認められる場合は、失格の評価を行うことも定めている。 【資料3-1-2】

b. 進級基準及び卒業基準

進級基準については、本学では学年制をとっていないため、基準は定めていない。これは、建学の精神に掲げた「自由で豊かな感性を持つ個性ある音楽家」育成のため、個々の

学生に大幅な選択権を与えているためである。また、必修以外の科目では、履修科目のみでなく、何をどの年次で履修するかも含めて、個人の選択に委ねている。ただし、著しく修得単位が少ない場合などは、基準 2-2-①にも記載したとおり、教務委員会を中心に個別指導を行なっている。 【資料 3-1-3】

卒業要件は<表 3-1-1>に示すとおり、学則第 16 条、第 20 条等に必要な事項を定め、厳正に適用している。これらの事項は履修案内・学生便覧に掲載され、年度始めのカリキュラム説明等において説明される。

<表 3-1-1> 音楽学部 卒業要件

項目	内容
修業年限と卒業要件 (学則第 16 条 及び第 20 条)	1 年次入学生は本学に 4 年以上在学し（早期卒業制度を適用する場合には、3 年以上）、下記を含む 124 単位以上を修得することを卒業要件とする。 ・語学科目 8 単位以上 ・一般教養科目 18 単位以上 ・専門科目 76 単位以上

令和元(2019)年度大学入学生からは、3 年次で卒業できる「早期卒業制度」を導入した（除く：古楽器、指揮、音楽学専攻）。専攻実技をはじめとした学修評価が特に優れた者を対象とし、大学院進学や留学の機会を早めることを目的としている。現在のところ、まだこの制度を使つての卒業生は出ていない。 【資料 3-1-4】

B. 大学院音楽研究科

a. 単位認定基準

単位認定、授業科目の修了の認定については、大学院学則に以下のように定め、適切に運営している。

【大学院学則第 30 条】

授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 試験は、実技試験のほか、筆記試験又は口頭試験若しくは研究報告によって行うものとする。

また、「桐朋学園大学大学院成績評価に関する基準」第 1 項第 2 号において、出席回数
が授業回数の 2/3 に満たない場合その他修学態度が不良であることが認められる場合は、
失格の評価を行うことも定めている。 【資料 3-1-5】

b. 修了要件

標準修業年限について大学院学則第 12 条、修了要件については大学院学則第 29 条及び
「桐朋学園大学大学院修士課程及び博士後期課程の修了要件に関する基準」に必要な事項
を定め、厳正に適用している。 【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**A. 音楽学部****a. 成績評価方法**

大学学則第 18 条に基づき「桐朋学園大学成績評価に関する基準」を定めている。専攻実技等の実技科目の成績評価方法については、3 ポリシーに沿った教育を実現していく上で学内でも長年議論してきているが、令和 4(2022)年度から各専攻で異なる尺度を用いてきた 100 点採点法の点数区分を、全ての専攻において統一した。

各授業担当者は、授業の目的や評価方法などをシラバスに明記し、かつそれを初回の授業時に解説したうえで授業を実施している。成績評価については、出席状況と「試験」「レポート」「成果発表」「作品提出」など多面的な評価を取り入れて、厳格な成績評価を行っている。

本学における専門科目の中心となる、実技科目の実技試験については、複数の教員による採点を行い、全専攻統一した基準に従って評価し、公平性を保っている。

<桐朋学園大学成績評価に関する基準より>

***実技科目の評価**

専攻実技、副科実技等の主に実技試験の成績により評価する科目。

100 点採点法	100～85	84～80	79～70	69～60	59～
評価	S	A	B	C	D
GP (グレードポイント)	4	3	2	1	0

***実技科目以外の評価**

上記の実技科目、「合格」による評定を行う科目以外の科目。

100 点採点法	100～90	89～80	79～70	69～60	59～
評価	S	A	B	C	D
GP (グレードポイント)	4	3	2	1	0

b. 他大学等で修得した単位認定、及び語学の技能試験による単位認定

1 年次入学者及び 3 年次編入学者の他大学等において修得した単位認定については、入学前と入学後にかかわらず、単位を修得した大学・短期大学等の成績証明書及びシラバス等を基に本学のカリキュラムと照合し、科目ごとに認定を行っている。また、語学検定等による単位認定も行っており、「桐朋学園大学学外学修に関する規則」に定める授業科目区分ごとの卒業要件単位数を超えない範囲で、かつ総単位数が 60 単位を越えない範囲と定めている。教務委員会及び教授会の審議を経て学長が決定する。

【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

c. 単位互換（他の大学又は短期大学における学修の単位認定）及び高大連携制度

本学は、桐朋学園芸術短期大学（以下「短大」という。）と単位互換制度を設けている。短大が提供する科目を履修し単位を取得した場合には、「選択科目」の単位として認定される。この制度の開設以来の履修件数の推移は【資料 3-1-10】のとおりである。

【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

桐朋女子高等学校音楽科とは、高大連携制度を制定している。在籍中の高校3年次に本学の授業を履修し単位が認定された科目については、本学の「選択科目」の単位として認定される。現在、「ドイツ語」「フランス語」が対象となっている。認定は、教務委員会及び教授会の審議を経て学長が決定する。 【資料 3-1-13】 【資料 3-1-14】

d. 卒業判定

卒業に関しては「必要な最低単位数」をあらかじめ明示するとともに、履修案内に各専攻で必要な単位をわかりやすく記載し、計画性を持った学修計画を立てるよう促している。

卒業判定については、教務委員会において各学生の単位修得状況を卒業・修了要件に照合して精査した上で、教授会の議を経て学長が行う。 【資料 3-1-15】

B. 大学院音楽研究科

a. 成績評価方法

大学院学則第 30 条第 3 項及び第 4 項に以下のように定めるとともに、「桐朋学園大学大学院成績評価に関する基準」を定めている。 【再掲：資料 3-1-5】

【大学院学則第 30 条】

授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 (省略)

3 試験の成績評価は、「A・B・C・D」の4段階とし、「D」は不合格とする。

4 前項にかかわらず、別に定めるところにより、「合格（「合」と表記）」をもって評価とすることができる。

b. 学外学修の取扱

本学大学院外で学生が行った学修に対する単位認定については、「桐朋学園大学大学院学外学修の取扱いに関する規則」に定めている。 【資料 3-1-16】

c. 修了審査及び修了判定

修了審査については、「桐朋学園大学学位規則」の「第 2 章 修士修了審査」及び「第 3 章 博士論文等審査」等にその詳細を定め、厳格に審査を行っている。また、学位論文の評価の基準を明文化していなかったが、令和 4(2022)年 7 月の研究科委員会で「学位論文等の評価に当たっての基準」を定め、ウェブサイトにも公開している。

課程の修了については、研究科委員会の議を経て、学長が認定している。

【資料 3-1-17】 【資料 3-1-18】

その他、学位規則第 12 条に定められた、博士学位の学位授与報告書の文部科学大臣の提出についても、適切に行っている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-1-1】 ディプロマ・ポリシー概要表現について：2021 年度第 9 回教授会資料より
<資料 3>及び同教授会議事録より

【資料 3-1-2】 桐朋学園大学成績評価に関する基準（資料 F-9 より）

【資料 3-1-3】 音楽学部：カリキュラム・ポリシー（資料 F-13 より）

- 【資料 3-1-4】 桐朋学園大学早期卒業規程（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-5】 桐朋学園大学大学院成績評価に関する基準（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-6】 桐朋学園大学大学院学則第 12 条、第 29 条（資料 F-3 より）
- 【資料 3-1-7】 桐朋学園大学大学院修士課程及び博士後期課程の修了要件に関する基準
（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-8】 桐朋学園大学学則第 16 条第 2 項（資料 F-3 より）
- 【資料 3-1-9】 桐朋学園大学学外学修の取扱いに関する規則（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-10】 令和 4(2022)年度の短大の履修科目と件数
- 【資料 3-1-11】 桐朋学園大学音楽学部科目等履修生（単位互換）規程（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-12】 短大連携科目の履修方法：履修案内より（資料 F-12-1）
- 【資料 3-1-13】 桐朋学園大学音楽学部科目等履修生（高大連携）規程（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-14】 高大連携制度による単位認定について：履修案内より（資料 F-12-1）
- 【資料 3-1-15】 桐朋学園大学音楽学部教授会規程第 8 条第 1 項（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-16】 桐朋学園大学大学院学外学修の取扱いに関する規則（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-17】 桐朋学園大学学位規則（資料 F-9 より）
- 【資料 3-1-18】 学位論文等の評価にあたっての基準

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽学部の実技科目の成績基準は、専攻によりまちまちであったが、公平性という観点から令和 4(2022)年度には統一した基準に揃えた。この基準は学習の指標でもあるので、令和 5(2023)年度からは履修案内にも記載し、学生に公表した。また、学科科目においては授業ごとに成績評価分布がまちまちであることがわかった。自己点検評価委員会での指摘より、教務委員会で検討をし、令和 5(2023)年度より「S」評価の比率に上限を設けることにした。

短大との単位互換は、平成 26(2014)年度から開始した。平成 27(2015)年度から令和 3(2021)年度前期までは、本学は調布キャンパスでの授業開講であり、短大とは同じキャンパスではなかったことから、履修件数は少なかった。同一キャンパスとなった令和 4(2022)年度は 87 件あり、学生が本学にない演奏会の企画や演劇系の科目にも興味を示していることがわかる。開放科目の検討を中心に、よりよい連携を進めていきたい。

大学院に関しては、開設から 6 年が経過し各種の規則や基準は適切に定められているものの、部会・運営委員会の中には大学院に関わりがない部会等もあることから、学内での大学院に関する基本事項の共通理解が深められていない部分がある。事務局の大学院に関する業務分掌の在り方も含めて、大学院運営に関する学内での理解をより深めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① **カリキュラム・ポリシーの策定と周知**
- 3-2-② **カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**
- 3-2-③ **カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**
- 3-2-④ **教養教育の実施**

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神や教育の理念、学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に規定する使命・目的及び教育の目的を踏まえて、音楽学部、大学院の教育課程のそれぞれにカリキュラム・ポリシーを定めている。これらのカリキュラム・ポリシーは、ウェブサイトで公開され、履修案内に掲載されている。また、新学期のガイダンスにおいて、ディプロマ・ポリシーとともに周知している。

またその見直しについても行っており、令和 3(2021)年度には、音楽学部のカリキュラム・ポリシーについて、自己点検・評価委員会の基準 3 の専門委員会を中心に見直しを行い、仙川キャンパス主任会議（以下「主任会議」という。）での検討ののち、教授会にてディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに改訂を行った。

【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

A. 音楽学部

音楽学部のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げた 4 分野の能力を習得するため、<表 3-2-1>のとおり 3 群の科目群と必修部分・選択部分に分類して策定されており、ディプロマ・ポリシーの学習成果の分類と科目群の関係性が明記されている。

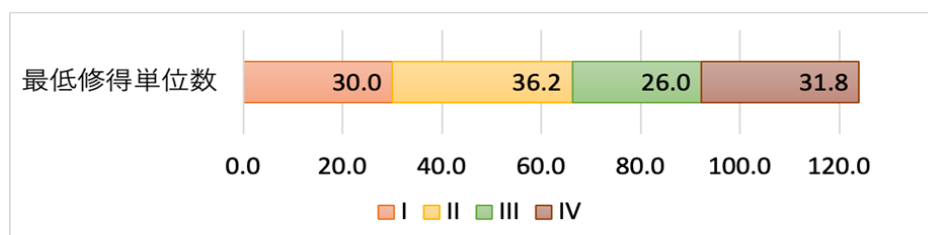
<表 3-2-1>カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー及び学修成果の分類との関係

形態	科目群		科目内容	学修成果の分類	教育の目的
必修	専門科目群	専攻科目群	専攻実技	(I)	専門を究める
		専攻関連科目群	音楽理論、ソルフェージュ、音楽史、アンサンブルなど専攻科目を究めるために必要な基礎的な科目	(II)	基礎力を鍛える
	語学・教養科目群		語学、一般教養	(III)	柔軟性・汎用性を高める
選択	専門科目群	全専門科目群から選択 専門的なものから音楽教養的なもの（いずれの専攻にも必修とされていない科目）まで、幅広い内容の科目を含む	(IV)	専門の枠を超える	
	自由選択	全科目から選択			

また、学修成果の分類ごとの履修単位数は（教育の目的に対応）、<図 3-2-1>のとおりであり、バランスよく分配されている。このことから、ディプロマ・ポリシーで掲げた 4

分野の能力獲得との一貫性が保たれていると判断できる。

〈図 3-2-1〉 成果分類ごとの最低修得単位数



*124 単位分の内訳、II と IV は、専攻及びコースにより異なるため、その平均値を取り上げてある。

B. 大学院音楽研究科

修士課程のカリキュラム・ポリシーは、修士課程全体としてのカリキュラム・ポリシーの他に、各コース独自のカリキュラム・ポリシーも定めている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、「音楽実践に不可欠な高度な能力を養い、自立した音楽活動を行うにあたって必要な能力を養う」という要素を両ポリシーに示すことで、その一貫性を示しているが、修士課程のカリキュラムについては、これまでの学生の履修状況等も鑑みながら、継続的に検討が必要と考えている。 【再掲：資料 3-2-1】

また、博士後期課程のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、「極めて高度な知識と卓越した技能を獲得する」という要素を両ポリシーに示すとともに、「音楽に関する学術的研究を自立的に行う能力」「音楽教育を発展させる指導者になる得る素養を身につける」という 2 点をカリキュラム・ポリシーに具体的に落とし込み、必要な科目を設置している。

〈表 3-2-2〉博士後期課程：カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連

博士後期課程：カリキュラム・ポリシー	博士後期課程：ディプロマ・ポリシー
<p>専門領域における<u>極めて高度な知識、教養、見識及び卓越した技能を持って研究及び演奏を行う能力を獲得する</u>。修了後には<u>高等教育機関で教育や研究に従事するために必要な問題発見能力、課題解決能力、他の専門領域や他者の知見を理解しクリティカルに検証する能力を習得する</u>。また、<u>教育研究を持続的に推進する人材として、社会や文化に対する広い視野と高い見識を培う</u>。</p>	<p>修士課程等で修得した能力を基盤としながら、<u>極めて高度な知識と卓越した技能を獲得し、音楽に関する学術的研究を自立的に行う能力、および音楽教育を発展させる指導者になり得る素養を身につけ</u>、博士後期課程の修了要件を満たした者に博士の学位を授与する。</p>

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

A. 音楽学部

a. カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程構築：

それぞれの科目群内（専攻科目、専攻関連科目、語学教養科目）の系統的学習とともに、科目群相互の連携も重視してカリキュラムを組み立てることを、カリキュラム・ポリシー

としている。そこで、カリキュラム（教育課程）の構築のための指針も同時に、カリキュラム・ポリシーに記述している。この指針をもとに、教務委員会を中心にカリキュラムの見直しを実施した。【資料 3-2-3】

<系統的な学修>

(I) 専攻科目：

- ・実践的でレベルの高い演奏技術を身につけられるよう、各学年に応じた課題が課せられる。
- ・専攻実技の担当教員は、レパートリー構築等にも配慮し、学生の習熟度と各部会で検討される実技試験の課題をベンチマークにし、また、学生とも随時相談をしながら4年間の学びを組み立てている。【資料 3-2-4】

(II) 専攻関連科目（必修）：

- ・基本的に、1年次を中心として低学年で学ぶよう組み立てられている。<図 3-2-2>

<図 3-2-2> 必修科目のレベル

		1年次	2年次	3年次	4年次
ソルフェージュ	Aコース	上級			
	Bコース				
和声法	Aコース	応用和声II			
	Bコース	和声法I	和声法II	応用和声I	
音楽理論	Aコース	上級			
	Bコース				
音楽史	Aコース	上級			
	Bコース				

科目内容のレベル

初級
 中級
 上級

- ・より高度な内容の科目が履修できるよう、すでに基礎的な内容を習得している学生のために習熟度に応じた履修体系を設けている。【資料 3-2-5】
- ・専攻ごとの必修科目は、それを運営する部会等で検討され、科目や単位数等に変更点があれば、主任会議及び教授会での確認を経て、改善につなげている。【資料 3-2-6】

(III) 語学・一般教養科目：

- ・語学は、将来の国際的な活躍に備えるとともに、視野の拡大を目的として、最低1つの外国語を必修としている。英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語から選択できる。それぞれ学習の進み具合に応じて、クラス分けを実施している。
- ・全専攻生対象の必修科目「日本語表現」を設置し、1年次に履修させる。母語の鍛錬を通して、他教科の勉学の助けとなる力を身につける目的である。

<科目相互間の関連性>

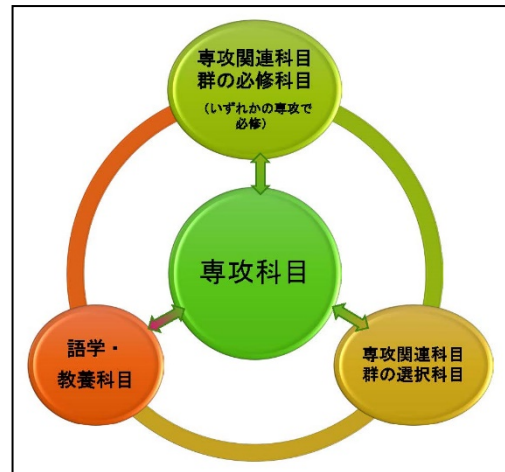
専攻科目群を中心として他の科目群を配置する、コアカリキュラム的な考え方をとっている。<図 3-2-3> 科目群間の関連性を重視することにより、「異種間の科目の並列的学修による相乗効果」「一人一人の多様な関心を大切にすること」を目的としている。

- ・各科目群内において、クラス・学年指定の必修は最小限とし、個々の学生に大幅な選択

権を与える。 【資料 3-2-7】

- ・他専攻生との交流を促すため、当該専攻に特有の内容を履修させる科目を除き、専攻別のクラス配属は行っていない。例えば、音楽理論（分析）の講座においては、受講者による室内楽や歌曲の実演を通して作品の理解を深めるような授業も実施している。
- ・「室内楽・二重奏ソナタ」は、学生同士がチームを組んで履修登録をする形式を採用している。これにより、他者との協働の他に、自主的な学びを促す効果が得られている。登録数は令和 4(2022)年度には 132 件であり、述べ人数も 384 人であった。
- ・「副専攻」制度は平成 18(2006)年度から実施を開始したが、年々履修者が増加しており令和 4(2022)年度は 37 人、令和 5(2023 年)年度は 35 人となった。近年は作曲専攻の編作の希望者が多く、令和 4(2022)年度は 7 人、令和 5(2023)年度は 8 人となった。

<図 3-2-3> 科目間の関連性のイメージ



【資料 3-2-8】

- ・個人の特性に合った学びの方法を獲得し、主体的に学び続けることができるよう、多様な授業形態を提供する。例えば、音楽理論（分析）においては、理論中心のもの、全員による実演形式中心のもの、ディスカッション形式のもの、修士学生による公開レッスン形式のものなど多様な形式の講座を開講している。また、英語においては文法、読解、作文、会話、TOEFL 対策、音楽に関わる内容のものなどがあり、内容がわかるような講座名の表記方法を取り入れている。 【資料 3-2-9】

b. シラバスの整備：

単位制度の実質化の観点から、授業における学習時間及び授業外の学習時間を適正に保つため、全教員に対し通年授業形態の場合には 30 回、半期（セメスター）授業形態の場合には 15 回の授業実施と、シラバスにおける「各回の授業内容、各回の準備学習」等の必要項目への記入を求めている。なお、シラバスは全ての授業科目について作成しており、本学ウェブサイト上で学内外に公開している。 【資料 3-2-10】

シラバス記載指針は、教務委員会で確認をし、各担当に依頼をしている。また提出されたシラバスは、それぞれの部会主任または教務部長及び事務局教務チームのシラバスチェック担当が確認をしており、学内でのチェック体制を整えている。 【資料 3-2-11】

c. 履修単位数の上限：

単位制度の実質化を保つため、年間の登録単位の上限を 44 単位とし、履修案内に記載し、ガイダンス等で指導している。その際、年度初めの履修登録時には履修が決定していない「室内楽」「二重奏ソナタ」「演奏解釈」「公開演奏」「伴奏」等や、年度の途中で履修が決定する「特定オーケストラ」などの科目は含めない。また、教職課程科目の一部や副専攻として履修する場合、4 年次の卒業のための特別措置にあたる場合にも除外している。

【資料 3-2-12】 【資料 3-2-13】

B. 大学院音楽研究科**a. カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程構築：**

修士課程には、専門科目と関連科目に区分される科目が設置されている。専門科目では領域実技及び修了研究を必修するほか、各コースに関連した高度な技術を修得するための専門分野の実技や演習の科目（「声楽特殊研究」、「歌曲演習」、「器楽特殊研究」、「歌曲伴奏研究」、「創作演習」、「音楽学特殊研究」等）を設置している。関連科目には、全てのコースにおいて必修としている総合演習 8 科目（コースにより 8 単位又は 4 単位必修）を中心に、修士論文を執筆する学生のための「論文演習」、高度な作品分析を行う「作品分析特講」、「原書講読（独・仏・英）」、「音楽文献研究」など、カリキュラム・ポリシーに掲げる「自立した音楽活動を行うにあたって必要な能力を養う」ための科目を設置している。

【資料 3-2-14】

博士後期課程には、専門科目と総合科目に区分される科目が設置されている。専門科目は全て必修としている。そのうち、「領域特別研究」においては各自の専門とする領域についての実技や学術研究を行う。また、「博士共同研究」においては教員と学生が研究発表を通じて議論し合い、それぞれが取り組む研究テーマについての理解を深めることを目的としている。演奏を通じた実践的研究と学術的研究が一体化した総合的な研究を行い、その成果としての研究演奏及び博士論文の執筆と公表を義務づけている。その他、1 年次・2 年次の後期に「年次演奏発表」（60 分程度のプログラム：演奏を中心とした内容、演奏と研究発表を併せた内容のどちらでも良い）を行うこととしているほか、博士論文の提出にあたっては、学会誌あるいは研究機関紀要等の査読を経た論文が 1 本以上あることを必要としており、本学でも博士後期課程の学生の論文を掲載した「桐朋学園大学大学院研究年報」を刊行している。また、2 単位以上の修得が必要とされている「博士総合演習」は 13 科目設置されており、研究において社会や文化に対する広い視野と高い見識を培うことを目的としている。 【資料 3-2-15】

b：シラバスの整備

音楽学部と同様に単位制度の実質化の観点から、授業における学習時間及び授業外の学習時間を適正に保つため、全教員に対し通年授業形態の場合には 30 回、半期授業形態の場合には 15 回の授業実施と、シラバスにおける「各回の授業内容、各回の準備学習」等の必要項目への記入を求めている。シラバスは全ての授業科目について作成しており、本学ウェブサイト上で学内外に公開している。

3-2-④ 教養教育の実施

音楽学部の教養教育は「有為な音楽家育成」のための重要項目と位置付けており、ディプロマ・ポリシーにおいて独立した分類として扱われている。44 科目設置し、卒業までに 18 単位を必修としている。一般教養科目の各授業は、「一般教育部会」によって運営されており、設置科目や科目内容は適宜検討し、変更等が生じた場合には、教務委員会及び教授会での確認を行っている。 【資料 3-2-16】

a. 日本語表現：

前項で記載したとおり、1 年次必修の科目として置かれ、キャリア支援センターとも連携を図り、一部にキャリア教育の要素も組み込まれている。

b. その他の選択科目：

ディプロマ・ポリシーで掲げた「今日的な課題について多角的な視点を持つ」という目的で、社会・人文・自然科学等、幅広い分野の内容の科目を設置している。また、カリキュラム・ポリシーの科目群の連携という視点から、音楽との直接的・間接的な関連性も視野に入れている。例えば、「体育講義」「体育実技」では、音楽家・演奏家の心と身体のメンテナンスを扱う内容となっている。また、音楽を軸にその分野を紐解く内容の講座も開かれている。 【資料 3-2-17】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**A. 音楽学部****a. ソルフェージュ科目の履修方法：**

ソルフェージュでは、実力に応じてグレードを設定し、履修クラスの配属に使われている。クラス指定の BC (Basic Class。BC I から BCIII の 3 段階) と選択クラスの SP (Special Class。SPIII から SPVI の 4 段階) に大きく分け、BC 修了以上で SP を履修できるようにしている。必修の単位修得の流れは【資料 3-2-18】のとおりである。それぞれのクラスは 15 名ほどの少人数で実施されており、4 割以上が上級レベルの SP クラスを履修している。

【資料 3-2-19】

b. 専門科目の既習者への対応：

本学では入学者の約 30% が桐朋女子高等学校音楽科からの進学者である。桐朋女子高等学校音楽科出身者は、高校在学時に音楽史や音楽理論を学んできていることから、その他の学生と専門科目における理解深度が異なる。そのため、専攻ごとの専門科目の履修方法について、A コース（桐朋女子高等学校音楽科を卒業した者）・B コース（桐朋女子高等学校音楽科以外を卒業した者）に分けて定めている。また、入学者の約 30% は桐朋女子高等学校音楽科以外の音楽科や音楽コースの卒業生であるため、受験時に提出された調査書に記載されている音楽関係の専門科目の単位数や入学時に実施するクラス分け試験等を参考に、それぞれの学習進度にあったクラス配属や単位修得方法が可能としている。

c. 語学科目のレベル分け：

語学科目は、初級、中級、上級のレベルに分けて開講している。令和 4(2022)年度の語学の 1 授業における平均受講者数は 15.3 名であり、少人数による授業展開を目指している。語学、レベルごとの平均受講者数は【資料 3-2-20】の語学科目系に示しているとおりである。なお、外国語の学問書を読解する内容を含む専門科目である「楽書講読」、「音楽学・古楽総合演習」を履修した場合には、その単位の語学単位への振替を認めている。また、本学入学前または入学後に文部科学省認定の英検及び仏検並びに独検等により能力を認められた場合には、語学単位として認定している。 【資料 3-2-21】

d. 高大連携制度：

本学は、桐朋女子高等学校音楽科と高大連携制度を制定している。同校の高校 3 年生を対象にドイツ語とフランス語を開講し、高校在籍中にこれらの授業を履修し単位が認定された科目に関しては、本学入学後に「選択科目」として単位を認定している。

また、専門科目として開講されている「室内楽」は高校生とチームを組むことを許可しており、令和 4(2022)年度は 8 チームが学部生と高校生の合同チームであった。

e. 他大学との連携授業：

本学は、桐朋芸術短期大学と授業連携をおこなっている。ディプロマ・ポリシーに掲げてある「専門を超える」人材育成のため、本学で設置していない「日本音楽」「演劇」「アウトリーチ」「舞台企画」等の分野の講座を開放してもらっている。履修希望者は多く、令和4(2022)年度には、延べ87名が登録した。【資料3-2-22】【再掲：資料3-1-10】

f. 音楽特別活動：

本学では、専門実技を極め、演奏家としての独り立ちを促す目的で、国内外で行われるコンクールの入賞や、リサイタル開催、オーケストラとの共演など、演奏会への出演に対して単位を認定している。単位の認定可否や認定単位数は、公平性を保つため主任会議で検討し確認をしている。また、認定のレベル指針を制定し、履修案内に記載して学生に公表している。【再掲：資料3-1-9】【資料3-2-23】

g. FD活動による教授方法の開発：

本学では、FD活動を「教授方法の開発」とともに「教員の専門性の向上」という目的と捉えている（基準4-2参照）。教授方法開発という点では、より担当科目の内容が近い教員同士によるディスカッションという意味で、主として「部会ごとに実施するFD活動」で実践されている。実技部会では、国内外の先生を招き公開レッスンや、学生による演奏発表の分析を通して、教員相互による情報交換や意見交換を行い、教授方法の向上に努めている。定期的にFD委員会を開催しており、それぞれのFD活動成果は主任会議や教務委員会にもたらされ、全学的な改善への足がかりにしている。例えば、令和3(2021)年度において、一般教育部会では、2年間における遠隔授業での利点や工夫点がFD活動のテーマとして挙げられ、継続的なオンデマンド形式の授業実施の検討を行った。

【資料3-2-24】

h. 継続的な遠隔形式授業の実施：

コロナ禍以降も継続的に遠隔形式の授業を実施するため、教務委員会を中心に検討を重ねてきた。遠隔授業について、15回の授業すべて、もしくは半分以上の授業がオンデマンド配信される講座と定義し、学生が遠隔授業を選択できる科目数の上限を、大学1年生は週あたり1科目、大学2～4年生は週あたり2科目とする指針を作成した。令和5(2023)年度からこの指針に沿って運用を開始しており、一般教養科目を中心に17科目が遠隔授業として開講しているほか、一部、ハイブリッド（対面と遠隔の併用）で開講している科目もある。【資料3-2-25】【資料3-2-26】

B. 大学院音楽研究科

a. 受講形態の工夫（修士課程－器楽特殊研究A・B・C）：

「器楽特殊研究」は学生同士が自由にグループを編成して、A（二重奏）・B（室内楽）・C（ピアノデュオ）という3つの区分で学ぶことができる科目で、ピアノ、弦楽器の学生の多くが領域実技と並行して力を入れて学んでいる。担当指導教員については、A（二重奏）・C（ピアノデュオ）については2人まで、B（室内楽）については3人までの指導を受けることが可能となっている。音楽学部にも通年開講で同様の受講形態で開講されている「室内楽」「二重奏ソナタ」があるが、後期の試験前になって集中的にレッスンを受けているケースが散見されることが課題となっている。大学院では、半期で計7回のレッスン

を受講することが単位認定の条件となっているため、領域実技と並行して、年間を通して二重奏、室内楽、ピアノデュオを学ぶことを定着させることができている。令和 4(2022)年度の受講状況を見ると、通年で履修しているグループが全体の 80%を占めていた（そのうち前期のみ受講は 11%、後期のみ受講は 9%）。

b. 研究レポートや論文執筆へのカリキュラム上での支援：

修士課程に入学する多くの学生は、学部在学中には論文等の執筆の経験がないため、「音楽文献研究」「エディション研究特講」「原書講読（独・仏・英）」「論文演習」等の科目を設置し、音楽文献や楽譜を探索する手法への理解を深めることや、研究レポートや修士論文の執筆手法を初歩から学ぶことができるようにしている。令和 4(2022)年度の修了者の 81%が修士論文を執筆しており（修士論文執筆者 43 人／修了者数 53 人）、コースのカリキュラム・ポリシーに掲げている「論理的な知性を深める」学びを実践している。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 3-2-1】 三つのポリシー一覧（資料 F-13）
- 【資料 3-2-2】 2021 年度の 3 ポリシー改定に関する会議資料等
- 【資料 3-2-3】 2021 年度第 8 回教務委員会議事覚書
- 【資料 3-2-4】 実技試験課題（ピアノ、弦楽器、管楽器、打楽器、ハープ、声楽）
- 【資料 3-2-5】 和声法・音楽史の既修者の履修方法について：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-6】 各専攻の専門科目の履修方法：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-7】 設置授業と履修学年・単位数表：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-8】 副専攻・副科・室内楽 履修状況と推移
- 【資料 3-2-9】 英語の履修について：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-10】 シラバスの公開状況
- 【資料 3-2-11】 2023 年度『講義概要』（シラバス）作成のお願い
- 【資料 3-2-12】 履修単位の上限に関する記載：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-13】 桐朋学園大学音楽学部における履修単位の上限に関する規程（資料 F-9 より）
- 【資料 3-2-14】 設置科目について：修士課程 履修案内より（資料 F-12-2 より）
- 【資料 3-2-15】 設置科目について：博士後期課程 履修案内より（資料 F-12-3 より）
- 【資料 3-2-16】 一般教養科目変更に関する教務委員会資料及び議事録等（2021 年 9 月）
- 【資料 3-2-17】 「国際政治学」：授業内容より（資料 F-12-4 より）、「ドイツの言語と文学」：2022 年度授業内容より
- 【資料 3-2-18】 ソルフエージュ系科目ー必修単位修得の流れ：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-19】 2022 年度 ソルフエージュ受講者数、クラス平均受講者数
- 【資料 3-2-20】 2022 年度 科目分類別 平均受講者数
- 【資料 3-2-21】 技能検定による単位認定、「楽書講読」履修による単位振替：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-22】 短大連携科目：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-23】 音楽特別活動：履修案内より（資料 F-12-1 より）
- 【資料 3-2-24】 2021 年度ファカルティ・ディベロップメント報告書より、一般教育部会

の実施報告

【資料 3-2-25】 2022 年度第 8 回教務委員会議事覚書（遠隔形式授業について）

【資料 3-2-26】 遠隔授業実施にあたって（2023 年度）

（3） 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

リモート形式の授業については、令和 2(2020)年度のコロナ禍における実施から得られた知見をもとに、システムとしては Google が提供する Classroom での実施を定着させることができている。また、オンデマンド形式の常時導入へ向けて検討を始め、令和 5(2023)年度からは、対面授業を主としつつ、一部で遠隔授業を導入した。専攻実技の練習時間の確保も鑑み、あまり多くの科目をリモート形式で履修させるのは学生の負担増となるため、履修できる科目数の制限については、今後も検討を重ねていくこととする。

仙川キャンパスでの新校舎完成を受けて、令和 3(2021)年度の後期から音楽学部の授業を仙川キャンパスでの実施に移行した。しかし、学生の練習場所の確保という点では、満足できるものではない。そこで、令和 5(2023)年度から水曜日に開講している教職課程科目と専門科目（音楽理論）の一部を、比較的余裕のある調布キャンパスでの開講とした。調布キャンパスでは大学院の授業が開講されていることから、その繋がりも兼ねて、今後は専門性の高い科目を用意し、上級生用として開講することやなども検討したい。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1） 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

（2） 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

A. 音楽学部

音楽学部では、学修成果をディプロマ・ポリシーの I~IV の項目と定めており、ウェブサイト等で広く公表している。また、学修成果の点検・評価を実施するための指針である「アセスメント・ポリシー」を制定し、その方法の見直しも行っている。【資料 3-3-1】運用方法は以下のとおりである。

a. アドミッション・ポリシーに関する点検：

入学試験では、主に専攻実技試験より「表現・意欲・関心・創造的思考の分野」を、専門科目において「知識・技能の分野」、学科試験では「理解・判断の分野」の能力を測っている。特に、「意欲・関心の分野」を補完する意味で、学生には、4 月初めに提出する履修登録票に「学習の振り返り」（評価：満足・普通・不満足、自由記述）と「今年度の目標等」を記載させている。

b. カリキュラム・ポリシーに関する点検：

ア) 機関レベル

<学習状況に関する調査>

●学生自身の学修成果点検として、教務委員会が中心となり、9月に「学習時間・学修行動・学修成果調査」（以下「学生アンケート」という。）を実施している。回収率を確保し精度を高めるため、年に1度のみの実施としている（回収率：令和4(2022)年度は53.8%）。この調査では、次の項目をチェックしている。

- ・現時点での満足度として、学修成果のⅠ) 専攻実技の満足度、Ⅱ) 専門科目の取り組み、Ⅲ) 語学の学修効果、Ⅳ) 自主的な取り組みなどについての項目
- ・入学時からの比較として、多方面の能力の身につけ方の項目
- その他、<表 3-3-1>に示す状況を調べ、点検することとしている。

<表 3-3-1> 学修成果の点検内容

学修成果Ⅰ)	専門分野を究めるための表現・意欲の分野	・専攻実技の成績分布 ・専攻実技レッスンの満足度
学修成果Ⅱ)	専門を支える基礎力としての知識・技能の分野	・和声法Ⅰ・Ⅱ、応用和声Ⅱ：単位修得状況 ・ソルフェージュ：BC（Basic Class）の履修状況等（BCレベルの終了状況をチェックする） ・その他、音楽史（音楽史概説）等の単位修得状況
学修成果Ⅲ)	柔軟で汎用的な視点を持つための理解・判断の分野	・語学の修得単位数推移（低学年で履修するよう指導している）
学修成果Ⅳ)	専門の枠を超えて新しい音楽文化を創造するための関心・創造的思考の分野	・年次ごとに修得した総単位数（自由な学びを計画的に実施しているかの確認）

イ) 科目レベル

科目ごとの成績評価と学生による「授業評価アンケート」結果は、学生の満足度を中心に調査した。満足度がとても低いケースや授業に対するコメント内容に問題があると判断した場合には、教務部長が担当教員との話し合いにより状況の把握に務めた。

c. ディプロマ・ポリシーに関する点検

●卒業生（最終年次）の満足度の調査という観点から、学生アンケートの4年次の結果を使っている。11月以降の数ヶ月は、卒業試験へ向けての学習と進路に関しての事柄が中心となるため、10月に実施した結果とほぼ同じと考えられるからである。

- ・卒業時単位修得状況では、修得総単位数から学修成果Ⅳ)の「専門の枠を超える」という能力の獲得を調査する。
- ・免許・資格修得状況では、主に教員免許状の取得状況について調査する。

B. 大学院音楽研究科

大学院においては、単位の修得状況、研究計画書、修了レポートや論文、学生アンケート結果等から、学修成果の点検を行っている。また、学修成果の点検・評価を実施するた

めの指針である「アセスメント・ポリシー」は、音楽学部と共通で設定している。

a. アドミッション・ポリシーに関する点検：

入学試験で課す課題の他に、出願書類として提出する「研究計画書」のほか、修士課程においては入学後の4月末期限で提出される「演奏・研究計画書」、博士後期課程においては9月末期限で提出される「研究計画書」により、点検を実施している。修士課程では、1月以降に「演奏・研究報告書」に関する当該年度の進捗状況報告の提出が求められており、その状況は指導教員確認の後、研究科委員会においても確認がなされる。

b. カリキュラム・ポリシーに関する点検：

学生の履修科目の状況から、その状況の確認を行っている。令和4(2022)年度から大学院生向けの学生アンケートも実施するようにし、その結果も活用している。また、音楽学部の開講科目を大学院生が科目等履修生として履修している状況も確認する。

c. ディプロマ・ポリシーに関する点検：

修得単位の状況、「学修時間・学修行動・学修成果調査」の結果、教員免許状の取得状況等を確認する。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

A・音楽学部

a. 点検の実際

IR室で基礎データを収集したのち、教務部長が中心となって資料を作成した。結果と考察の詳細は、別資料に記載した。【資料3-3-2】【資料3-3-3】

学修成果のどの項目もおおむね満足できる成果が挙げられていると判断できた。一方で、「論じる能力」や「外国語の修得」という点では、他の部分よりは劣っており、今後力を入れる必要が浮き彫りとなった。

b. 結果のフィードバック

点検結果は、主任会議、教務委員会で共有し教授会で確認する。それぞれの部署で、改善が必要な項目を洗い出し、次のプランに繋げるためである。

●学生アンケート結果のフィードバック：結果レポートは、ウェブサイトで公開し学内外に公表している。

●科目ごとの成果コメントなど：年度初めに全科目について、Google Classroom を作成し、授業連絡、学生からの提出物の受け取り、授業資料の配布などを行なっている。提出されたレポートや作品に関しては、そのつど Classroom を通じて学生にフィードバックする体制が整っている。

●専攻実技試験結果：実技試験成績において、学生には100点法での点数は伝えず、5段階評価のみの成績を表記し、実技教員には100点法での点数と、点数配分表を渡している。それは、指導していく上で、細かい1点2点の差を気にすることが必ずしも有益でない場合も多く、点数や順位を伝えることでモチベーションが上がる場合や、逆に気落ちしてしまうこともあるため、個々の学生の性格や状況に合わせたより良い指導ができるように、各教員にどのように伝えるかを任せている。

●進路に関する調査のフィードバック：卒業式に合わせて実施している進路調査の結果は、

キャリア支援センターにおいて結果を取りまとめたのち、本学ウェブサイトに公表している。また、その結果はキャリア支援センターとの連携授業として実施されている「日本語表現」の授業やキャリア支援講座等において、在学生の進路選択の資料としても活用されている。 【資料 3-3-4】

B. 大学院音楽研究科

a. 点検の実際

大学院に関しては、令和 4(2022)年度末より、主に修士課程の単位修得状況や修士論文・研究レポートの執筆状況について IR 室で基礎データを収集し、課題とすべき事項がないか点検を行っている。結果と考察の詳細は、別資料に記載した。 【資料 3-3-5】

b. 結果のフィードバック

点検結果は、主任会議、教務委員会及び研究科委員会で確認し、改善・向上方策の検討を行う。大学院においては、修士課程の領域実技や博士後期課程の領域特別研究の実技科目に関して、実技試験を実施して複数教員が 100 点法で採点する形式はとっていないため、学生へのフィードバックは、主に研究計画書に基づく研究指導教員の指導の中で行われている。授業科目に関しては、音楽学部同様に Google Classroom を活用してのフィードバックが行われている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-3-1】アセスメント・ポリシーに関する会議資料（制定：2021 年度第 8 回教授会・研究科委員会、一部改正：2022 年度第 6 回教授会・研究科委員会）

【資料 3-3-2】2022 年度 学修成果報告

【資料 3-3-3】学生アンケートより（教育課程）

【資料 3-3-4】進路・就職：本学ウェブサイトより

【資料 3-3-5】2022 年度 大学院学修成果報告

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検という点では、「授業評価アンケート」の回収率が問題であろう。以前はマークシート形式で授業内に実施していたが、担当の目を気にしてコメントを書きづらいケースが想定されていた。アンケートの目的の一つは、改善を求める学生からの声を拾うということであり、ウェブシステムでの回答方式にした。しかしながら満足できる回収率とは言えず、実施する際の周知やリマインドの方法を模索していきたい。音楽学部学生の「学習支援」に関しては、レポートの書き方のサポートを望む声が多く、学生が自ら課題発見し解決する、論じるという力が身につくよう支援する必要があるだろう。このあたりは、大学院生の 7 割以上が修士論文の執筆を行っていることを鑑みても、重要である。

【基準 3 の自己評価】

ディプロマ・ポリシーは、学部、大学院ともに教育目的を踏まえて定め、ホームページ等で周知している。また、同ポリシーを踏まえて単位認定基準、卒業・修了認定基準を適切に定め、厳正に適用してしており、学部の卒業は教授会において、大学院は大学院研究

科において審議した上で、学長が決定している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性に留意して策定しており、その見直しも適宜実施している。教育課程はこのポリシーに即して編成、実施しており、体系的な学びとともに、科目群相互の連携を重視して組み立てている。これにより、教育の目的である「高度な専門性を持ち、かつ個性ある学生の育成」を目指している。

シラバスは全科目において整備されており、また単位制度の実質を保つための対応もなされている。教養教育も重視しており、多角的な視点を養うことを目的とした科目を多数設置している。教授方法の様々な工夫もなされており、FD 活動による教授方法の開発や教員の専門性の向上への取り組みも行われている。

学修成果の点検・評価は、アセスメント・ポリシーとして基準を定め、多様な指標や測定方法に基づいて点検を行い、その分析結果をもとに改善への取り組みに繋げている。

以上のことから「基準3 教育課程」の要件を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている

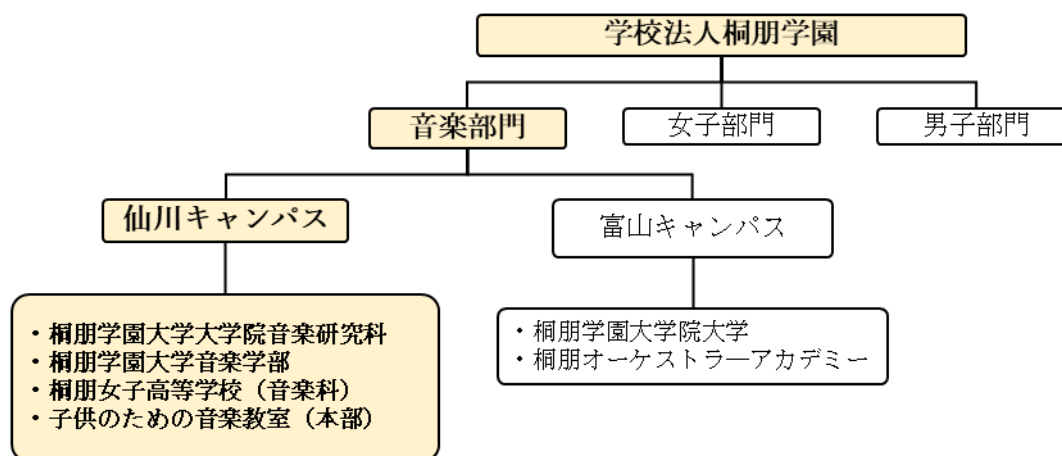
(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

●本学では、桐朋学園大学学則第 51 条第 2 項において「学長は、本学を代表し、本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めて、学長の意思決定の権限を明確に示している。

●学長候補の選出にあたっては、桐朋学園大学学長候補者選出規程第 3 条において「学内者・学外者を問わず、本学の建学の精神を踏まえ、音楽部門の長として運営にあたるに相応しい学識を有する者とする。」と規定し、音楽部門全体の代表者ともなることを踏まえた学長候補者を選出している。選出された学長候補者は、同規程第 6 条に基づき、学長候補者として理事会に上申され、理事会の選任を受けて、本学の学長となり、音楽部門の代表となる。 【資料 4-1-1】

<図 4-1-1> 学校法人桐朋学園における音楽部門の位置づけ



●大学の日常的な舵取りに関しては、桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会（長期休暇中を除く毎週月曜日に開催。以下「運営協議会」という。）と桐朋学園音楽部門経営評議会（長期休暇中を除く隔週月曜日に開催。以下「経営評議会」という。）を音楽部門の長（以下「部門の長」という。）でもある学長が主宰し、管理運営や教学に関する重要な事項、

経営に関する事項、法人全体の情報等も共有しながら協議がなされており、緊急の案件にも素早く対応できるような体制となっている。日常的に主要な役職者や関係者との協議ができる体制により、学長の適切なリーダーシップが発揮できるようになっている。

【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

●音楽学部に教授会、音楽研究科に研究科委員会を設置し、それぞれ適正に運営されている。学長と教授会、研究科委員会との関係性については、基本的に教授会及び研究科委員会を「学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」機関としての関係性にとどめ、教授会及び研究科委員会を審議機関として位置づけることで決定権はすべて学長にあるとしている。そのことによって、本学の意味決定に関する権限とともにすべての責任が学長にあることも明確にしている。 【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

●「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営要綱」第9条により、学務にかかわる事項を審議検討する機関として、「教務委員会」「学生委員会」「図書館運営会議」「音楽教室運営会議」が置かれている。教務委員会は教務部長、学生委員会は学生部長、図書館運営会議は図書館長、音楽教室運営会議は音楽教室部長がそれぞれ統轄している。教務部長、学生部長、図書館長、音楽教室部長は、運営協議会の構成員ともなっており、日常的にそれぞれが統轄する事項を学長と情報共有している。 【資料 4-1-6】

●学長を補佐する役職として、学則第51条の2及び「桐朋学園大学副学長に関する規程」により、副学長を置くことができるとしている。現学長は、平成25(2013)年度から平成26(2014)年度まで副学長を務めていた。平成27(2015)年度以降、副学長は置いていないが、従来から学部長、研究科長、教務部長、学生部長などに適切にその権限を分散させることができている。 【資料 4-1-7】

●教育研究にかかわる原則的な諸事項については、教授会及び研究科委員会での審議の前に、毎月1回、学長が部門の長として招集し、学部長、研究科長、教務部長の他に、次に記す部会主任や委員会委員長が構成員となっている「仙川キャンパス主任会議」にも諮問され、協議されている。 【資料 4-1-8】

●「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス部会・運営委員会規程」の定めるところにより運営されている8つの部会（ピアノ、弦楽器、管楽器・打楽器・ハープ、声楽、作曲理論、音楽学、ソルフェージュ、一般教育）と5つの運営委員会（指揮、オーケストラ、古楽器、室内楽、教育科目）は、部門の長である学長の指示により、各種の教学的な対応を実施するための検討、さらにはそれらを実務レベルに落とし込んでいくための検討及びそれらの方針に基づく部会・運営委員会の運営を適切に行っている。 【資料 4-1-9】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

●本学では「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌規程」に事務職員の責務や職務、事務局の分掌を定め、教学マネジメントを機能させるための事務職員を配置している。大学所属の専任職員は令和5(2023)年5月1日現在で20人おり(学生相談室のカウンセラー、保健室の看護師を含む)、桐朋女子高等学校音楽科所属の専任職

員 6 人も同じ事務局内で一部大学関係の業務を担当するなど相互に協力しているほか、事務嘱託職員や事務臨時職員を必要に応じて配置している。 【資料 4-1-10】

令和 3(2021)年 4 月に事務組織の改編を行い、これまでの部課制（総務部・財務部・教学事務部・広報事業部・図書館事務部の 5 部を設置していた）をグループ・チーム制とし、グループ内での連携を深めることにより、少ない人員での協働体制を強化することを目指している。様々な場面で音楽に関する知識が必要とされる業務もあることから、本学卒業生の職員も教学グループに複数配置されている。 【資料 4-1-11】 【資料 4-1-12】

●学務に関わる事項を審議検討する機関として置かれている教務委員会、学生委員会、図書館運営会議には、教学グループマネージャーが構成員として加わることにより、事務レベルでの対応が必要な事項については教職協働により、教学マネジメントを推進している。

【資料 4-1-13】 【資料 4-1-14】 【資料 4-1-15】

●教授会及び研究科委員会には、オブザーバーとして事務局長や教学グループマネージャー等も出席しており、教学マネジメント上の課題等を事務の視点からも素早く確認し、対応していくことができる体制を取っている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 4-1-1】 桐朋学園大学学長候補者選出規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-2】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-3】 桐朋学園音楽部門経営評議会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-4】 桐朋学園大学音楽学部教授会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-5】 桐朋学園大学大学院研究科委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-6】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営要綱（資料 F-9 より）

【資料 4-1-7】 桐朋学園大学副学長に関する規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-8】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス主任会議規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-9】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス部会・運営委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-10】 桐朋学園音楽部門事務局組織図

【資料 4-1-11】 桐朋学園音楽部門事務局運営要綱（資料 F-9 より）

【資料 4-1-12】 桐朋学園音楽部門事務局分掌規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-13】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教務委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-14】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス学生・生徒委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-1-15】 桐朋学園大学附属図書館運営会議規程（資料 F-9 より）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップの下、教授会、研究科委員会、運営協議会、仙川キャンパス主任会議などが運営されており、本学の教学マネジメント体制は適切に運用されている。

平成 29(2017)年度の大学院開設から 6 年が経過し修士から博士までの一連の課程が完成し、順調に運営されている一方、学部の在学者数が減少しておりその変化に対応しなければならない。このように各種の業務がより複雑化していること、また今後しばらく教職員の定年退職による人員構成が変化していくことなどから、教職員の採用や配置等についてはこれまで以上に綿密な計画を立て、学長を補佐する体制をさらに強め、様々な課題に学

長のリーダーシップが発揮できる体制をより強固にする必要がある。部会・運営委員会の専任教員配置や運営方法、またそれらの委員会等における職員の関わり方について、これまでの体制に拘ることなく、常に現状を踏まえた見直しを行い、学長が発揮するリーダーシップによって、各専攻の特色を生かした教育が実施できるよう、点検・評価を適切に行っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

●音楽学部は音楽学科の1学科で構成されており、<表 4-2-1>のとおり教育課程を適切に運営するために、必要な教員を配置している。専門分野の教員については、主要科目に専任教員を配置し、教育課程は適切に運営されている。

<表 4-2-1> 音楽学部教員配置状況（令和5年5月1日現在）

学部・学科等の名称	収容定員	基準数*	教授	准教授	講師	非常勤講師
音楽学部音楽学科	720	10 (5)	25	13	1	293
(収容定員に応じた教員数)		11 (6)				
学部計	720	21 (11)	39			293

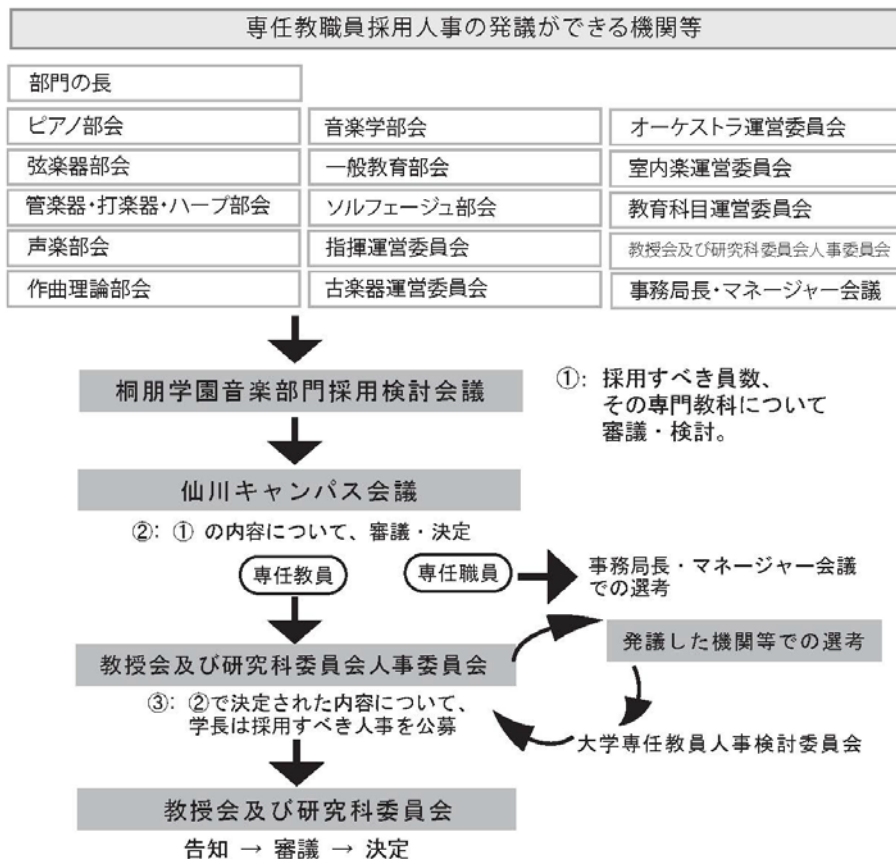
*設置基準上で必要とされる専任教員数で（）内は教授数
・授業を担当していない教員（教授1人、講師1人）は上記に含めていない

●音楽研究科は、修士課程音楽専攻には5つのコース（ピアノ、弦楽器、声楽、作曲、音楽学）を、博士後期課程音楽専攻に5つの領域（ピアノ、弦楽器、声楽、作曲、音楽学）を設置している。それぞれの課程の教育研究目的の達成のために、教育課程の運営に必要な教員を配置している。なお、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第175号）」で定められている研究指導教員及び研究指導補助教員数については、本学は設置認可の際には総合判定として判断されており、明確な人数は示されていない。平成29(2017)年～令和元(2019)年に文部科学省に提出している「【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書」にも、その旨を記載して報告しており、学内に設置認可時の基準を下回らないよう、確認体制を整え運営している。令和5(2023)年度は、修士課程の研究指導教員28人（うち16人が教授）、博士後期課程の研究指導教員28人（うち16人が教授）を配置している。 【資料 4-2-1】

●教職員の採用方針は、経営と教育運営の両面からの検討が必要となる。経営面からの検討は、予算編成時等に行っており、10年先までの教職員の定年退職者数と採用予定数を示しての収支見通しを作成している。教育運営面から検討を行うために、音楽部門全体での教育課程の運用や、中長期的な人事の在り方を検討するための「桐朋学園音楽部門採用検討会議」（以下「採用検討会議」という。）を設置している。採用人事の発議機関等は「桐朋学園音楽部門専任教職員採用手続に関する内規」にて定められており、<図 4-2-1>にその採用手続の流れを示した。発議された人事について採用検討会議にて審議し、そこで決まった次年度採用枠（員数や専門分野等）は、仙川キャンパス会議での審議を経て決定される。次年度採用枠が決定した後、募集については原則として公募によって行われ、学長は教授会及び研究科委員会に選考を指示し、教授会及び研究科委員会は「桐朋学園大学音楽学部教授会及び大学院研究科委員会人事規程」に基づき、選考作業を行う。専任教員の採用選考に関しては「桐朋学園大学専任教職員職位基準」の資格基準に基づき、その学歴、教育業績、研究業績等を基に決定している。

【資料 4-2-2】 【資料 4-2-3】 【資料 4-2-4】 【資料 4-2-5】

<図 4-2-1> 専任教職員の採用手続について



●本学は、学部は10専攻、大学院は5コース・領域の専門分野の教育課程を運営しているため、特に必要と認められる分野の専門的能力を有する人材を「特任教授」や「特任講師」として採用している。また、学長の命により本学運営上に特に必要な教育に関する業務に従事する教員を「特命教授」に任ずる制度を設けて、質の高い教育を実践していく体

制も整備している。 【資料 4-2-6】 【資料 4-2-7】

●昇任（昇格）については、教授会及び研究科委員会人事委員会に「昇格検討小委員会」を設置して、「桐朋学園大学専任教員職位基準」に基づき客観的視点から昇任に相応しい候補者を選考し、専門的見地から検討を行った上で、教授会及び研究科委員会人事委員会で審議をし、教授会及び研究科委員会で決定をしている。令和 5(2023)年度は 1 名が准教授から教授に昇格した。

●本学の全ての専任教員は、毎年 5 月末までに前年度分の教育研究活動についての報告提出が義務づけられている。この報告では論文の発表やリサイタル開催などの活動、コンクール審査員等の学外での活動や指導を担当している学生のコンクールでの受賞なども報告されることとなっており、この内容は昇任を検討する際の資料にもなる他、その一部内容は教育研究業績として、本学ウェブサイトの教員紹介のページにも掲載され、学外に公表されている。 【資料 4-2-8】 【資料 4-2-9】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

●教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うために「桐朋学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、学長を委員長とする「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下「FD 委員会」という。）を設置している。FD 活動は、建学の精神に基づき以下の 3 点を方針として「教授方法の開発」とともに「教員の専門性の向上」という目的で実施されている。

* 大学を構成する教員、職員、学生により組織的に教育の改善を行うこと

* 上記の活動が社会と繋がり創造されていくこと

* FD、SD (Staff Development) のバランスをとりながら教職員が協力して教育力の向上に努めること

近年の実績としては、「全学的な FD 活動」「部会等ごとに実施される FD 活動」「授業評価アンケート」に大別される。令和 3(2021)年度及び令和 4(2022)年度の実施例としては、以下のようなものがあり、常に新たな視点も組み込みながら実施されている。

・桐朋学園宗次ホールオープニングシリーズ演奏会に多数の教員が出演（令和 3 年度）

・新任教員によるファカルティ・コンサートの開催（令和 4 年度）

・全体研修：新学期のための Google Classroom 講座（令和 3 年度）

リアクションペーパーの活用例（令和 4 年度）

また、年度末には「ファカルティ・ディベロップメント報告書」を作成し、部会等ごとに実施される活動のまとめや、次年度の取り組み指針を確認し、学内で共有している。

【資料 4-2-10】 【資料 4-2-11】 【資料 4-2-12】

●本学には、海外研修制度について定めた「桐朋学園音楽部門専任教職員海外研修規程」があり、海外研修が認められた教職員には、「桐朋学園大学海外研修特別助成規程」に基づき研究費が支給される。これまでに多くの教員がこの制度を利用して海外研修を行ってきた。近年では令和 2(2020)年度に 1 人、令和 4(2022)年度に 1 人がこの制度を利用して研修を行った。 【資料 4-2-13】 【資料 4-2-14】

●教員の学術研究の奨励と学術交流を目的として、毎年「桐朋学園大学研究紀要」を刊行

しており、令和 4(2022)年度は第 48 集を刊行した。本学の研究紀要は非常勤教員も寄稿することができ、令和 3(2021)年度は 8 人（うち非常勤教員 6 人）、令和 4(2022)年度は 9 人（うち非常勤教員 7 人）の教員が論文又は研究ノートを執筆した。紀要は、冊子媒体を全国の大学図書館等に寄贈しているほか、本学のリポジトリにも掲載して、広く研究成果を公開している。 【資料 4-2-15】

＜エビデンス集（資料編）・基礎資料＞

【資料 4-2-1】桐朋学園大学大学院音楽研究科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書より（平成 29 年～令和元年）

【資料 4-2-2】桐朋学園音楽部門教職員採用検討会議規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-3】桐朋学園音楽部門専任教職員採用手続に関する内規（資料 F-9 より）

【資料 4-2-4】桐朋学園大学音楽学部教授会及び研究科委員会人事規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-5】桐朋学園大学専任教員職位基準（資料 F-9 より）

【資料 4-2-6】桐朋学園大学特任教授及び特任講師規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-7】桐朋学園大学特命教授規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-8】桐朋学園大学教育研究活動実績の報告に関する内規（資料 F-9 より）

【資料 4-2-9】教員紹介の掲載例：本学ウェブサイトより

【資料 4-2-10】桐朋学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-11】2021 年度 ファカルティ・ディベロップメント報告書

【資料 4-2-12】2022 年度 ファカルティ・ディベロップメント報告書

【資料 4-2-13】桐朋学園音楽部門専任教職員海外研修規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-14】桐朋学園大学海外研修特別助成規程（資料 F-9 より）

【資料 4-2-15】研究紀要第 48 集（表紙）、桐朋学園大学研究紀要総目次〔第 1 集-第 47 集〕

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、音楽学部には大学設置基準に定められた教員数を大幅に上回る 42 人の専任教員を配置しているが、令和 10(2028)年度には 39 人とする前提で中長期予算を策定している。教育の質を落とすことなく適切な教育運営体制を築けるよう、本学の教育に必要な教員を的確に確保していくとともに、部会・運営委員会の運営の在り方の再検討や、教職協働での取り組みについても検討を進める。また、教育の質を高めるための FD 活動を効果的に実施すべく、その PDCA サイクルの構築に一層力を入れるとともに、教育力を更に向上させることで、質保証の実質化を推進できる体制を築く。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

●SD に関してはこれまでも毎年度実施してきたが、令和 4(2022)年度に「桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」を定め、統轄責任者に音楽部門選出理事及び事務局長を充て、年度ごとの実施計画を立てて実施する体制を明文化した。

【資料 4-3-1】

●毎年開催されている SD 活動の主なものとしては、教員と職員が共に受講する SD 全体研修が挙げられる。SD 研修は、本学が独自で行うものと、桐朋学園芸術短期大学との共催で実施しているものがある。取り上げるテーマについては、短期大学とも連携を図り、SD 実施方針のもと、教員・職員が協働で取り組むべき事項について扱っている。

〈表 4-3-1〉 SD 全体研修の開催実績

開催日時	形態	テーマ
2019 年 12 月 16 日	共催	「大学 IR」に関する現状や課題について 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 教授 森利枝氏
2021 年 5 月 24 日	共催	配慮の必要な学生への対応や支援について コミュニケーションサポート 鈴木敦子氏
2021 年 10 月 12 日	独自	認証評価における内部質保証について 本学教授 姫野雅子氏 (富山の大学院大学と合同で実施)
2022 年 6 月 27 日	共催	教学マネジメントについて 元日本私立学校振興・共済事業団理事 吉田和文氏

●運営協議会の構成員やチームリーダー職以上の職員は、日本私立大学協会が主催する部課長研修会等の研修会など、関係団体が主催する研修会や法令改正等の際の説明会に参加し、必要な情報を学内の関係する会議等で展開していくようにしている。

●職員には「桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準」や「桐朋学園音楽部門 教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」により、教育諸事業の円滑な推進に資するため、日常的に法令、諸規程、政策、内外の諸情勢などについて学び、これらに関わる情報や資料を収集・調査し、また必要に応じて資格取得などが求められている。研修後には他の教職員に研修内容を報告し、情報の共有を図っている。コロナ禍以後は、オンラインで受講できる研修も増え、以前よりも研修受講実績が増えた。また、職員が勤務時間外に個別に自己研鑽として行う研修会等への参加について、事務局長及び所属長が認める場合、1 人あたり年間上限支給合計額を 5 万円として、受講料等の半額を支給する制度もある。

【資料 4-3-2】 【資料 4-3-3】

〈エビデンス集 (資料編)・基礎資料〉

【資料 4-3-1】 桐朋学園音楽部門教職員人材育成の目標及び SD 実施方針 (資料 F-9 より)

【資料 4-3-2】 桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準 (資料 F-9 より)

【資料 4-3-3】 2022 年度 職員が受講した研修会等

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

以上のとおり、SD の実施体制は適切に運用されている。本学は比較的少ない専任職員で運営しているが、日常の業務に追われることも多い中で、業務の内外でどのような SD を実施していくべきか、職員一人ひとりの資質等を見極める作業も重要となってくる。職員の意向なども調査しながら、SD の統括責任者の選出理事と事務局長が SD として実施すべき事項を的確に実施計画に落とし込んでいけるよう、工夫していきたい。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

●音楽大学の特性として、本学教員の研究活動は、学術研究のみならず、演奏活動や創作活動も重要とされている。そのような観点から、学生の教育にも必要とされる楽器や備品を整備することが、教員の研究環境の向上にも直結するため、その管理には十分な予算を確保して管理を行っている。教員の研究にも利用されるレッスン室や所有楽器については、<基準 2-5-②>に記しているとおりである。

●本学において実技指導を担当する教員の主要な研究活動は、ピアノ等の楽器が備えられたレッスン室で行われる。数に限りがあるレッスン室を、学生の練習場所としても有効に活用していくために、実技指導を主に担当する専任教員の研究室については、個別の研究室の割り当ては行わず、共同研究室として 10 室設置している。また、調布キャンパスにおいては、図書館をキャンパス全体に融合させたスタイルとなっており、キャンパス全体が研究室の役割を担えるような形にもなっている。

●本学における研究活動を推進するにあたって、研究倫理に関する事項については「桐朋学園大学研究倫理規範」「桐朋学園大学研究倫理規程」を定め、研究倫理委員会を中心に体制の整備を行い、適正に運用している。 【資料 4-4-1】 【資料 4-4-2】 【資料 4-4-3】

●図書館では、本学における教育や研究活動に相応しい蔵書を構築してゆくため、国内外の新刊情報を毎月リスト化し、全ての部会の教員に必要な資料をチェックしてもらうことで効率的な選書を行っている。また、必要な資料を図書館にリクエストする「新規購入依頼」のほか、令和元(2019)年度には大学院生向けに、より短時間で論文執筆に必要な資料を提供することのできる「研究資料購入依頼」の仕組みを導入し、教員や学生の要望に応えるよう努めている。 【資料 4-4-4】 【資料 4-4-5】

●本学では「桐朋学園大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」において、大学院博士後期課程の学生も研究者等と位置付けている。大学院生のために、調布キャンパ

スに共用のパソコンやプリンターを備えた大学院生研究室（C210 室）を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

●本学では、「桐朋学園大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」や「桐朋学園大学公的研究費管理規程」を定め、本学研究者の研究倫理の確立や公的研究費を適正に運用している。文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいた体制を整備し、毎年状況を確認しチェックリストを文部科学省に提出している。

【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

●「桐朋学園大学公的研究費管理規程」においてコンプライアンス推進責任者としている学部長及び研究科長が「研究倫理」「コンプライアンス」教育の実施計画を立て、毎年講座等の実施及び啓発活動を行っている。令和 4(2022)年度は、6 月の教授会において研究倫理講座を開催した。講座の実施方法についても常に内容の見直しを行っており、学内において研究者等と位置付けしている博士後期課程の学生向けの研究倫理・コンプライアンス講座は、令和 3(2021)年度からは日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE]を活用することとした。また、「公的研究費ハンドブック」を作成し、公的研究費の不正使用防止に関する基本方針や公的研究費の使用に関する行動規範、コンプライアンスに関する周知を図っている。 【資料 4-4-8】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

●「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費交付規程」及び「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費取扱細則」を定め、全ての専任教員に毎年研究費の配分している。研究費の予算額及び交付額の審議は、経営評議会が行っている。令和 4(2022)年度は 1 人年額 10 万円を上限として、年度末に提出される各教員からの申請に基づき交付された。

【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】

●令和 2(2020)年度には「桐朋学園音楽部門 70 周年記念助成」として、令和 3(2021)～令和 4(2022)年度内に専任教職員により実行される、音楽部門のさらなる発展を目指す取り組みに対する助成金（「個人による意義ある独自の音楽活動」、「経営上、部門に大きな利益をもたらす技術、システムに関する方策」など）の学内公募が行われた。演奏会開催、CD 制作等の一部助成金として 1 人 100 万円を上限に 10 人の教職員の取り組みが採用され、令和 3(2021)年度に 6 人、令和 4(2022)年度に 4 人に助成金を交付した。 【資料 4-4-11】

●「科学研究費助成事業」（以下「科研費」という。）等の外部資金の導入についても、適正な執行を図るための体制を整えている。「公的研究費ハンドブック」を作成して専任教員に配付し関連のルール等を周知しているほか、科研費に関わる手続きや事務処理を担当している総務チーム及び財務チームの職員にも研究倫理講座の内容を共有し、研究活動における不正防止に関する誓約書を提出させている。令和 5(2023)年度は、代表研究者として 4 人、分担研究者として 1 人が科研費により研究を行っている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 4-4-1】桐朋学園大学研究倫理規範（資料 F-9 より）

- 【資料 4-4-2】 桐朋学園大学研究倫理規程（資料 F-9 より）
- 【資料 4-4-3】 桐朋学園大学研究倫理委員会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 4-4-4】 選書資料（2023 年 3 月の図書館運営会議資料より抜粋）
- 【資料 4-4-5】 研究資料購入申請書
- 【資料 4-4-6】 桐朋学園大学における研究活動に係る不正防止に関する規程（資料 F-9 より）
- 【資料 4-4-7】 桐朋学園大学公的研究費管理規程（資料 F-9 より）
- 【資料 4-4-8】 2023 年度 公的研究費ハンドブック
- 【資料 4-4-9】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費交付規程（資料 F-9 より）
- 【資料 4-4-10】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費取扱細則（資料 F-9 より）
- 【資料 4-4-11】 桐朋学園音楽部門 70 周年記念助成

（3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動や研究倫理に関する規程について、法令改正等への対応が遅れていたが、令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけて見直しを行った。その運用が徹底するように、引き続き関係部署での体制を整備していく。

令和 3(2021)年度の後期から大学の講義系授業の拠点を調布キャンパスから仙川キャンパスに移したが、授業運営を最優先に考えたために仙川キャンパスにおける教員の研究環境（研究室や個人机）の整備については課題が残っている。しかしながら、昨今はパソコンとインターネット環境があれば対応できる面も多くなってくることから、教員の要望も取り入れながら運用面での工夫を重ね、研究環境の向上を目指す。

【基準 4 の自己評価】

本学では学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整え、それが機能している。教授会、研究科委員会及び各種委員会についても、その役割や位置付けは明確になっており、権限も分散され責任の所在も学内での共通認識がなされている。また、適切な事務組織を形成して必要な職員を配置することにより、教学マネジメント体制を整えている。

教育の目的及び教育課程に即した必要な専任教員を適切に配置しており、教職員の採用手順等についても必要な規程等を整備して運用されている。

FD については、FD 委員会を中心に部会ごとなどの活動が行われるとともに、ファカルティ・ディベロップメント報告書にまとめて共有されており、改善に向けてのサイクルも確立されている。また SD についても実施方針のもとに実施されている。

研究支援については、研究室については室数の面で課題はあるものの、最大限の工夫をしながら運用されており、研究活動への支援なども可能な限り適切に行われている。研究倫理の確立に関しても、必要とされる関連の規程等を整備し、研究倫理教育の講習も毎年実施されている。

以上のことから「基準 4 教員・職員」の要件を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

●学校法人桐朋学園（以下「本法人」という。）は、3部門（男子部門、女子部門、音楽部門）の自主性を尊重し、各部門で責任を持って運営する体制が採られている。「学校法人桐朋学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第3条には、その目的と教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法の法令遵守を定め、それらを遵守し適正に運営されている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

●本学が属する音楽部門では、「桐朋学園音楽部門運営大綱」に則り、管理運営体制を整え、教学的事項に関する審議機関である教授会、研究科委員会と並列的な位置付けで、運営・経営的事項に関する審議機関として仙川キャンパス会議を組織している。これは、本法人の基本方針となる3部独立採算制に対応したものであり、音楽部門内に管理運営体制を構築するための対応である。 【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】

●事務局は「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」及び「桐朋学園音楽部門事務局分掌規程」に則り運営を行っている。 【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

●服務に関する規程等として、「桐朋学園音楽部門就業規則」「学校法人桐朋学園個人情報保護方針」「学校法人桐朋学園公益通報等に関する規程」「桐朋学園音楽部門個人情報の保護に関する規程」「桐朋学園音楽部門特定個人情報の適正な取扱いに関する規程」「桐朋学園大学利益相反マネジメント規程」等を制定し、これらに則り運営することで規律と誠実性を維持している。

【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

●社会に開かれた大学としての役割を果たすべく「学校法人桐朋学園情報の公開に関する規程」に則り、各種の情報公開を行っている。私立学校法第63条の2に基づく事業報告書や財務諸表等は本法人のウェブサイトに、学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報、学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価の結果、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況に関する情報の6項目等は、本学ウェブサイト「情報公開」「大学概要」に分類・整理して公開している。 【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】

●本学の諸制度や法人と音楽部門との制度的関連についての規程等を検討するため、桐朋学園音楽部門仙川キャンパス制度審議会を設置し、規程等の制定及び改正のための原案を作成している。法令改正への対応、制度の導入時の新たな規程の制定など、必要に応じて改正・制定を行う体制を整えており、令和4(2022)年度は12回開催した。「桐朋学園音楽部門規程集」を編集し、教員室等に最新版を設置しているほか、専任教職員にはデータで

の共有もなされている。【資料 5-1-15】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

●本法人は、寄附行為に基づき、最終的な意思決定機関としての理事会を原則として月 1 回、理事会の諮問機関である評議員会を年 4 回開催し、さまざまな案件について審議・検討がなされている。また、理事の業務を監査する機関として監事をおいている。

●令和 2(2020)年度から改正施行された私立学校法に則り、本学においても中期計画の策定を始めた。令和 5(2023)年度の中期計画においては、大学の教育目的を掲げて、「Ⅰ. 教育の改革と質の保証」「Ⅱ. 学生確保」「Ⅲ. 連携・協力」の 3 項目について、それぞれ「目標／具体的取組・方策」を述べて、5 年間のロードマップを提示している。その決定にあたっては、原案を運営協議会で検討し、仙川キャンパス会議で審議し、さらに音楽部門で決定した案を理事会において審議に付すというプロセスを踏んでいる。【再掲:資料 1-2-1】

●本学の使命・目的の実現のため、理事長は毎年度、予算編成時に運営方針を示し次年度の事業計画を定め、評議員会の意見を聴き、理事会における承認を経て、具体的施策を実施している。

●令和 2(2020)年度のコロナ禍においては、オンライン授業への負担を軽減すべく、学生・生徒の校納金の一律 10 万円減額することを理事会で決定し、実施した。本法人全体として、日常的に使命・目的の実現に向けての課題共有ができていたこともあり、迅速に統一された方向性を打ち出すことができた。(基準 2-4 : I 参照)

●音楽部門内でも、仙川キャンパス会議、教授会、研究科委員会、運営協議会、経営評議会、各種委員会において、常時、教学運営又は管理運営の具体的方策を検討しており、使命・目的の実現に向けた教職員のさまざまな活動へとつなげている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境保全

●本法人では「学校法人桐朋学園のエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針」に基づき「省エネルギー企画推進会議」を設けている。理事長のもと 3 部門それぞれの選出理事と担当事務職員が年 2 回集まり、電気・ガス等の使用量について増減をチェックし合い、今後の対策について話し合っている。本学では、空調の各部屋での設定温度の管理や、照明の消灯等の呼びかけ掲示をすることにより、省エネルギー化に取り組んでいる。ゴミの分別・リサイクルについても地元行政と相談しながら対応しており、学生たちにも細かく指導を行っている。また、令和 2(2020)年度から教授会資料の紙配付をやめ、他の会議でも順次ペーパーレス化を推進している。【資料 5-1-16】

●平成 29(2017)年及び令和 3(2021)年に完成した仙川キャンパスの校舎 (S 館、H 館) とホールの建築にあたって、木造を採用した理由は美しい響きを生み出すなどいくつかあるが、自然環境への影響やサステナビリティを意識したことも大きな理由の 1 つである。

B. 人権への配慮

●ハラスメント問題に対しては、ハラスメント防止委員会においてこれまでの対応の見直しを行い、解決までの流れをフローチャート化し、点検した。その結果、令和 5(2023)年 4 月から既存のハラスメント防止委員会をハラスメント防止のための活動に重点をおいた

「ハラスメント防止委員会」と、ハラスメント事案に対応することを目的とした「ハラスメント対応委員会」の2つの組織に改組することとした。また、ハラスメントの定義をより具体的に示した、「ハラスメント防止規程」も定めた。その他、学生便覧や教員向けに年度初めに配付資料への関連事項の記載、育児・介護関係の規程の整備なども行っている。

【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】 【資料 5-1-19】

●保健室及び学生相談室では、メンタルヘルスを含む包括的な健康支援を行っている。「桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針」を定め、在籍する学生・生徒及び教職員並びにこれから部門の一員となることを志す人に対し、障害を理由とする差別を行わないとともに、教育及び芸術・研究活動における多様性の価値を深く認識し、これを互いに尊重し、共に学び合えるキャンパスを目指すことをウェブサイトにも公開して示している。 【資料 5-1-20】

●研究倫理に関して、桐朋学園大学研究倫理規範に基づき定めている「桐朋学園大学研究倫理規程」において、人間を直接対象とする研究の責務及び手続き等を定め、研究対象者及びその関係者の人権を擁護するとともに、研究が円滑に推進できるようにしている。

【資料 5-1-21】

C. 安全・衛生等への配慮

●安全管理については、「学校法人桐朋学園保安委員会」及び「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会」を設置して、キャンパスを同じくする女子部門と密接に連絡をとりながら仙川キャンパス全体での保安体制、及び調布キャンパスの保安体制を構築している。

【資料 5-1-22】 【資料 5-1-23】

●災害時対応については、新入生向けのオリエンテーションの際に、避難経路の周知を行っているほか、毎年、5～6月に実施する避難訓練の際には、避難経路の再確認を指導するとともに、防火シャッターや扉等が全て閉まった状況での避難も確認するようにしている。また、10月に行われる文化祭前にも教職員と各企画担当の学生生徒らで校内を回り、避難経路やAED、消火栓・消火器の位置などを確認し、自身の安全や来場者の避難誘導に備えた訓練を実施している。災害発生時に備えて災害時優先電話を10回線設置しているほか、非常用の飲料水や非常食、防寒ブランケットなどを学内に常備している。また、仙川・調布の両キャンパスともに停電発生時の非常用発電機を備えている。その他、学生及び教職員へ緊急情報等を一齐にメール配信することができる「HotConPass」も導入している。

●仙川、調布キャンパスともに正門入口や校内に警備員を配置し、所定のIDカード確認や入構者の記帳等で不審者の侵入を未然に防ぐ他、学内の巡回、出入口付近設置の防犯カメラによる安全管理を実施している。

●教職員を対象とした「普通救命講習および再講習」を毎年実施している。コロナ禍で2年ほど開催できていなかったが、令和4(2022)年度は8月1日に実施し、教職員は23人が受講した。 【資料 5-1-24】

●保安委員会で教職員向けに「危機対応の手引き」を作成し、年度当初に教職員に共有している。この手引きは、火災・事故・傷害などが発生した際の対応等をコンパクトにまとめたものである。その他、学生便覧に「火災・地震の際の避難について」掲載するとともに、校舎案内図の中に消火器やAEDの設置場所を示している。 【資料 5-1-25】

●仙川キャンパス、調布キャンパスのそれぞれの保健室に看護師を常駐させているほか、

<基準 2-5-③>に記載しているとおり、各校舎に AED を設置している。

●衛生管理及び教職員の健康保持増進のため、労働安全衛生法第 13 条に基づき産業医を置くとともに、同法第 18 条に基づき、事務局長、衛生管理者、保健室員（看護師）などからなる「衛生委員会」を毎月開催し、教職員の安全衛生についての協議を継続している。ここ数年のコロナ禍においては、文部科学省・厚生労働省からの通達、学校医・産業医からの指導のもと、マスクの着用、ソーシャルディスタンス、設備面での対応等、様々な感染対策を確認し、会議体での周知、本学ウェブサイトでの情報発信を行った。

【資料 5-1-26】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 5-1-1】 学校法人桐朋学園寄附行為施行細則 第 2 条（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-2】 学校法人桐朋学園寄附行為 第 3 条（資料 F-1 より）
- 【資料 5-1-3】 桐朋学園音楽部門運営大綱（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-4】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス会議規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-5】 桐朋学園音楽部門事務局運営要綱（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-6】 桐朋学園音楽部門事務局分掌規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-7】 桐朋学園音楽部門就業規則（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-8】 学校法人桐朋学園個人情報保護方針（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-9】 学校法人桐朋学園公益通報等に関する規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-10】 桐朋学園音楽部門個人情報の保護に関する規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-11】 桐朋学園音楽部門特定個人情報の適正な取扱いに関する規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-12】 桐朋学園大学利益相反マネジメント規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-13】 学校法人桐朋学園情報の公開に関する規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-14】 情報公開、大学概要：本学ウェブサイトより
- 【資料 5-1-15】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス制度審議会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-16】 学校法人桐朋学園のエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-17】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパスハラスメント防止委員会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-18】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパスハラスメント対応委員会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-19】 桐朋学園音楽部門ハラスメント防止規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-20】 桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援について：本学ウェブサイトより
- 【資料 5-1-21】 桐朋学園大学研究倫理規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-22】 学校法人桐朋学園保安委員会・保安連絡協議会設置規則（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-23】 桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会規程（資料 F-9 より）
- 【資料 5-1-24】 2022 年度「普通救命講習および再講習会」開催のお知らせ
- 【資料 5-1-25】 桐朋学園音楽部門<教職員向け>危機対応の手引き
- 【資料 5-1-26】 桐朋学園音楽部門衛生委員会規程（資料 F-9 より）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的を継続的に実現していくために、中長期計画に基づいた、管理運営体制や教学運営体制を構築し、法令等の制定や改正、社会全体の動向などにも適切に対応し

ていく。また、環境保全、人権、安全への配慮に関しても、日常的な点検を実施し、学生が安心して学べる環境を保持していく。本学ではまだ「ガバナンス・コード」の策定を終えてはいないが、今後、法人本部とも連携を取りながら、策定作業を行っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

●理事会は、本法人の最高意思決定機関として寄附行為第3章にその詳細が定められており、定期的で開催されている。令和4(2022)年度は10回開催され、令和5(2023)年度も9回の開催が予定されている。令和4(2022)年度の理事会への理事の実出席率は84.6%～100%と高く、監事も10回中9回は2人とも出席しており、理事・監事ともに出席率は良好である。欠席時の委任状の扱いについても、欠席の場合に、議案毎に意思表示を行う欄と当日の議長を除く他の理事に議決権の行使を委任する欄の2つの記入欄を設けているなど、形式・内容共に適切な取扱いを行っている。【資料5-2-1】【資料5-2-2】【資料5-2-3】

●本学の意思決定は、教学的事項については「教授会」「研究科委員会」、運営・経営的事項については「仙川キャンパス会議」で審議決定される。音楽部門として決定した議決事項のうち、法人としての審議が必要とされる案件については、部門の長及び選出理事によって本法人の法人運営審議会に諮られ、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画などは評議員会への諮問を経て、理事会において最終決定される。

●管理運営体制に関する法人組織としては、法人運営審議会、評議員会及び理事会が中心的な組織として挙げられる。

法人運営審議会は、理事長、各部門の代表理事と選出理事及び法人本部事務局長で構成されており、理事会及び評議員会で取り扱う議案整理や、部門間の調整を必要とする事項、その他理事会の円滑な運営に資する事項について、法人全体としての視点から議論する会議体である。令和4(2022)年度は19回開催されており、法人としての基本姿勢を明確にすると共に、法人と各部門との間を調整する役割を果たしている。【資料5-2-4】

●音楽部門を代表する理事である部門の長すなわち本学学長、及び、音楽部門選出理事は、理事会及び法人運営審議会において示された法人としての見解又は方向性を踏まえた上で、音楽部門としての意思決定に反映させるとともに、同様に、理事会、運営審議会及び評議員会における法人の意思形成の場において、音楽部門の意向を反映させている。

●以上のように、仙川キャンパス会議と評議員会・理事会との間に置かれている法人運営審議会の調整機能により、本学と法人としての管理運営体制を事実上、一体化させることが可能であり、最高決議機関である理事会の審議に際して、論点を絞った審議が行えるようになっている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-2-1】 学校法人桐朋学園寄附行為より第 3 章（資料 F-1 より）

【資料 5-2-2】 令和 4 年度 理事会・評議員会の開催状況（資料 F-10 より）

【資料 5-2-3】 2023(令和 5)年度 定例理事会・評議員会・法人運営審議会日程

【資料 5-2-4】 学校法人桐朋学園運営審議会規程（資料 F-9 より）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、本法人の掲げている男子部門・女子部門・音楽部門それぞれの自主性を尊重した 3 部独立運営、3 部独立採算を重んじ、現場を尊重する基本方針のもとに、法人全体の管理体制と部門単位の管理体制とが有機的に結びつき、教学的事項と経営的事項を一体化できるようにした管理運営体制を構築している。

今後とも、関係法令や寄附行為に基づき、大学及び大学院の使命・目的に沿った適切な理事会運営を行う。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

●学長は、寄附行為第 10 条第 1 項第 1 号に定めるところにより、音楽部門の長として理事に就任し、理事会の構成員となる。また、寄附行為第 10 条第 1 項第 2 号に定めるところにより、音楽部門の教職員から選出された選出理事も理事会の構成員となると同時に音楽部門における経理責任者ともなっている（学校法人桐朋学園経理規程第 7 条）。現在、理事は 13 人おり、そのうち常勤理事は理事長のほか、3 つの部門から 2 人ずつ選出された理事の計 7 人となっている。大学の管理運営において学長及び選出理事が理事会の構成員になることにより、大学と法人の連携や協力が迅速かつ適切に行われるようになっている。

【再掲：資料 5-2-1】

●理事会の円滑な運営を図るために設置されている法人運営審議会には、音楽部門から学長及び選出理事が構成員となっているほか、各部門から 2 人ずつ事務職員が陪席し、学長及び選出理事のサポートをしている。 【再掲：資料 5-2-4】

●法人での重要な意思決定事項は、主に選出理事から仙川キャンパス会議において報告されるほか、事務職員に対しては毎週開催されている事務ミーティングにて仙川キャンパス会議の構成員となっている事務局長から報告されている。

●本学では「桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会規程」に基づき、部門の長である学長の下、運営協議会が構成され、本学の日常の運営等について協議している。同規程

により定められたその構成員は、部門の長、選出理事、学部長、研究科長、高校部長、音楽教室部長、図書館長、教務部長、学生部長、事務局長、その他部門の長が委嘱した者である。 【資料 5-3-1】

この運営協議会は、原則として週に一度、開かれ、

- (1) 本学の管理運営に関する重要な事項
- (2) 本学の教学に関する重要な事項
- (3) 理事会、部門の長又は本学各機関から協議を付託された事項
- (4) 本学各機関での検討を求める事項
- (5) その他本学の校務の執行に関し、本学各機関の調整を必要とする事項

について協議し、協議結果は、部門の長の判断により、次のいずれかの措置を取っている。

- (1) 仙川キャンパス会議の審議又は協議に付す。
- (2) 教授会、職員会議の審議又は協議に付す。
- (3) 本学内のしかるべき会議に諮問する。
- (4) 音楽部門教職員組合との団体交渉に付す。
- (5) 本学各機関の責任者の名において決裁する。
- (6) 理事長に決裁を求める。
- (7) 理事会の審議又は協議に付す。

●運営協議会の各構成員は、それぞれが司る委員会等（学部長：教授会、研究科長：研究科委員会、高校部長：高校職員会議、音楽教室部長：音楽教室運営委員会、図書館長：図書館運営委員会、教務部長：教務委員会、学生部長：学生生徒委員会、事務局長：事務職員会議）を統括しており、運営協議会における意志決定に際しては、それぞれの会議体とのコミュニケーションを取っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

●理事会は、事業計画、予算、決算、学則変更、中期計画の策定など、法人の重要な案件を審議し決定する。それらは本学の教授会、研究科委員会又は仙川キャンパス会議で原案が作られ、それを理事会における審議に付す形をとっており、上記の事項に関する本学における決定事項が理事会で最終的に審議される仕組みになっている。

●理事長と学長の権限は、寄附行為と学則において明確に区分しており、理事長と学長はそれぞれの職責に基づき、権限の執行と責任を負いながら、互いに連携を図るとともに各種の情報を共有しながら、ガバナンスを機能させている。

●監事については、寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号により定数を「2 名以上 4 名以内」と定め、現在は公認会計士と弁護士の 2 人を選任している。監事は、寄附行為第 11 条第 3 項の定めるところにより、以下の項目を職務として行い、毎年度、会計年度終了後 2 月以内に監査報告書にて理事会及び評議員会に報告をしている。 【再掲：資料 5-2-1】

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提

出すること。

- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

●評議員会は法人の教職員 13 人、卒業生 3 人、理事 10 人、学識経験者 8 人の計 34 人で構成されている。理事会は寄附行為第 20 条に定められている通り、諮問事項として、次に掲げる事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととなっており、理事会と評議員会、法人及び各管理部門の意思疎通は適切に行われている。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分並びに運用財産中の重要な資産の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 目的たる事業の成功不能に因る解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) 合併
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項

●本学においては、教授会、研究科委員会、仙川キャンパス会議の他に、自己点検・評価委員会が規程によって組織され、それら各会議体は相互チェックの機能を果たし、また補充し合っている。

上記のとおり、法人、法人と本学間及び本学内における意思疎通は適切になされ、また同時に各会議相互の管理体制のチェック機能も適切に行われている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-3-1】桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会規程（資料 F-9 より）

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学の管理運営体制は、寄附行為や大学及び大学院の学則、その他の規程等に基づき整備され、建学の精神で掲げる 3 点を軸として認識共有を行い、適切に相互のチェックも行われている。学校法人や高等教育機関を取り巻く環境が絶えず変化しており、関連する法令等が頻繁に改正され、指針や答申なども多岐にわたって出ていることから、それらの情報に全教職員が適切に対応するとともに、規程等の整備を適切に行うことによ

り、管理運営体制を常に点検し、整えていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

●本学の財務は、桐朋学園音楽部門として、仙川キャンパス（桐朋学園大学、桐朋女子高等学校音楽科（男女共学）、桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室）、富山市に設置する桐朋学園大学院大学及び桐朋オーケストラ・アカデミーで編成されている。

●桐朋学園音楽部門運営大綱第 11 条に基づき、部門の長（学長）の諮問機関として、部門の経営計画の立案にあたるために桐朋学園音楽部門経営評議会を置き、さまざまな角度から経営分析を行っている。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

●毎年 3 月に次年度の予算を作成する際は、部門の長が次年度の事業計画を表明すると同時に、今後 10 年間の収支見通しを作成し、仙川キャンパス会議で選出理事が教職員に説明をしている。その際には、今後の学生数の見通し、教職員の採用計画、特定資産の推移等を表記し、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立できるよう、全教職員に財務状況を示している。【資料 5-4-3】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

●音楽部門の単年度収入全体の 7 割以上を占めている学生生徒等納付金収入は、平成 29(2017)年度に開設した大学院の学生確保が順調に推移していることにより、音楽学部の学生減少分をある程度補填できている形になっている。

平成 29(2017)年度から令和 4(2022)年度の大学及び大学院の学生数(各年度 3 月 31 日現在)、学生納付金収入の推移は以下のとおりである。

	大学		大学院		合計	
	学生数(人)	学生納付金収入(円)	学生数(人)	学生納付金収入(円)	学生数(人)	学生納付金収入(円)
令和4(2022)年度	623	1,393,655,002	134	211,651,002	757	1,605,306,004
令和3(2021)年度	663	1,482,831,979	124	203,992,667	787	1,686,824,646
令和2(2020)年度	661	1,446,359,991	117	192,959,349	778	1,639,319,340
令和1(2019)年度	676	1,468,288,755	97	160,184,039	773	1,628,472,794
平成30(2018)年度	707	1,531,714,588	101	156,039,005	808	1,687,753,593
平成29(2017)年度	736	1,579,770,389	60	98,828,139	796	1,678,598,528

●平成 27(2015)年 5 月から始まった老朽化した仙川キャンパス新校舎建替工事の費用は自己資金だけではなく、国庫補助金、寄付金を活用した。仙川校舎 S 館の建築時には日本私立学校振興・共済事業団から低利率で 12 億円を借り入れたが、毎年、収支バランス

を崩すことのない返済が進んでいる。仙川校舎 S 館、H 館の建築費及び財源は以下のとおりである。

	仙川校舎S館	仙川校舎H館	合計
取得年月	平成29（2017）年5月	令和3（2021）年5月	
建物面積（㎡）	4,825	2,450	7,275
建築費（円）	2,319,840,000	2,120,000,000	4,439,840,000

財源 (単位：円)

	仙川校舎S館	仙川校舎H館	合計
国庫補助金	400,000,000	219,000,000	619,000,000
寄付金	0	800,000,000	800,000,000
支払資金	219,840,000	566,000,000	785,840,000
施設設備引当特定預金からの繰入	500,000,000	535,000,000	1,035,000,000
借入金	1,200,000,000	0	1,200,000,000
合計	2,319,840,000	2,120,000,000	4,439,840,000

●収支を安定させながらも、経済的な修学支援を充実させるには、学外からの資金、すなわち寄付金による奨学金が重要である。次世代の音楽界を担うことが期待される本学のピアノ専攻生の海外留学を支援することを目的とした奨学金（一人につき年額 500 万円）、入学試験の成績が優秀で、経済的に学費補助を要する本学の大学院生に支給される奨学金（一人につき年額 120 万円）は全額、寄付金を原資としている。

【資料 5-4-4】 【資料 5-4-5】

●安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保のために具体的に取り組んでいる方策としては、以下の 3 点がある。

①部門の長、選出理事、部門に所属する評議員、事務局長で構成される経営評議会を毎月開催し、事業計画、中長期的な収支見通し、学費改定、予算編成、決算等、様々な角度から学校経営全般について検討している。その内容は部門の長に答申し、部門の長の決定として部門内に公示している。

②次年度予算の編成時には、予算会議を開催し、関係部署から次年度の事業計画と予算申請理由について説明を受け、必要に応じて選出理事、事務局長がヒアリングし、健全経営が保たれるよう予算編成している。

③予算執行時には数社から見積りを取り（学校法人桐朋学園資産取得規程）、経費削減とともに財政の適正化に取り組んでいる。 【資料 5-4-6】

●音楽部門決算の概要は、毎年発行している「桐朋学園音楽部門報」に掲載しており、ウェブサイトに掲載しているほか、教職員や学生の保護者に紙媒体も配付している。

【資料 5-4-7】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-4-1】 桐朋学園音楽部門運営大綱（資料 F-9 より）

【資料 5-4-2】 桐朋学園音楽部門経営評議会規程（資料 F-9 より）

【資料 5-4-3】 2023 年度から 2032 年度までの収支見通し

【資料 5-4-4】 桐朋学園音楽部門留学支援奨学金「江崎スカラシップ」規程（資料 F-9 より）

【資料 5-4-5】 桐朋学園大学大学院 宗次徳二特待奨学金規程（資料 F-9 より）

【資料 5-4-6】 学校法人桐朋学園資産取得規程（資料 F-9 より）

【資料 5-4-7】 桐朋学園音楽部門報 2022

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

中長期に渡る一定の収支差額の確保と単年度における収支の均衡は、永続的な学校運営にとって必要な条件である。次年度の予算編成時には中長期の収支見通しをふまえ、学内外の状況把握や分析を行ったうえで、より精緻なものになるよう努める。予算執行時も再度、金額を見直し効果的に執行していく。

学生生徒等納付金収入を確保するために質の高い教育、効果的な広報活動、魅力ある教育環境の整備を行う。そのためには、精力的に恒常的経費の見直しと業務の効率化に取り組み支出削減に努める。その一方で教育研究経費、優秀な教職員採用のための人件費、設備投資等、必要などころには支出していく。

また、変化の激しい外部環境に弾力的に対応するために常に情報を収集し、補助金や寄付金などの外部資金を積極的に獲得していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

●本法人は寄附行為第 31 条に基づき「学校法人桐朋学園経理規程」「学校法人桐朋学園経理規程実施細則」「学校法人桐朋学園資産取得規程」「学校法人桐朋学園資産除却規程」等の財務に関する諸規程が整備されており、これらに則り適切に会計処理がなされている。経理規程は、本法人の経理に関する基準を定め、経理業務を正確かつ迅速に処理し、財政状態及び経営状況を計数的に把握し、経営の能率的運営と教育研究活動の発展に資することを目的としている。 【資料 5-5-1】 【資料 5-5-2】 【資料 5-5-3】 【再掲：資料 5-4-6】

●経営方針の主軸となる予算編成は、前年の 11 月に選出理事から通知が出され、まずは各部会や委員会、事務局のチームによる小単位での予算案が提出される。その後予算案は事務局長及び主管課である事務局財務チームによる詳細確認の後、翌 1 月開催の予算会議に提示される。そこでは各責任者が次年度予算要求に伴う学事計画や目標・目的を表明し、部門長や選出理事の他、予算会議の構成員から各部からの質問や意見交換を経て予算内容を議論する。その上で選出理事や事務局長によるヒアリング及び計画確認が再度実施され、

音楽部門として纏め上げられた予算はその後経営評議会、仙川キャンパス会議、法人運営審議会にて検討・審議され、3月の評議員会に諮問し、理事会で承認される。

●承認された当年度予算の内容は各部へ周知され、各々が予算額を遵守の上で計画的に執行されるよう、財務チームリーダーが随時ヒアリングや確認を行っている。また、会計伝票の承認プロセスにおいても経理責任者である選出理事の承認までに、執行主管チーム担当者、その所属リーダーもしくはグループマネージャー、財務チームの経理担当者、財務チームリーダー、事務局長、と各承認者で取引内容の確認や妥当性を検証し、財務チームにおいて執行額や残予算額を確認している。

●予算に重要な変動が生じる、あるいはその見込みが予測される場合は速やかに経理責任者へ報告し、補正予算編成の策定をする。補正予算は11月の法人運営審議会にて審議され、12月の評議員会・理事会に諮り承認される。

●経理業務担当の事務局財務チームで導入している学費会計システムは、業務の効率性と仕訳データの多角的な分析確認による正確性の維持に貢献している。また、監査法人による期中・決算監査の他、困難な仕訳等については都度判断を仰ぎ、適正な仕訳に日々努めている。

●当年度予算に計上されていない1件又は1組が3万円以上の支出に関しては、「桐朋学園音楽部門稟議決裁規程」に則り、起案書によって選出理事の決裁を必要としている。決裁は予算の執行状況や金額の妥当性、補正予算編成への影響等を勘案し、稟議内容の可否を慎重に判断する。申請者は決裁された内容を遵守するとともに、次年度以降の予算計画において結果を考慮する。 【資料 5-5-4】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

●本学の令和4(2022)年度における、公認会計士監査の実施状況は以下のとおりである。

令和4(2022)年11月11日：期中監査、現預金実査

令和5(2023)年3月17日：期中監査

令和5(2023)年5月12、13日：決算監査

●毎年度、公認会計士監査終了後、決算承認の理事会の後に「法人監査会」が開催される。同監査会には、監事、公認会計士、理事長、各部門選出理事、法人本部担当職員、各部門事務局長（事務部長）・経理担当者等が出席している。

●監事は、全ての理事会及び評議員会に出席し、意見を述べ、理事の業務執行状況を監査するとともに、法人監査会において、公認会計士監査の結果報告を受け、学園及び公認会計士に対してその内容を確認し、問題点がある場合には、その点については是正勧告を行うことができる。また、監査日以外でも公認会計士と面談、電話等により適正な会計処理を遂行するため、指導、助言を仰いでいる。

こうした一連の監査の結果、本学では、これまで監査意見に影響を与える不適切な事項はなく、無限定適正の意見表明がされている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-5-1】 学校法人桐朋学園経理規程（資料 F-9 より）

【資料 5-5-2】 学校法人桐朋学園経理規程実施細則（資料 F-9 より）

【資料 5-5-3】 学校法人桐朋学園資産除却規程（資料 F-9 より）

【資料 5-5-4】 桐朋学園音楽部門稟議決裁規程（資料 F-9 より）

（3） 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、学校法人会計基準や本法人の経理規程等に則り、適切に処理することを継続していく。会計業務を担当する事務局管理グループ財務チームの職員には、積極的に研修等に参加させ、専門知識の向上を図る。

〔基準 5 の自己評価〕

本法人は、寄附行為その他の規程等において、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法等の法令遵守を定め、それらを遵守し、理事長のリーダーシップの元に適正に運営されている。環境保全、人権への配慮、安全管理についても、日常的な点検が行われ、学生が安心して学べる環境が保持されている。理事会についても適正に運営されている。

本法人及び本学の管理運営体制は、寄附行為や大学及び大学院の学則、その他の規程等に基づき整備され、適切に相互のチェックも行われている。

財政基盤と収支に関しては、中長期に渡る一定の収支差額の確保と単年度における収支の均衡が必要となるが、予算編成時には中長期の収支見通しをふまえ、学内外の状況把握や分析を行ったうえで、より精緻なものになるよう努めている。また補助金や寄付金などの外部資金も積極的に獲得している。会計処理については、学校法人会計基準や本学の経理規程等に則り、適切に処理されている。

以上のことから「基準 5 経営・管理と財務」の要件を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 1 条第 2 項において「本学は前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」、大学院学則第 3 条において「本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。学則第 1 条第 3 項及び大学院学則第 3 条第 2 項に基づき、自己点検・評価に関する規程を整備、「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」を定め「自己点検・評価委員会」を設置し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

〈図 6-1-1〉 桐朋学園大学 内部質保証体系図



自主的・自律的に実施する自己点検・評価の結果を踏まえ、質の向上に資する改善・改革を恒常的・継続的に推進することにより、内部質保証の体制が確立できるとし（「桐朋学園大学 内部質保証方針」）、自己点検・評価委員会を本学における内部質保証に関する責任を負う組織として位置づけている。自己点検・評価委員会の委員長は学長がこれを務めている。 【資料 6-1-1】 【資料 6-1-2】

この体制をわかりやすく学内外に広く周知するために「内部質保証の方針」を定め、本学ウェブサイトにも公表している。 【資料 6-1-3】

また、「内部質保証体系図」<図 6-1-1>により、自己点検・評価委員会において検討が必要とされた案件を、プログラムレベル（ここでは日本高等教育評価機構の機関別認証評価における評価基準をプログラムと定義している）で「建学の精神」「3つのポリシー」等の観点から、当該プログラムに関連する複数の役職者、委員会等関係者から構成される教職協働の専門委員会で検討することを促している。

この専門委員会は、学内の各種会議との日程調整が難しいこと等も勘案して、学内の教職員間で利用されている Microsoft Teams 上にある「自己点検：専門委員会」チーム（専任職員は全員、専任教員は運営協議会メンバー等が参加）を活用してのやりとりが中心になっており、各専門委員会での状況などがリアルタイムで共有されていることも特徴である。

教育研究活動に直接的に結びついている案件に関しては、部会・運営委員会等での自己点検・評価や、定例で開催されている各種委員会等での自己点検・評価が実施しやすいこともあり、課題解決や改善についての提案等が比較的スムーズに教授会や研究科委員会、仙川キャンパス会議で審議されてきた。しかしながら、複数の委員会や部署等での検討が必要となる案件となると、その連携が機能しにくい側面や具体的な施策まで検討を進められないことがあった。また、アンケートなどを実施しても、特定の部署等での対応に留まってしまい、十分な分析の実施や改善点の発見までに至らないことがあった。

これらの対応として IR 室による情報収集や分析などの補助、自己点検・評価委員会の専門委員会へのサポートにより、「自己点検・評価委員会」として大学全体レベル・プログラムレベル・授業レベルで大学全体を横断的に俯瞰することにより、課題の発見がしやすくなった。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-1-1】 桐朋学園大学自己点検・評価委員会規程（資料 F-9 より）

【資料 6-1-2】 桐朋学園大学自己点検・評価実施規則（資料 F-9 より）

【資料 6-1-3】 内部質保証方針：本学ウェブサイトより

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学内における内部質保証体制は構築されているが、PDCA サイクルを十分に機能させるために、世代交代や役職者の異動も見据えての運用上での工夫を重ねていく必要がある。平成 26(2014)年度～令和 4(2022)年度の 9 年間に 32 人の専任教員が定年を迎えた。そして令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度の今後 5 年間には 13 人の専任教員が定年退職を迎える。教育研究活動に必要となる新たな専任教員の補充は計画的に行われており、また定

年退職後も専攻実技を担当する教員は非常勤講師等で引き続き指導ができる体制はあるものの、中長期計画に基づき平成 26(2014)年度には 51 人いた専任教員は、令和 5(2023)年度は学長を含めて 42 人となった。それぞれの教員は所属する部会・委員会での教育活動がまず優先されるため、大学を取り巻く様々な課題への理解を深めることは容易ではない。その間、大学院の開設やコロナ禍への対応などもあり、さまざまな場面で変化への対応や効率的な運営方法の確立が求められている。SD や FD を体系的に実施し、教員と職員が各々の守備範囲を広め、責任体制を明確にした上で教職協働をより促進することにより、PDCA サイクルの機能向上を目指していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証の体制の中心的役割を担う「自己点検・評価委員会」は、「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」に基づき、月 1 回（8 月を除く）、年 11 回開催されている。

自己点検・評価委員会では、3 つのポリシーを起点とした教育課程における各種取り組みについて、部会・運営委員会で検討するにあたって必要な視点についての情報の共有を行っている。また、各種の法令への対応や文部科学省の答申・指針への対応、認証評価に関連する事項、私学事業団の補助金との関連での対応すべき事項など、大学全体として対応が求められている案件についての情報共有、この委員会で解決していくべき案件等への対応状況の報告などが行われている。そして、全学的な確認が必要な事項については、教授会等での協議や確認を経て、それぞれの責任者の指示のもとに改善へ向けての対応がなされている。

自己点検・評価委員会で実施した自己評価・評価の結果は、事務担当の事務局総務チームが毎年「桐朋学園大学自己点検・評価報告書」にまとめ、仙川キャンパス会議等の会議で教職員に共有するとともに、本学ウェブサイトでも学外へも公開している。【資料 6-2-1】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価を行うために必要となる各種のデータは、主に委員会等や事務局の各部署において収集されており、その結果を分析して改善に繋げる取り組みは各部署と IR 室が連携して日常的に行われている。

A. 状況把握のためのアンケート等の実施と分析

<基準 2-6>や<基準 3-3-①>に記したとおり、本学では学部生や大学院生を対象とした「授業評価アンケート」、「学修時間・学修行動・学修成果調査」などを実施しており、その結

果を分析した内容は教務委員会や教授会等の各種会議で検討され、その結果概要は本学のウェブサイトでも公開されている。【資料 6-2-2】

授業評価アンケートは FD 委員会が実施しており、その個別の結果は担当教員に通知するとともに、授業科目分野ごとの集計表【資料 6-2-3】により、部会主任等が状況を把握するためにも活用している。ただし、その回収率が低い状況が続いており（令和 4(2022)年度の前期は 12.65%、後期は 15.94%）、この状況では的確な状況把握や細かい分析が難しいことが、主任会議等でも議論されている。授業評価アンケート実施の目的や意義、調査の方法など IR 室とも協力して再整理を行う必要性が共有されたところである。

「学修時間・学修行動・学修成果調査」は、教務委員会と学生委員会が共同で企画、実施している。令和 4(2022)年度の「学修時間・学修行動・学修成果調査」においては、IR 室が細かい分析のサポートを行い、詳細な調査結果がまとめられた。自由記述回答も整理した上で関連の部署に共有されたことにより、事務局ミーティングでのサービス向上への議論が行われ、また教学面では学修サポートの改善に向けた具体的な取り組みに繋げることができた。【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

受験生向けに実施している夏期講習や冬期講習などにおいても、最終日にアンケートを実施して、受講生からの声を拾い上げ、次回からの運営における改善に繋げる取り組みを行っており、その内容は関係の各種の会議で共有されている。

B. IR室を設置しての体制整備

IR 的な活動をより運営に活かせるものとするため、令和 4(2022)年 9 月に事務局に事務局長直轄の部署として IR 室を設置し、事務局長付の専任事務職員 1 人を配置している。

【資料 6-2-6】

本学は小規模の単科大学でもあるため、これまでは IR に関する特別な部署等は設置せず、運営協議会と主任会議を IR 部署として位置付け、IR 活動を行ってきた。その内容としては、事務局の各部署で収集したデータを会議資料として共有したり、法人本部で発行する「事業報告書」や音楽部門で発行する「音楽部門報」に掲載する内容を取りまとめるなど、数値等の情報収集と公開が中心となっており、細かい分析を行って課題を発見したり、改善のアクションに繋げるところまで十分に機能していない部分があった。また、コロナ禍によって業務の進め方や方法が変化する中で、各部署では捌ききれないアンケート等も増え、分析が深められないなど機能性の低下も顕在化してきていた。

IR 室では、これまでは十分な対応ができていなかった事柄に、より詳細な集計や分析のためのサポートや、断片的に管理されている学内の各種のデータを教育活動や管理運営に活かすための視点で読み解き、問題提起するなどの取り組みを始めており、自己点検・評価委員会にて「IR 通信」が数回配布されている。また、認証評価の視点を日常的な自己点検・評価に結びつけるための業務の流れ等の分析や助言なども行っている。【資料 6-2-7】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-2-1】 自己点検・評価：本学ウェブサイトより

【資料 6-2-2】 学生対象：アンケートおよび調査の結果について：本学ウェブサイトより

【資料 6-2-3】 2022 年度後期 授業評価アンケート 分類別集計結果表より

【資料 6-2-4】 2022 年度 学修時間・学修行動・学修成果 調査結果

【資料 6-2-5】 2022 年度【大学院】学修時間・学修行動・学修成果 調査結果

【資料 6-2-6】 桐朋学園音楽部門事務局分掌規程（資料 F-9 より）

【資料 6-2-7】 IR 通信（2022 年 11 月、2023 年 1 月）

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は IR 室を設置する前から、IR を活用した内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施していたが、その手法や組織体制の見直しを行い、IR 室を設置した。今後、自己点検・評価を IR 活動と連動させて充実させていくにあたっては、アンケート結果などの分析にとどまらず、学内各所に様々な形で保管されている書類や経年データにも、課題発見の材料となる要素を見出していくことが肝要であり、また、それらを本学の特色や教育目的に則した課題解決に繋げるための資料としてまとめ、可視化した上で、議論を進めていくことが重要である。最近ではウェブフォームを活用して、比較的簡単にアンケートなどを実施できるようになったが、必要なデータや声を集めるためには、統計学や社会調査の手法を基にした周到な準備が必要で、SD の中でそのような内容も取り扱うようにしていきたい。また、各部署におけるデータの管理方法なども確認しながら、IR 室で必要となるデータの集約方法やその管理方法などについては関連する規程の整備も行い、適切な運用ができる体制を整えるようにする。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

A. 三つのポリシーを起点とした内部質保証の効果

三つのポリシーを起点として、教学マネジメントと管理運営の両面から内部質保証につながる PDCA サイクルの仕組みを構築し、それらが機能しているか点検を行っている。自己点検評価の結果を踏まえた改善方針を策定し、その実施にあたって責任体制が明確になっているか、その補佐体制が適切であるか、各種の委員会が適切に機能しているかを常にチェックすることにより、絶えず改善や向上に向けた取り組みを促している。

B. 内部質保証の仕組みの機能性

前回、平成 28(2016)年度に受審した大学機関別認証評価で参考意見として提示された事項については、平成 29(2017)年度の自己点検・評価において見直しを行い、改善に結び付けている。その後も認証評価基準を活用して自己点検・評価を行うことにより、改善すべき点の洗い出しや、対応もなされている。 【資料 6-3-1】

また、教学マネジメントを施設面から支えるために重要なプロジェクトとなっていた校舎整備については、部門の長でもある学長の強力なリーダーシップと関係教職員の協力のもとに、平成 26(2014)年の調布キャンパス校舎の運用開始から始まり、平成 29(2017)年の仙川キャンパス S 館、令和 3(2021)年の仙川キャンパス H 館及び桐朋学園宗次ホールの運用開始と順調にその整備を進めることができた。

令和 2(2020)年度から法人全体で策定している中期的な計画は、毎年 5 年先までの計画を策定しているが、音楽部門では「教育の改革と質の保証」「学生確保」「連携・協力」の 3 点を柱として、自己点検・評価の結果を踏まえて、ロードマップを示しながら具体的方策を策定し、音楽部門として決定した案を理事会において審議に付している。また、年度末には理事会及び評議員会でその進捗状況について事業実績、評価とその根拠が報告されている。 【再掲：資料 1-2-1】 【資料 6-3-2】

平成 29(2017)年度に開設した大学院に関する設置計画履行状況等調査においては、指摘事項は付されておらず、設置計画段階から現在まで適正に運営されている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-3-1】 2017（平成 29）年度 自己点検・評価報告書

【資料 6-3-2】 学校法人桐朋学園 音楽部門 中期計画 実績評価（案）（2022 年度～2026 年度）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体 PDCA サイクルの仕組みを回すためには、各種の会議体の機能性を常にチェックしていくことが重要である。各種の課題に対応するために関連する委員会を増やした時期があったが、会議の多さを指摘する声もあったことから、令和 3(2021)～令和 4(2022)年度にその見直しを行い、いくつかの委員会を既存の委員会等へ統合させる整理を行った。

学修成果の測定・把握にあたっては「アセスメント・ポリシー」を定めているが、何を指標として点検・評価を行うか、具体的かつ客観的な指標を策定できていない案件も残されている。授業レベル、プログラムレベル、大学全体で適切な点検・評価を実施して目標設定を行い、自己点検・評価の活動が形骸化しないよう、その体制及びプロセス等についても常にチェックしていくようにする。

【基準 6 の自己評価】

本学では内部質保証の方針を定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を本学における内部質保証に関する責任を負う組織と位置付けて、自主的・自律的な自己点検評価を実施している。また自己点検評価の実施にあたっては、令和 4(2022)年 9 月に IR 室を設置し、自己点検・評価に関連する情報や点検評価に必要とされる情報がより詳細にわかりやすく提供されるようになった。

内部質保証は、三つのポリシーを起点として、さまざまなレベルで PDCA を回すことを意識した体制を作り、自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査などの視点も踏まえた中長期的な計画を基に実施されている。

以上のことから「基準 6 内部質保証」の要件を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 演奏活動と地域・社会連携

A-1. 大学が実施している演奏活動

A-1-① 様々な演奏活動の取組みと意義

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 様々な演奏活動の取組みと意義

●本学の学生は、毎週の実技レッスンにおいて技量上達のための指導を教員より受け、日々の個人練習を積み重ね、それぞれの目標達成に向けた努力を続けている。また、オーケストラや室内楽、合唱などのグループによる演奏形態もカリキュラムに組み込まれていることから、その発表の場を適切に作ることが大学に求められている。演奏家としての修練は、日々の練習とレッスンによる指導を受けるだけでなく、演奏会に向けてさまざまな準備をすることや、演奏会において聴衆の前で演奏することで経験する緊張感を克服することなど、単に教室での授業やレッスンだけでは体験できない事柄の積み重ねも重要になってくる。このような目的を達成するために、本学では授業の成果発表の機会としての演奏会、試験等で優秀な成績を収めた学生が出演する演奏会、外部からの依頼により開催する演奏会など、年間 30 回ほどの演奏会を開催、運営している。

●中・上級のオーケストラ演奏会の多くは、単なる授業の発表の場としてではなく、調布市との連携や外部主催団体からの招聘により開催されており、著名な音楽家との共演等、より高度な演奏環境を作り出すことが可能となっている。

●平成 26(2014)年 1 月に公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団と相互協力提携に関する協定を結び、調布市グリーンホールにおいて定期的にオーケストラ演奏会を開催している。（<表 A-1-1>※印）この協定により、本番前に 2 日間にわたり調布市グリーンホール大ホールでリハーサルを実施できるほか、これまでに 17 回（令和 5(2023)年 1 月まで）の開催を重ねて市民にも定着しており、毎回 1,000 人前後の聴衆を集めている。

【資料 A-1-1】 【資料 A-1-2】

<表 A-1-1> 令和 4（2022）年度・授業成果の発表としての演奏会

演奏会	月日	会場
管楽アンサンブルの夕べ	5 月 9 日、5 月 11 日	桐朋学園宗次ホール
オーケストラ演奏会	5 月 31 日、6 月 2 日	紀尾井ホール
オーケストラ演奏会	7 月 8 日	桐朋学園宗次ホール
オーケストラ演奏会※	7 月 9 日	調布市グリーンホール大ホール
オーケストラ演奏会	11 月 16 日	桐朋学園宗次ホール
音楽大学オーケストラ・フェスティバル	12 月 3 日	東京芸術劇場

桐朋学園大学

パーカッションの夕べ	12月6日	桐朋学園宗次ホール
チェロアンサンブル	12月9日	府中の森芸術劇場ウィーンホール
ハーブアンサンブルの夕べ	12月12日	桐朋学園宗次ホール
Symphonic Winds 演奏会	12月24日	桐朋学園宗次ホール
合唱の夕べ	1月13日	府中の森芸術劇場ウィーンホール
オーケストラ演奏会※	1月14日	調布市グリーンホール大ホール
音楽大学フェスティバル・オーケストラ 合同オケ	3月25日、26日	東京芸術劇場、 ミューザ川崎シンフォニーホール

※印：(公財) 調布市文化・コミュニティ振興財団との相互協力提携に関する協定による演奏会

〈表 A-1-2〉 令和 4 (2022) 年度・選抜者による演奏会

演奏会	月日	会場
卒業演奏会	4月10日、4月24日	紀尾井ホール
声楽コンサート	4月25日	桐朋学園宗次ホール
室内楽演奏会	5月23日、6月27日	桐朋学園宗次ホール
作曲作品展	6月17日	東京オペラシティ・リサイタルホール
Student Concert	6月20日、6月22日、 10月19日、10月24日	桐朋学園宗次ホール
桐朋ピアノ・ガラコンサート	10月17日	府中の森芸術劇場ウィーンホール
大学ピアノ専攻卒業演奏会	3月11日	浜離宮朝日ホール

●部会等で主催し、教員や学生が運営等も自主的に行うコンサートとして、平成 29(2017)年度からピアノ部会主催の「桐朋木の香りコンサート」が開催されてきた。令和 2(2020)年度以降コロナ禍の影響により開催が中断されていたが、令和 4(2022)年度からは弦楽器部会も加わり再開されている。

〈画像 A-1-1〉 木の香りコンサート Twitter



コンサート開催の告知等は、それぞれの部会が管理する Twitter を通して行われている。ピアノ部会木の香りコンサート Twitter には 1,200 人を超えるフォロワーがおり、学内外から注目を集めていると言える。コンサートの開催告知のみならず、開催後の報告など、

学生たちの生き生きとした様子が配信されている。コロナ対応で学内関係者のみの入場制限を行っていたが、状況を見ながら公開範囲を広げているところである。【資料 A-1-3】

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 A-1-1】公益財団法人調布市文化・コミュニティ財団と桐朋学園大学音楽学部との相互協力提携に関する協定書

【資料 A-1-2】桐朋学園オーケストラ グリーンホール定期 Vol.16, Vol.17：調布市文化・コミュニティ振興財団ウェブサイトより

【資料 A-1-3】ピアノ部会 桐朋木の香りコンサートシリーズ 2022、木の香りコンサート 弦楽器部会：開催一覧

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年 4 月から学内に完成した桐朋学園宗次ホールが利用できるようになり、それまで調布市のホールなどで開催していた演奏会を学内で開催できるようになった。コロナ禍においては、入場者を学内関係者に制限するなど広く一般への公開が難しい状況が続いていたが、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行された令和 5(2023)年 5 月以降は一般公開を徐々に再開している。

大学主催の演奏会だけではなく、教員と学生の自主的な企画による演奏会などをどのように開催していけるか、ホールの利用状況なども勘案しながらその可能性を模索していきたい。新しく完成した桐朋学園宗次ホールの他にも、仙川キャンパスの 333 室や調布キャンパスの 008 室、001 室など演奏を披露するのに適した会場があるので、教育活動に支障のない範囲で学生の演奏を公開する機会を作っていきたい。

A-2. 地域・社会連携について

A-2-① 調布市との連携

A-2-② 調布市以外の地域・社会との連携

（1）A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

（2）A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 調布市との連携

●学校法人桐朋学園は、平成 16(2004)年に調布市と相互友好協力協定を締結し、仙川キャンパスの同じ敷地内にある桐朋学園芸術短期大学や桐朋小学校、桐朋女子中学校・高等学校とともに学園全体として様々な分野における連携事業に協力し、調布市との関係を築いてきた。調布市は、調布市近隣にキャンパスを持つ電気通信大学、明治大学、白百合女子大学、東京外国語大学、東京慈恵会医科大学、ルーテル学院大学の 6 大学と同様の協定を締結しており、調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課が主催して「相互友好協力協定締結大学定例会」が年 3 回開催され、調布市と各大学の連携を円滑に推進するための情報

交換が行われている。 【資料 A-2-1】 【資料 A-2-2】

●令和 2(2020)年 2 月には、相互友好協力協定締結大学が一堂に会しての初の試みとして、「調布市協定大学ゼミ展」が開催され、本学学生も参加した。当日は子どもから大人まで幅広い世代の方が参加し、地域大学への理解を深める機会となった。その他にも、平成 28(2016)年度以降、調布市議会の 12 月定例会開会日に開かれている議場コンサートや市の各種行事で、学生が演奏する機会も数多く設けられている。 【資料 A-2-3】 【資料 A-2-4】

●通年で実施されている連携として、調布市立図書館と本学図書館との連携がある。調布市在住・在勤・在学者等は、楽譜や CD 等の本学図書館の所蔵資料を調布市立図書館に取り寄せて利用することができる。令和 4(2022)年度は、191 点の貸出実績がある。

【資料 A-2-5】

●令和 2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり件数は減少しているものの、調布市との連携事業は着実に実施されており、それらは調布市のウェブサイトに関連事業報告書や連携実績一覧として紹介されている。

【資料 A-2-6】 【資料 A-2-7】 【資料 A-2-8】 【資料 A-2-9】

●調布市文化・コミュニティ振興財団から本学への依頼で、仙川キャンパス近くにある、「調布市せんがわ劇場」の運営委員を本学の教員が務めている。せんがわ劇場は舞台芸術に特化した、調布市あるいは仙川地区の新たな地域文化の創出に寄与する施設として、「サンデー・マティネ・コンサート」「せんがわピアノオーディション」や子供向けのワークショップなどを数多く企画開催しており、地域の音楽文化発展に寄与している。

【資料 A-2-10】

●相互友好協力協定により大学が開催する市民向けの事業等は、調布市の市報の毎月 5 日号に紹介欄が設けられている。本学では主に調布市くすのきホールで開催する本学主催の演奏会の告知等を行ってきた。桐朋学園宗次ホールが学内に完成し、多くの演奏会が同ホールで開催されているが、コロナ禍の影響で一般の方の来場を規制していたため、掲載依頼をしていなかった。令和 5(2023)年度より一般公開を再開したので、市報を活用して市民へ向けた演奏会や公開講座等の案内も行っていきたい。 【資料 A-2-11】

●毎年、6 月中旬～下旬に開催されている「調布国際音楽祭」に大学として協力している。打楽器専攻生による子どもを対象とした公演「たたいてあそぼう」(0 歳児から入場可)や、キャリア支援センターのサポートにより本学学生が企画・運営する「ミュージックサロン」、その他、学生個人でもオーケストラなどにエントリーして、音楽祭を盛り上げている。

A-2-② 調布市以外の地域・社会との連携

●平成 11(1999)年 7 月から、近隣の杏林大学付属病院の待合ホールにて、入院患者の方に生演奏を聴いていただく機会を提供する「院内コンサート」を 80 回あまり開催してきた。新型コロナウイルスの関係で一時期中断していたが、令和 4(2022)年 10 月に再開し、徐々に以前のような開催に向け計画中である。 【資料 A-2-12】

●平成 13 年(2001)年より長野県南相木村にて、村立小学校の生徒たちへ向けた音楽鑑賞教室及び村民へ向けた演奏会を、毎年出向し開催している。音楽鑑賞教室については、これをきっかけに音楽を志す生徒が多数出る等、村の音楽教育の一端を担っている。また村が交流を継続している南オーストラリア州の小学生が来日している際には、その生徒たち

にも参加してもらい、音楽を通じた国際交流にも寄与している。村民へ向けた演奏会は、村の公民館にて開催しているが、年中行事の1つとして定着し村の文化発展に貢献している。

●調布市以外の財団や、介護施設からの演奏依頼も多数ある。学事に影響のない範囲で受諾し、学生たちの演奏経験を重ねるとともに地域との連携を構築している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 A-2-1】学校法人桐朋学園・調布市「相互友好協力協定書」

【資料 A-2-2】大学との相互友好協力協定：調布市ウェブサイトより

【資料 A-2-3】調布市協定大学ゼミ展が開催される：調布市ウェブサイトより

【資料 A-2-4】議場コンサートや市の催しでの演奏に関する記事：調布市ウェブサイト等より

【資料 A-2-5】調布市立図書館との利用協定、利用案内：調布市立図書館ウェブサイトより

【資料 A-2-6】令和2年度相互友好協力協定締結大学 連携事業報告書

【資料 A-2-7】令和3年度相互友好協力協定締結大学 連携事業報告書

【資料 A-2-8】令和2年度相互友好協力協定締結大学との連携実績

【資料 A-2-9】令和3年度相互友好協力協定締結大学との連携実績

【資料 A-2-10】サンデー・マティネ・コンサート vol.246：調布市文化・コミュニティ振興財団ウェブサイトより

【資料 A-2-11】調布市報への演奏会情報の掲載：調布市報（2019年6月5日号）より

【資料 A-2-12】桐朋学園院内コンサート開催：杏林大学医学部附属病院ウェブサイトより

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域・社会連携については、コロナ禍の影響で活動が減少していたが、令和4(2022)年度から少しずつ以前の状況に戻りつつある。これまでの関係を再構築するとともに、新たなオンラインなども活用した取り組みなども検討していきたい。

【基準 A の自己評価】

本学では、学部・大学院のそれぞれの教育課程において、それぞれの専攻実技に加えて、室内楽や合唱、オーケストラなど多様なアンサンブルを学ぶカリキュラムを組んでおり、その成果を学内外のホールにおいて演奏会を開催することにより発表している。それらは単なる発表の場に留まらず、学生たちが演奏家として社会に出ていく場面にも直結しているため、学生たちに数多くの多様な演奏機会を提供し、これにより音楽の世界はもとより、社会においても認められる音楽家育成を実現している。

本学が展開している地域や社会連携は、本学の持つ物的・人的資源を社会に還元し、地域社会の音楽文化、教育環境の向上に大いに貢献している。今後も、自治体や関係機関との連携や協力関係を発展させ、教育研究機関としてより一層の地域貢献を行い、社会と共にある音楽家の育成に努めていきたい。

V. 特記事項

1. 桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室

「桐朋学園大学音楽学部附属子供のための音楽教室」は、昭和 23(1948)年に市ヶ谷の東京家政学院内に開設され、本学の礎となった。現在は日本全国の 28 教室に、年少から高校生までの約 2,000 人が在籍している。桐朋の音楽教室における教育は、子供たちの感性を育て、さまざまな形でその才能を開花させることを目指しており、既存のメソッドに当てはめることなく、子供たちの可能性とその成長過程に合わせた教育を行っている。

音楽教室生を対象とした「全国ジュニアピアノコンチェルト・オーディション」を開催し、オーディション合格者が大学生等から選ばれたソリストも出演する「桐朋ピアノ・ガラコンサート」でオーケストラと共演する機会なども設けている。

また、音楽教室の在籍生以外も参加できる講習会として、「ヴァイオリンセミナー」や「ピアノマスタークラス」を開催しており、大学教員等のレッスン受講や成果発表コンサートへの出演もできる。その他、平成 26(2014)年度から「全国ジュニア音楽コンクール」を開催しており、令和 4(2022)年度は、ピアノ部門及びヴァイオリン部門は小学生低学年から高校生までの 4 部門、作曲部門は小学生高学年から高校生までの 3 部門で開催され、84 人が参加した。

2. 学校法人桐朋学園アリオン江戸音楽振興基金

才能ある若手音楽家の助成や＜東京の夏＞音楽祭などで日本の音楽文化の発展に貢献してきた【財団法人アリオン音楽財団】が平成 25(2013)年 3 月末日をもって解散したことに伴い、学校法人桐朋学園でその残余財産等を引き継ぐこととなった。それ以後、桐朋学園では、若手音楽家への助成として＜アリオン桐朋音楽賞＞を運営し、また、音楽評論を広く社会に発表し、音楽文化の質の向上に貢献することが期待される優秀な個人に対しての＜柴田南雄音楽評論賞＞の運営を行っている。

＜アリオン桐朋音楽賞＞は、選考委員の推薦により将来の活躍が期待される有望な新人音楽家（対象：20 歳以下のピアノ及び弦楽器専攻生）を選出し、本賞に 60 万円、奨励賞に 30 万円が授与されている。

＜柴田南雄音楽評論賞＞は、作品の公募（演奏会批評 2 編、音楽時評もしくは音楽評論 1 編）により行われ、本賞に 60 万円、奨励賞に 30 万円が授与されている。

3. 桐朋学園音楽部門同窓会との関わり

「桐朋学園音楽部門同窓会」は仙川キャンパス内に同窓会事務室を設け、同窓生を支援する組織として運営されている。本学の同窓会の特色として、入学時に会員資格が得られることがある。楽器を習いたい学生生徒等と同窓生をマッチングする「生徒紹介サービス」や同窓生が開催するコンサートの後援名義貸与、同窓会会員によるコンサートの開催などが行われており、在学時から卒業生との結びつきができる機会ともなっている。中でも平成 24(2012)年 10 月の 60 周年記念コンサート「指揮者の祭典」、令和 4(2022)年 11 月の 70 周年記念コンサート「グランド・コンサート～TOHO Next Legend～」(いずれもサントリホールで開催)などは、音楽界からも注目を集めるコンサートとなった。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的については、桐朋学園大学学則（以下「本学学則」という。）第 1 条に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部の設置については本学学則第 4 条に定め、適正に運用している。	1-2
第 87 条	○	修業年限については、本学学則第 3 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 88 条	—	科目等履修生の修業年限の通算については、該当しない。	3-1
第 89 条	○	修業年限の特例については、本学学則第 3 条の 2 及び「桐朋学園大学早期卒業規程」に定め、適正に運用している。	3-1
第 90 条	○	入学資格については、本学学則第 23 条及び第 23 条の 2 に定め、適正に運用している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授その他の職員については、本学学則第 51 条から第 51 条の 5 及び「桐朋学園大学専任教員職位基準」に定め、適正に運用している。本学では、助教及び助手は採用していないが、実技試験における伴奏や演奏実習の補助を行う「嘱託演奏員」を採用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、本学学則第 52 条から第 54 条、及び「桐朋学園大学音楽学部教授会規程」に定め、適正に運用している。	4-1
第 104 条	○	学位については、本学学則第 21 条及び桐朋学園大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）第 34 条、並びに「桐朋学園大学学位規則」に定め、適正に運用している。	3-1
第 105 条	—	特別の課程については、該当しない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学を設置していない。同一法人が桐朋学園芸術短期大学を設置している。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、本学学則第 1 条第 2 項、本学大学院学則第 3 条及び「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」等を定め、毎年度実施し、報告書にまとめ本学ウェブサイト公表している。認証評価機関による認証評価も受審している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動状況については、本学ウェブサイトにて公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員については、本学学則第 51 条の 5 及び「桐朋学園音楽部門事務局運営要綱」において、その職務について定め、適正に運用している。	4-1 4-3

桐朋学園大学

第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学については、「桐朋学園大学転入学及び編入学に関する規則」に定め、適正に運用している。	2-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程修了者の編入学については、「桐朋学園大学転入学及び編入学に関する規則」に定め、適正に運用している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学校教育法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号～第 8 号までの事項については、本学学則及び本学大学院学則に定めている。第 9 号については該当しない。 また、通信制の課程、特別支援学校についても該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録の作成については、該当しない。ただし、学籍台帳を作成し、適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒については、本学学則第 43 条及び本学大学院学則第 41 条に定め、適正に運用している。	4-1
第 28 条	○	表簿の備えについては、関係部署において管理されている。また、保存期間については「桐朋学園音楽部門文書保存規程」に定め、適正に運用している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等については、該当しない。	4-1
第 146 条	—	修業年限の通算については、該当しない。	3-1
第 147 条	○	修業年限の特例による卒業認定の要件については、本学学則第 3 条の 2 及び「桐朋学園大学早期卒業規程」に定め、適正に運用している。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部の在学期間については、該当しない。	3-1
第 149 条	—	在学期間の通算については、対応しないこととしている。	3-1
第 150 条	○	高等学校卒業者と同等以上と認められる者については、本学学則第 23 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 151 条	○	特に優れた資質を有する者の認定（飛び入学制度）については、本学学則第 23 条の 2 に定め、適正に運用している。	2-1
第 152 条	○	飛び入学に関する自己点検及び評価については令和 4(2022)年度に実施し、その結果を本学ウェブサイトで公表している。	2-1
第 153 条	○	必要な在学年数については、本学学則第 23 条の 2 第 1 号に定め、適正に運用している。	2-1
第 154 条	○	高等学校に在学した者に準ずる者については、本学学則第 23 条の 2 に定め、適正に運用している。	2-1
第 161 条	○	短期大学を卒業した者の編入学については、本学学則第 27 条の 2 及び「桐朋学園大学転入学及び編入学に関する規則」に定め、適正に運用している。	2-1

桐朋学園大学

第 162 条	○	外国の大学等に在学した者の転学については、「桐朋学園大学転入学及び編入学に関する規則」に定め、適正に運用している。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については本学学則第 6 条及び本学大学院学則第 8 条、入学時期については学則第 22 条及び本学大学院学則第 15 条に定め、適正に運用している。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書の交付については、該当しない。	3-1
第 164 条	—	特別の課程及び履修証明書については、該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえて、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者に受入れに関する方針を定め、募集要項や履修案内、本学ウェブサイトにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、本学学則第 1 条第 2 項、本学大学院学則第 3 条及び「桐朋学園大学自己点検・評価実施規則」等を定め、毎年度実施し報告書にまとめ、本学ウェブサイトにて公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況についての情報については、本学ウェブサイトにて公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書・学位記については、本学学則第 20、21 条及び「桐朋学園大学学位規則」に定め、授与している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校を卒業した者の編入学については、「桐朋学園大学転入学及び編入学に関する規則」に定め、適正に運用している。	2-1
第 186 条	○	専修学校の専門課程を修了した者の編入学については、「桐朋学園大学転入学及び編入学に関する規則」に定め、適正に運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を満たしており、その趣旨に基づき適正に運用している。また、自己点検・評価や認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等についての不断の見直しを行い、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的については、本学学則第 1 条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜については、本学学則第 25 条及び入試要項に定めるところにより、アドミッション・ポリシーを定めた上で、適切な体制を整えて実施している。	2-1

桐朋学園大学

第3条	○	大学の目的を達成するために、本学学則第4条の規定により1学部1学科で組織されている。また、教育研究上適正な規模内容を有し、教育研究組織や教員数なども適切に運営されている。	1-2
第4条	○	大学の目的を達成するために、本学学則第4条の規定により1学部1学科で組織されている。学科は、専攻分野の教育研究に必要な組織を備えている。	1-2
第5条	—	学科に代えて組織される課程については、該当しない	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	本学学則第51条～第51条の4に教育研究実施組織について定め、必要な教員及び事務職員を配置している。厚生補導を組織的に行うために、教員を長とし、教員と事務職員からなる学生委員会を組織するとともに、その実施組織として事務局教学グループに学生支援チームを置いている。その他にも、キャリア支援センターを設置している他、各種委員会等において教員及び事務職員の相互連携体制を整えている。また、二つの校地にそれぞれ教員及び職員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	授業科目の担当については、教務委員会及び科目を運営する部会・委員会において主要授業科目は専任の教授又は准教授が担当するよう調整を行っている。また、TAや嘱託演奏員も活用している。	3-2 4-2
第9条	○	授業を担当しない教員については、本学にはオーケストラ・アドミニストレーターがおり、その職務等については「桐朋学園大学音楽学部オーケストラ・アドミニストレーター規程」を定め、運用している。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	大学設置基準別表第一、別表第二に定められた教員数を上回る教員数を確保している。	3-2 4-2
第11条	○	組織的な研修等を行うために「桐朋学園音楽部門 教職員人材育成の目標及びSD実施方針」を定め、体系的・組織的なSD研修を推進している。また、学生に対する教育の充実を図るために「桐朋学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき委員会を設置して、計画的にFD活動を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長の資格については、「桐朋学園大学学長候補者選出規程」第3条に定め、遵守している。	4-1
第13条	○	教授の資格については、「桐朋学園大学専任教員職位基準」第2条に定めている。	3-2 4-2
第14条	○	准教授の資格については、「桐朋学園大学専任教員職位基準」第3条に定めている。	3-2 4-2

桐朋学園大学

第 15 条	○	講師の資格については、「桐朋学園大学専任教員職位基準」の第 4 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	—	助教の資格については、本学では採用していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 17 条	—	助手の資格については、本学では採用していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員については、学科を単位として本学学則第 50 条に定め、在学する学生数を適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーに基づき、必要な科目を開設して、適切に運用している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目については、該当しない。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法については、本学大学学則第 11 条及び別表 1（桐朋学園大学音楽学部授業科目）に定め、適切に運用している。	3-2
第 21 条	○	単位については、本学学則第 15 条に定め、適切に運用している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は、35 週を下回らないように設定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は、15 週にわたる期間を単位として行っている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、教務委員会において履修登録の状況などを確認しながら、科目に応じた教育効果に配慮して、運用している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法については、本学学則第 14 条の 2 及に定め、適切に運用している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、学生には履修案内及びシラバスにて周知しているほか、成績評価等については本学学則第 17 条、第 18 条及び「桐朋学園大学成績評価に関する基準」に定め、適切に運用している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制の授業は行っておらず、該当しない。	3-2
第 27 条	○	単位の授与については、本学学則第 14 条、第 15 条及び「桐朋学園大学成績評価に関する基準」に定め、適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については、本学学則第 13 条第 2 項に基づく「桐朋学園大学音楽学部における履修単位の上限に関する規程」に定め、適切に運用している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目に係る単位の認定については、該当しない。	3-1
第 28 条	○	他の大学等における授業科目の履修については、本学学則第 16 条第 2 項及び「桐朋学園大学学外学修の取扱いに関する規則」に定め、適切に運用している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、本学学則第 16 条第 2 項及び「桐朋学園大学学外学修の取扱いに関する規則」に定め、適切に運用している。	3-1

桐朋学園大学

第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、本学学則第 16 条第 2 項及び「桐朋学園大学学外学修の取扱いに関する規則」に定め、適切に運用している。	3-1
第 30 条の 2	—	予め修業年限以上の在学を前提とした履修計画を立てることを認めておらず、該当しない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、本学学則第 55 条～58 条に定め、適正に運用している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、本学学則第 16 条及び第 20 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 33 条	—	授業時間制をとる場合の特例については、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地については、教育研究活動にふさわしい環境をもち、学生生活に必要な設備等が整えられている。	2-5
第 35 条	○	教育又は厚生補導を行う上で必要な施設は、適切に設置されている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設について、教育研究に支障ないような施設を備えた校舎を有している。研究室については共同研究室として備えている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積については、本学の校地面積は 13,589 m ² を有し、大学設置基準における必要な校地面積 7,200 m ² を上回っている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積については、本学の校舎面積は 14,415 m ² を有し、大学設置基準 6,677 m ² を上回っている。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料及び図書館については「桐朋学園大学附属図書館規則」等の関連規程を定めた上で、音楽分野の資料を重点的に収集しており、基本的な教材から専門性の高いものまで、きめ細かい選定を行っている。また、専門的職員を配置し、適切なレファレンスを実施できるようにしている。	2-5
第 39 条	—	附属施設については、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学実務実習に必要な施設については、該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については、本学は音楽大学として必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備については、本学は仙川キャンパス（調布市若葉町）と調布キャンパス（調布市調布ヶ丘）に校地を有しており、それぞれ教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、楽器のメンテナンスや学内通信環境等も含めて、必要な経費を確保し日頃より環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は本学の教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基礎組織については、該当しない。	3-2

桐朋学園大学

第 42 条	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設置しておらず、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設置しておらず、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に設ける組織については、該当しない。	1-2
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学についての適用除外については、該当しない。	2-5
第 61 条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件については、本学学則第 21 条及び「桐朋学園大学学位規則」に定め、適正に運用している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、「桐朋学園大学学位規則」第 2 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程に係る学位授与の方法については、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位規程については「桐朋学園大学学位規則」に定め、適正に運用している。	3-1

桐朋学園大学

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「学校法人桐朋学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)を定め、寄附行為第 32 条の規程により、事業計画及び事業に関する中期的な計画を編成し、また寄附行為第 35 条の規程により、情報の公表を行っている。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 11 条及び第 17 条並びに寄附行為施行細則 14 条に定め、利益相反に適切に対応することを定めるなど法の趣旨をふまえ、適切に実施している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、寄附行為第 34 条に定め、適切に運用している。	5-1
第 35 条	○	役員については、寄附行為第 5 条に定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 6 条に定め、適正に運用している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、寄附行為第 6 条から第 11 条に定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、寄附行為第 10 条から第 14 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 11 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 13 条に定め、適切に実施している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 18 条に定め、適正に運用している。	5-3
第 42 条	○	評議員会に対する諮問事項は、寄附行為第 20 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 23 条に定め、適切に実施している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任については、寄附行為第 15 条及び第 16 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3

桐朋学園大学

第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 43 条に定め、適切に実施している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 32 条に定め、適切に作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条第 2 項に定め、適切に実施している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 34 条に定め、適切に実施している。	5-1
第 48 条	○	報酬等については、寄附行為第 36 条及び「学校法人桐朋学園役員報酬等支給規程」を定め、適正に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、寄附行為第 38 条に定め、適正に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公開については、寄附行為第 35 条に定め、適切に運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、本学大学院学則第 2 条に定め、遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院研究科の設置については、本学大学院学則第 5 条に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	大学院の入学資格については、本学大学院学則第 16 条に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については、本学大学院学則第 16 条に定め、遵守している。	2-1
第 156 条	○	修士の学位と同等以上の学力があると認められる者については、本学大学院学則第 16 条第 2 項に定め、遵守している。	2-1
第 157 条	○	飛び入学制度については、本学大学院学則第 16 条第 1 項第 5 号にその受入について定め、遵守している。	2-1
第 158 条	○	飛び入学制度での入学者に関する点検・評価は、これまでに入学者の実績がないため、まだ実施していない。	2-1
第 159 条	○	飛び入学可能な大学在学年数については、本学大学院学則第 16 条第 1 項第 5 号に定めている。	2-1

桐朋学園大学

第 160 条	○	飛び入学可能な大学在学年数に準ずる者について、本学大学院学則第 16 条に定めている。	2-1
---------	---	---	-----

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を満たしており、その趣旨に基づき適正に運用している。また、自己点検・評価や認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等についての不断の見直しを行い、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的については、本学大学院学則第 2 条に定めるとともに、「養成しようとする人材」を定めて公表している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜については、本学大学院学則第 18 条及び学生募集要項に定めるところにより、アドミッション・ポリシーを定めた上で、適切な体制を整えて実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院の課程については、本学大学院学則第 4 条に修士課程及び博士後期課程とすることを定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程については、該当しない。	1-2
第 3 条	○	修士課程の目的については本学大学院学則第 2 条第 1 項、標準修業年限について第 12 条、在学年限について第 13 条に定め、適正に運用している。	1-2
第 4 条	○	博士課程の目的については本学大学院学則第 2 条第 2 項、標準修業年限について第 12 条、在学年限について第 13 条に定め、適正に運用している。	1-2
第 5 条	○	研究科については、本学大学院学則第 5 条、第 5 条の 2、第 5 条の 3、第 6 条等に定め、適正に運用している。	1-2
第 6 条	○	専攻については、本学大学院学則第 5 条第 2 項に定め、適正に運用している。	1-2
第 7 条	○	研究科と学部等の関係については、本学学部（音楽学部）と研究科（音楽研究科）は同じ音楽分野の課程であり、また、大学院教員は、原則として、学部の専門科目も担当しており、適切に連携が図れている。	1-2
第 7 条の 2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科については、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織については、該当しない。	1-2 3-2 4-2

桐朋学園大学

第 8 条	○	教育研究実施組織等については、教員組織について本学大学院学則第 6 条に定め、必要な教員及び事務職員を配置している。厚生補導を組織的に行うために事務局教学グループに学生支援チームを置くとともに教員と事務職員から成る学生委員会を組織している。その他にも、キャリア支援センターを設置している他、各種委員会等において教員及び事務職員の相互連携体制を整えている。また二つの校地にそれぞれ教員及び職員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	教員組織及びその資格については、本学大学院学則第 6 条第 3 項及び「桐朋学園大学専任教員職位基準」に定め、適正に運用している。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	組織的な研修等を行うために「桐朋学園音楽部門 教職員人材育成の目標及び SD 実施方針」を定め、体系的・組織的な SD 研修を推進している。また、学生に対する教育の充実を図るために、「桐朋学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき委員会を設置して、計画的に FD 活動を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	収容定員については本学大学院学則第 14 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 11 条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーに基づき、必要な科目を開設して、適切に運用している。	3-2
第 12 条	○	授業及び研究指導については、本学大学院学則第 23 条に定め、同学則別表第 1 に定める授業科目を配置し、適切に実施している。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導を行う教員については、本学大学院学則第 6 条第 3 項及び第 27 条に定め、適正に運用している。	2-2 3-2
第 14 条	—	教育方法の特例については、該当しない。	3-2
第 14 条の 2	○	授業及び研究指導の計画や成績評価基準等の明示等については、学生にはシラバスで周知しているほか、修了要件については本学大学院学則第 29 条、成績評価等については第 30 条及び「桐朋学園大学大学院成績評価に関する基準」や「学位論文等の評価に当たっての基準」も定めて、学生に対しても明示し、適正に運用している。	3-1
第 15 条	○	大学設置基準の準用については、本学大学院学則等においてそれぞれ定め、適正に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、本学大学院学則第 29 条第 1 項及び「桐朋学園大学大学院修士課程及び博士後期課程の修了要件に関する基準」に定め、適正に運用している。	3-1
第 17 条	○	博士後期課程の修了要件については、本学大学院学則第 29 条第 2 項及び「桐朋学園大学大学院修士課程及び博士後期課程の修了要件に関する基準」に定め、適正に運用している。	3-1

桐朋学園大学

第 19 条	○	講義室等については、大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実習室、演習室等を十分に備えているほか、大学等との共用施設として 234 人収容できる音楽ホールを備えている。	2-5
第 20 条	○	機械、器具等については、授業及び研究指導に必要な機械、器具等を備えており、音楽分野特有の楽器についても十分に備え、調律や調整などの管理も適切に実施している。	2-5
第 21 条	○	教育研究上必要な資料については、図書館において音楽分野を重点的に収集しており、基本的な教材から専門性の高いものまで、きめ細かい選定を行っている。また、専門的職員を配置し、適切なレファレンスを実施できるようにしている。	2-5
第 22 条	○	学部等の施設及び設備の共用については、教育研究上支障が生じない範囲で、学部等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備については、調布キャンパス（調布市調布ヶ丘）と仙川キャンパス（調布市若葉町）に校地を有しており、それぞれ教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備については、楽器のメンテナンスや学内通信環境等も含めて、必要な経費を確保して日頃より環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科名「音楽研究科」専攻名「音楽専攻」は、「自由で豊かな感性を持つ個性ある音楽家の育成」「音楽教育による社会貢献」「世界における音楽文化の創造」を建学の精神とする本学に適切な名称である。	1-1
第 23 条	—	独立大学院ではないので、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院ではないので、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を置く大学院は設置しておらず、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等関係課程実施基本組織については、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程は設置されていないので、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設置しておらず、該当しない。	3-2

桐朋学園大学

第34条の3	—	工学を専攻する研究科は設置しておらず、該当しない。	4-2
第42条	○	学識を教授するための必要な能力を培うための機会については、そのような機会に関する情報の提供を行うことに努めている。	2-3
第43条	○	経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示については、事務局学生支援チームにて学内外の奨学金などの経済的支援に関わる情報を提供し、支援を実施している。	2-4
第45条	—	外国に設ける組織については、該当しない。	1-2
第46条	—	段階的整備については、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第5条の2			3-2 3-3 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

桐朋学園大学

第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件については、本学大学院学則第 34 条及び「桐朋学園大学学位規則」に定め、適正に運用している。	3-1
第 4 条	○	博士の学位授与の要件については、本学大学院学則第 34 条及び「桐朋学園大学学位規則」に定め、適正に運用している。	3-1
第 5 条	○	学位の授与に係る審査への協力については、修士課程については「桐朋学園大学学位規則」第 7 条第 3 項に、博士後期課程については同規則第 14 条第 3 項に定め、適正に運用している。	3-1
第 12 条	○	学位授与の報告については、適正に実施している。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2

桐朋学園大学

第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人桐朋学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	TOHO GAKUEN SCHOOL OF MUSIC 2024	<別冊>資料 F-2
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	桐朋学園大学学則	
	桐朋学園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	音楽学部	<別冊>【資料 F-4(A)】
	1. 入試要項 一般選抜（対面、オンライン、編入学・対面、編入学・オンライン） 2. 入試要項 学校推薦型選抜（一般）	・資料 F-4-1 ・資料 F-4-2

桐朋学園大学

<p>【資料 F-4】</p>	<p>3. 入試要項 学校推薦型選抜 (指定校第一種) 4. 入試要項 学校推薦型選抜 (指定校第二種) 5. 入試要項 総合型選抜 (特待生) 6. 入試要項 総合型選抜 (飛び入学) 7. 入試要項 一般 (3月特別) 選抜 <u>大学院音楽研究科 (修士課程)</u> 8. 学生募集要項 9. 特別入試 学生募集要項 <u>大学院音楽研究科 (博士後期課程)</u> 10. 学生募集要項 <u>音楽学部 ディプロマ・コース</u> 11. 入試要項 <u>音楽学部 研究生</u> 12. 入試要項 <u>音楽学部 科目等履修生</u> 13. 募集 (再登録) 要項</p>	<p>・資料 F-4-3 ・資料 F-4-4 ・資料 F-4-5 ・資料 F-4-6 ・資料 F-4-7 <別冊> 【資料 F-4(B)】 ・資料 F-4-8 ・資料 F-4-9 ・資料 F-4-10 ・資料 F-4-11 ・資料 F-4-12 ・資料 F-4-13</p>
<p>【資料 F-5】</p>	<p>学生便覧 ・桐朋学園大学 履修案内 学生便覧 2023</p>	<p><別冊> 【資料 F-5】</p>
<p>【資料 F-6】</p>	<p>事業計画書 2023 年度 音楽部門事業計画 (2023 年度 当初予算書より)</p>	
<p>【資料 F-7】</p>	<p>事業報告書 2022 (令和 4) 年度 事業報告書</p>	<p><別冊> 【資料 F-7】</p>
<p>【資料 F-8】</p>	<p>アクセスマップ、キャンパスマップなど ・アクセスマップ ・キャンパスマップ</p>	
<p>【資料 F-9】</p>	<p>法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ) 桐朋学園音楽部門規程集 2023 年版</p>	
<p>【資料 F-10】</p>	<p>理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 1. 学校法人桐朋学園 理事・監事・評議員対照表 (令和 5 年度) 2. 令和 4 年度 理事会・評議員会の開催状況 3. 令和 4 年度 定例理事会・評議員会・法人審議会日程</p>	
<p>【資料 F-11】</p>	<p>決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間) 1. 平成 30 年度 計算書類 (及び監事監査報告書) 2. 2019 年度 計算書類 (及び監事監査報告書) 3. 2020 年度 計算書類 (及び監事監査報告書) 4. 2021 年度 計算書類 (及び監事監査報告書) 5. 2022 年度 計算書類 (及び監事監査報告書)</p>	<p><別冊> 【資料 F-11-1】 <別冊> 【資料 F-11-2】 <別冊> 【資料 F-11-3】 <別冊> 【資料 F-11-4】 <別冊> 【資料 F-11-5】</p>
<p>【資料 F-12】</p>	<p>履修要項、シラバス (電子データ) 1. 桐朋学園大学 履修案内 2023 2. 2023 年度 履修案内 桐朋学園大学大学院音楽研究科修士課程 3. 2023 年度 履修案内 桐朋学園大学大学院音楽研究科博士後期課程 4. 2023 年度 授業内容 (シラバス) 桐朋学園大学音楽学部 5. 2023 年度 授業内容 (シラバス) 桐朋学園大学大学院修士課程 6. 2023 年度 授業内容 (シラバス) 桐朋学園大学大学院博士後期課程</p>	<p>・資料 F-12-1 ・資料 F-12-2 ・資料 F-12-3 ・資料 F-12-4 ・資料 F-12-5 ・資料 F-12-6</p>
<p>【資料 F-13】</p>	<p>三つのポリシー一覧 (策定単位ごと) 三つのポリシー一覧</p>	
<p>【資料 F-14】</p>	<p>設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの) 該当なし</p>	

桐朋学園大学

【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人桐朋学園寄附行為第 3 条	資料 F-1 より
【資料 1-1-2】	桐朋学園大学学則第 1 条	資料 F-3 より
【資料 1-1-3】	桐朋学園大学大学院学則第 2 条	資料 F-3 より
【資料 1-1-4】	建学の精神、教育の目的、教育の理念：本学ウェブサイトより	
【資料 1-1-5】	令和 3(2021)年 10 月 12 日教授会の＜資料 5＞3 ポリシー改定について	
【資料 1-1-6】	令和 3(2021)年 11 月 9 日教授会議事録及び同教授会の資料 No.2	
【資料 1-1-7】	桐朋の教育理念：学校案内より	資料 F-2 より
【資料 1-1-8】	私たちの立場：「子供のための音楽教室」開設趣意書	
【資料 1-1-9】	「飛び入学」に関する自己点検・評価：2022 年度自己点検・評価報告書より	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人桐朋学園中期計画案（2023 年度～2027 年度）	
【資料 1-2-2】	教育の目的、教育の理念：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 1-2-3】	学校法人桐朋学園 音楽部門 中期計画 実績評価（案）（2022 年度～2026 年度）	
【資料 1-2-4】	建学の精神や教育の目的、教育の理念と三つのポリシーへの反映状況	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入試情報（アドミッション・ポリシーの掲載ページ）：学校案内より	資料 F-2 より
【資料 2-1-2】	入試要項（アドミッション・ポリシーの掲載ページ）	資料 F-4 より
【資料 2-1-3】	アドミッション・ポリシー（3 つのポリシー）：本学ウェブサイトより	
【資料 2-1-4】	過去の入試問題：本学ウェブサイトより	
【資料 2-1-5】	進学理由：学生アンケートの結果より	
【資料 2-1-6】	出願前の事前相談：博士後期課程学生募集要項より	資料 F-4-10 より
【資料 2-1-7】	入学試験本部体制についての関連資料	
【資料 2-1-8】	桐朋学園大学音楽学部 一般選抜 受験心得 2023（抜粋）	
【資料 2-1-9】	アドミッション・ポリシーと入学試験課題の関係	
【資料 2-1-10】	研究計画書：修士課程学生募集要項書類より	資料 F-4-8 より
【資料 2-1-11】	副専攻制度：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 2-1-12】	研究生、ディプロマ・コース、科目等履修生：本学ウェブサイトより	
2-2. 学修支援		

桐朋学園大学

【資料 2-2-1】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教務委員会規程	資料 F-9 より
【資料 2-2-2】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス学生・生徒委員会規程	資料 F-9 より
【資料 2-2-3】	桐朋学園大学附属図書館運営会議規程	資料 F-9 より
【資料 2-2-4】	図書館ガイダンス一覧ほか、関連の資料	
【資料 2-2-5】	桐朋学園大学大学院ティーチング・アシスタント実施規程	資料 F-9 より
【資料 2-2-6】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス嘱託演奏員規程	資料 F-9 より
【資料 2-2-7】	シラバスへの「オフィスアワー」記載例：授業内容より	資料 F-12-4 より
【資料 2-2-8】	桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援について、桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援に関する基本方針：学生便覧より	資料 F-5 より
【資料 2-2-9】	桐朋学園音楽部門 アクセシビリティ支援に申請される方へ	
【資料 2-2-10】	アクセシビリティ支援ほか配慮を必要とする学生：2022 年度第 9 回教授会資料より	
【資料 2-2-11】	桐朋学園大学附属図書館フレンドリー・サービス利用案内	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2023 この一冊で桐朋のキャリア支援がわかる	
【資料 2-3-2】	2022 年度 キャリア支援センター 実施講座等	
【資料 2-3-3】	桐朋学園大学キャリア支援センター規程	資料 F-9 より
【資料 2-3-4】	「日本語表現 1」：授業内容より、 2022 年度キャリア支援連携授業内容	資料 F-12-4 より
【資料 2-3-5】	ソルフェージュ教育各論：シラバスより	資料 F-12-4 より
【資料 2-3-6】	音楽特別活動：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 2-3-7】	教員養成の状況：本学ウェブサイトより	
【資料 2-3-8】	卒業生へのキャリア支援センター講座等への参加案内：キャリア支援センターウェブサイトより	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス学生・生徒委員会規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-2】	桐朋学園音楽部門事務局分掌規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-3】	学生会館：本学ウェブサイトより	
【資料 2-4-4】	特待生制度・奨学金制度：本学ウェブサイトより	
【資料 2-4-5】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス奨学金規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-6】	桐朋学園音楽部門被災学生・生徒に対する授業料減免に関する規程	資料 F-9 より
【資料 2-4-7】	桐朋学園音楽部門 学生相談室（パンフレット）	
【資料 2-4-8】	学生相談室からのメッセージレター（2022.1、2022.9）	
【資料 2-4-9】	桐朋学園音楽部門保健室利用案内	
【資料 2-4-10】	学生生活スタートブック：学生生活は危険がいっぱい（表紙・目次等）	
【資料 2-4-11】	ソーシャル・メディアガイドライン：学生便覧より	資料 F-5 より
【資料 2-4-12】	年間授業料減免のお知らせ：本学ウェブサイトより	
【資料 2-4-13】	コロナ対応緊急給付奨学生募集について：本学ウェブサイトより	
【資料 2-4-14】	郵送による貸出サービスの開始：図書館 OPAC ウェブサイトより	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	アクセスマップ	資料 F-8 より
【資料 2-5-2】	新型コロナ感染拡大防止策としての設備整備状況	
【資料 2-5-3】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教室・レッスン室使用規程	資料 F-9 より
【資料 2-5-4】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教室・レッスン室貸出規程	資料 F-9 より
【資料 2-5-5】	桐朋学園宗次ホールの案内：2023 学校案内より	
【資料 2-5-6】	図書館利用案内	

桐朋学園大学

【資料 2-5-7】	2022 年度蔵書数報告	
【資料 2-5-8】	2022 年度国立情報学研究所 ILL 貸借受付件数	
【資料 2-5-9】	桐朋学園大学・桐朋学園芸術短期大学オープンアクセス方針	資料 F-9 より
【資料 2-5-10】	桐朋学園大学・桐朋学園芸術短期大学学術機関リポジトリ運営指針	資料 F-9 より
【資料 2-5-11】	図書館：2022-2023 年度開館カレンダー	
【資料 2-5-12】	図書館：2022 年度利用統計	
【資料 2-5-13】	Classroom へようこそ 学生版 使い方ガイド	
【資料 2-5-14】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会規程	資料 F-9 より
【資料 2-5-15】	2022 年度 科目区分別受講者数	
【資料 2-5-16】	コロナ対応教室の定員数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2022 年度（学部）学修時間・学修行動・学修成果 調査結果まとめより	
【資料 2-6-2】	2022 年度（大学院）学修時間・学修行動・学修成果 調査結果まとめより	
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート結果：2022 年度 ファカルティ・ディベロップメント報告書より	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー概要表現について：2021 年度第 9 回教授会資料より<資料 3>及び同教授会議事録より	
【資料 3-1-2】	桐朋学園大学成績評価に関する基準	資料 F-9 より
【資料 3-1-3】	音楽学部：カリキュラム・ポリシー	資料 F-13 より
【資料 3-1-4】	桐朋学園大学早期卒業規程	資料 F-9 より
【資料 3-1-5】	桐朋学園大学大学院成績評価に関する基準	資料 F-9 より
【資料 3-1-6】	桐朋学園大学大学院学則第 12 条、第 29 条、	資料 F-3 より
【資料 3-1-7】	桐朋学園大学大学院修士課程及び博士後期課程の修了要件に関する基準	資料 F-9 より
【資料 3-1-8】	桐朋学園大学学則第 16 条第 2 項	資料 F-3 より
【資料 3-1-9】	桐朋学園大学学外学修の取扱いに関する規則	資料 F-9 より
【資料 3-1-10】	令和 4(2022)年度の短大の履修科目と件数	
【資料 3-1-11】	桐朋学園大学音楽学部科目等履修生（単位互換）規程	資料 F-9 より
【資料 3-1-12】	短大連携科目の履修方法：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-1-13】	桐朋学園大学音楽学部科目等履修生（高大連携）規程	資料 F-9 より
【資料 3-1-14】	高大連携制度による単位認定について：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-1-15】	桐朋学園大学音楽学部教授会規程第 8 条第 1 項	資料 F-9 より
【資料 3-1-16】	桐朋学園大学大学院学外学修の取扱いに関する規則	資料 F-9 より
【資料 3-1-17】	桐朋学園大学学位規則	資料 F-9 より
【資料 3-1-18】	学位論文等の評価にあたっての基準	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	三つのポリシー一覧	資料 F-13
【資料 3-2-2】	2021 年度の 3 ポリシー改定に関する会議資料等	
【資料 3-2-3】	2021 年度第 8 回教務委員会議事覚書	

桐朋学園大学

【資料 3-2-4】	実技試験課題（ピアノ、弦楽器、管楽器、打楽器、ハーブ、声楽）	
【資料 3-2-5】	和声法・音楽史の既修者の履修方法について：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-6】	各専攻の専門科目の履修方法：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-7】	設置授業と履修学年・単位数表：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-8】	副専攻・副科・室内楽 履修状況と推移	
【資料 3-2-9】	英語の履修について：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-10】	シラバスの公開状況	
【資料 3-2-11】	2023 年度『講義概要』（シラバス）作成のお願い	
【資料 3-2-12】	履修単位の上限に関する履修案内への記載：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-13】	桐朋学園大学音楽学部における履修単位の上限に関する規程	資料 F-9 より
【資料 3-2-14】	設置科目について：修士課程 履修案内より	資料 F-12-2 より
【資料 3-2-15】	設置科目について：博士後期課程 履修案内より	資料 F-12-3 より
【資料 3-2-16】	一般教養科目変更に関する教務委員会資料及び議事録等（2021 年 9 月）	
【資料 3-2-17】	「国際政治学」：授業内容より、 「ドイツの言語と文学」：2022 年度授業内容より	資料 F-12-4 より
【資料 3-2-18】	ソルフェージュ系科目－必修単位修得の流れ：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-19】	2022 年度 ソルフェージュ受講者数、クラス平均受講者数	
【資料 3-2-20】	2022 年度 科目分類別 平均受講者数	
【資料 3-2-21】	技能検定による単位認定、「楽書講読」履修による単位振替：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-22】	短大連携科目：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-23】	音楽特別活動：履修案内より	資料 F-12-1 より
【資料 3-2-24】	2021 年度ファカルティ・ディベロップメント報告書より、一般教育部会の実施報告	
【資料 3-2-25】	2022 年度第 8 回教務委員会議事覚書（遠隔形式授業について）	
【資料 3-2-26】	遠隔授業実施にあたって（2023 年度）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシーに関する会議資料（制定：2021 年度第 8 回教授会・研究科委員会、一部改正：2022 年度第 6 回教授会・研究科委員会）	
【資料 3-3-2】	2022 年度 学修成果報告	
【資料 3-3-3】	学生アンケートより（教育課程）	
【資料 3-3-4】	進路・就職：本学ウェブサイトより	
【資料 3-3-5】	2022 年度 大学院学修成果報告	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	桐朋学園大学学長候補者選出規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-2】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-3】	桐朋学園音楽部門経営評議会規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-4】	桐朋学園大学音楽学部教授会規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-5】	桐朋学園大学大学院研究科委員会規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-6】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営要綱	資料 F-9 より
【資料 4-1-7】	桐朋学園大学副学長に関する規程	資料 F-9 より

桐朋学園大学

【資料 4-1-8】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス主任会議規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-9】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス部会・運営委員会規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-10】	桐朋学園音楽部門事務局組織図	
【資料 4-1-11】	桐朋学園音楽部門事務局運営要綱	資料 F-9 より
【資料 4-1-12】	桐朋学園音楽部門事務局分掌規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-13】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス教務委員会規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-14】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス学生・生徒委員会規程	資料 F-9 より
【資料 4-1-15】	桐朋学園大学附属図書館運営会議規程	資料 F-9 より
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	桐朋学園大学大学院音楽研究科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書より（平成 29 年～令和元年）	
【資料 4-2-2】	桐朋学園音楽部門教職員採用検討会議規程	資料 F-9 より
【資料 4-2-3】	桐朋学園音楽部門専任教職員採用手続に関する内規	資料 F-9 より
【資料 4-2-4】	桐朋学園大学音楽学部教授会及び研究科委員会人事規程	資料 F-9 より
【資料 4-2-5】	桐朋学園大学専任教員職位基準	資料 F-9 より
【資料 4-2-6】	桐朋学園大学特任教授及び特任講師規程	資料 F-9 より
【資料 4-2-7】	桐朋学園大学特命教授規程	資料 F-9 より
【資料 4-2-8】	桐朋学園大学教育研究活動実績の報告に関する内規	資料 F-9 より
【資料 4-2-9】	教員紹介の掲載例：本学ウェブサイトより	
【資料 4-2-10】	桐朋学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	資料 F-9 より
【資料 4-2-11】	2021 年度 ファカルティ・ディベロップメント報告書	
【資料 4-2-12】	2022 年度 ファカルティ・ディベロップメント報告書	
【資料 4-2-13】	桐朋学園音楽部門専任教職員海外研修規程	資料 F-9 より
【資料 4-2-14】	桐朋学園大学海外研修特別助成規程	資料 F-9 より
【資料 4-2-15】	研究紀要第 48 集（表紙）、桐朋学園大学研究紀要総目次〔第 1 集-第 47 集〕	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	桐朋学園音楽部門 教職員人材育成の目標及び SD 実施方針	資料 F-9 より
【資料 4-3-2】	桐朋学園音楽部門専任事務職員研修基準	資料 F-9 より
【資料 4-3-3】	2022 年度 事務職員が参加した研修会等	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	桐朋学園大学研究倫理規範	資料 F-9 より
【資料 4-4-2】	桐朋学園大学研究倫理規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-3】	桐朋学園大学研究倫理委員会規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-4】	選書資料（2023 年 3 月の図書館運営会議資料より抜粋）	
【資料 4-4-5】	研究資料購入申請書	
【資料 4-4-6】	桐朋学園大学における研究活動に係る不正防止に関する規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-7】	桐朋学園大学公的研究費管理規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-8】	2023 年度 公的研究費ハンドブック	
【資料 4-4-9】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費交付規程	資料 F-9 より
【資料 4-4-10】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス研究費取扱細則	資料 F-9 より
【資料 4-4-11】	桐朋学園音楽部門 70 周年記念助成	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人桐朋学園寄附行為施行細則 第 2 条	資料 F-9 より
【資料 5-1-2】	学校法人桐朋学園寄附行為 第 3 条	資料 F-1 より
【資料 5-1-3】	桐朋学園音楽部門運営大綱	資料 F-9 より
【資料 5-1-4】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス会議規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-5】	桐朋学園音楽部門事務局運営要綱	資料 F-9 より
【資料 5-1-6】	桐朋学園音楽部門事務局分掌規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-7】	桐朋学園音楽部門就業規則	資料 F-9 より
【資料 5-1-8】	学校法人桐朋学園個人情報保護方針	資料 F-9 より
【資料 5-1-9】	学校法人桐朋学園公益通報等に関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-10】	桐朋学園音楽部門個人情報の保護に関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-11】	桐朋学園音楽部門特定個人情報の適正な取扱いに関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-12】	桐朋学園大学利益相反マネジメント規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-13】	学校法人桐朋学園情報の公開に関する規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-14】	情報公開、大学概要：本学ウェブサイトより	
【資料 5-1-15】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス制度審議会規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-16】	学校法人桐朋学園のエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針	資料 F-9 より
【資料 5-1-17】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパスハラスメント防止委員会規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-18】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパスハラスメント対応委員会規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-19】	桐朋学園音楽部門ハラスメント防止規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-20】	桐朋学園音楽部門アクセシビリティ支援について：本学ウェブサイトより	
【資料 5-1-21】	桐朋学園大学研究倫理規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-22】	学校法人桐朋学園保安委員会・保安連絡協議会設置規則	資料 F-9 より
【資料 5-1-23】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス保安委員会規程	資料 F-9 より
【資料 5-1-24】	2022 年度「普通救命講習および再講習会」開催のお知らせ	
【資料 5-1-25】	桐朋学園音楽部門<教職員向け>危機対応の手引き	
【資料 5-1-26】	桐朋学園音楽部門衛生委員会規程	資料 F-9 より
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人桐朋学園寄附行為より第 3 章	資料 F-1 より
【資料 5-2-2】	令和 4 年度 理事会・評議員会の開催状況	資料 F-10 より
【資料 5-2-3】	2023(令和 5)年度 定例理事会・評議員会・法人運営審議会日程	
【資料 5-2-4】	学校法人桐朋学園運営審議会規程	資料 F-9 より
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	桐朋学園音楽部門仙川キャンパス運営協議会規程	資料 F-9 より
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	桐朋学園音楽部門運営大綱	資料 F-9 より
【資料 5-4-2】	桐朋学園音楽部門経営評議会規程	資料 F-9 より
【資料 5-4-3】	2023 年度から 2032 年度までの収支見通し	
【資料 5-4-4】	桐朋学園音楽部門留学支援奨学金「江崎スカラシップ」規程	資料 F-9 より
【資料 5-4-5】	桐朋学園大学大学院 宗次徳二特待奨学金規程	資料 F-9 より
【資料 5-4-6】	学校法人桐朋学園資産取得規程	資料 F-9 より
【資料 5-4-7】	桐朋学園音楽部門報 2022	

桐朋学園大学

5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人桐朋学園経理規程	資料 F-9 より
【資料 5-5-2】	学校法人桐朋学園経理規程実施細則	資料 F-9 より
【資料 5-5-3】	学校法人桐朋学園資産除却規程	資料 F-9 より
【資料 5-5-4】	桐朋学園音楽部門稟議決裁規程	資料 F-9 より

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	桐朋学園大学自己点検・評価委員会規程	資料 F-9 より
【資料 6-1-2】	桐朋学園大学自己点検・評価実施規則	資料 F-9 より
【資料 6-1-3】	内部質保証方針：本学ウェブサイトより	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価：本学ウェブサイトより	
【資料 6-2-2】	学生対象：アンケートおよび調査の結果について：本学ウェブサイトより	
【資料 6-2-3】	2022 年度後期 授業評価アンケート 分類別集計結果表より	
【資料 6-2-4】	2022 年度 学修時間・学修行動・学修成果 調査結果	
【資料 6-2-5】	2022 年度 【大学院】学修時間・学修行動・学修成果 調査結果	
【資料 6-2-6】	桐朋学園音楽部門事務局分掌規程	資料 F-9 より
【資料 6-2-7】	IR 通信（2022 年 11 月、2023 年 1 月）	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2017（平成 29）年度 自己点検・評価報告書	
【資料 6-3-2】	学校法人桐朋学園 音楽部門 中期計画 実績評価（案）（2022 年度～2026 年度）	

基準 A. 演奏活動と地域・社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が実施している演奏活動		
【資料 A-1-1】	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団と桐朋学園大学音楽学部との相互協力提携に関する協定書	
【資料 A-1-2】	桐朋学園オーケストラ グリーンホール定期 Vol.16, Vol.17：調布市文化・コミュニティ振興財団ウェブサイトより	
【資料 A-1-3】	ピアノ部会 桐朋木の香りコンサートシリーズ 2022、木の香りコンサート弦楽器部会：開催一覧	
A-2. 地域・社会連携について		
【資料 A-2-1】	学校法人桐朋学園・調布市「相互友好協力協定書」	
【資料 A-2-2】	大学との相互友好協力協定：調布市ウェブサイトより	
【資料 A-2-3】	調布市協定大学ゼミ展が開催される：調布市ウェブサイトより	
【資料 A-2-4】	議場コンサートや市の催しでの演奏に関する記事：調布市ウェブサイト等より	
【資料 A-2-5】	調布市立図書館との利用協定、利用案内：調布市立図書館ウェブサイトより	
【資料 A-2-6】	令和 2 年度 相互友好協力協定締結大学連携事業報告書	

桐朋学園大学

【資料 A-2-7】	令和 3 年度 相互友好協力協定締結大学連携事業報告書	
【資料 A-2-8】	令和 2 年度 相互友好協力協定締結大学との連携実績	
【資料 A-2-9】	令和 3 年度 相互友好協力協定締結大学との連携実績	
【資料 A-2-10】	サンデー・マティネ・コンサート vol.246 : 調布市文化・コミュニティ振興財団ウェブサイトより	
【資料 A-2-11】	調布市報への演奏会情報の掲載 : 調布市報 (2019 年 6 月 5 日号) より	
【資料 A-2-12】	桐朋学園院内コンサート開催 : 杏林大学医学部付属病院ウェブサイトより	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。